

Quarterly Journal of Public Policy & Management

季刊 政策・経営研究

2017

Vol.3

特集 日本経済の中期展望

Special Edition : Medium-Term Outlook for the Japanese Economy



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

C O N T E N T S

日本経済の中期展望

- 1 | 2020年代の日本経済
The Japanese Economy in the 2020s
中塚 伸幸
Nobuyuki Nakatsuka
- 13 | 日本の財政の現状と中長期的な課題
Japan's Current Fiscal Situation and Medium- and Long-Term Issues
中田 一良
Kazuyoshi Nakata
- 26 | フィンテックの現状と展望
The Potential of Fintech
廉 了
Satoru Kado
- 37 | 人口減少社会における外国人の受け入れ・
社会統合に関する論点
Points of Discussion Regarding Accepting Foreigners and Integrating Them
into Society in an Age of Population Decline
加藤 真
Makoto Kato

シンクタンク・レポート

- 48 | 経営視点で取り組む「真の健康経営」に向けて
Toward True Health-Oriented Management Conducted from a Business Point of View
高橋 千枝子
Chieko Takahashi
- 54 | バスク自治州ビルバオの食文化
The Culinary Culture of Bilbao, Basque Autonomous Community
太下 義之
Yoshiyuki Oshita

2020年代の日本経済

～活路は生産性の向上にあり～

The Japanese Economy in the 2020s: Productivity Improvement as a Way to Survive

当社では、2030年までのわが国経済を展望した中期見通しを作成した。この中で、実質成長率は足もと2010年代後半の年平均1.0%程度から、2020年代前半には0.7%に、後半には0.5%に低下することを見込んでいる。潜在成長率についても、足もとの0.8%程度から2020年代には0.6%程度にまで低下するものと見込む。潜在成長率は労働力、資本装備、全要素生産性の3つの要素のトレンドをふまえて算定されるが、いうまでもなく少子高齢化の進展による労働力人口の減少が、潜在成長率を押し下げる主因である。女性や高齢者の労働参加をふまえても、労働力人口は今後2030年までに300万人程度減少し、成長へのマイナス寄与は避けられない。資本装備増強によるプラス寄与も期待できず、したがって労働力の減少を打ち返して成長を維持するためには、全要素生産性の伸び、すなわち生産性の向上が不可欠である。当社の試算では、全要素生産性の伸びが足もとよりも高まることを見込んでいるが、これは、省力化投資、産業構造の転換、新たな高付加価値商品・サービスの開発、働き方改革等、生産性向上に向けたさまざまな取り組みが一定の成果を生むことを前提にしている。労働力の減少に加え、海外主要国でも高齢化が進展し世界経済の減速が予想されること、また社会保障支出が拡大する中で財政健全化への取り組みが急務である等、他の対処すべき課題も認識しつつ、持続的な成長のために、生産性向上をはじめとした官民挙げての努力が強く求められるところである。



At Mitsubishi UFJ Research and Consulting, we have prepared medium-term projections for the Japanese economy up to 2030. According to these projections, the real economic growth rate is expected to fall from an annual average of about 1.0% in the latter half of the 2010s to 0.7% in the first half of the 2020s, and then to 0.5% in the latter half of the decade. Furthermore, the potential growth rate is expected to fall from about 0.8% for recent and coming years to approximately 0.6% for the 2020s. The potential growth rate is calculated based on trends in three factors: labor force, capital equipment, and total factor productivity. A decreasing labor force resulting from a shrinking, aging population is the main factor in the declining potential growth rate. Even with women's and senior citizens' labor participation, the labor force will decrease by about 3 million people by 2030, which will inevitably have an adverse effect on economic growth. As the positive effect of increased capital equipment is not expected to be substantial, an increase in total factor productivity (i.e., productivity improvement) is essential to offset the decline in the labor force and maintain growth. According to estimates by Mitsubishi UFJ Research and Consulting, total factor productivity is expected to rise. However, this expectation is based on an assumption that various efforts to improve productivity, including investments for labor saving, changes in industrial structure, development of new high-value-added products and services, and work style reform, will produce positive results. There is a strong need for both the government and the private sector to improve productivity to achieve sustained growth, while recognizing other problems to be tackled besides the shrinking labor force, such as the expected slowing of the world economy due to aging populations in major countries and the urgency of efforts to achieve fiscal soundness in an environment where social security expenditures are growing.

はじめに

日本経済は足もと、緩やかな回復を続けている。2016年度の実質GDP成長率は1.3%となり、2017年度も1.4%程度の成長が見込まれる。海外景気も総じて堅調であること等から、メインシナリオとしては、東京オリンピックが開催される2020年頃まではこうした緩やかな回復基調が持続するように思われる。しかしその先、オリンピック後を展望すると、人口減少・高齢化が一段と進展する中で、わが国経済はいかにして活力を維持するか、また財政の健全化をはかるか等、重い課題に直面することとなる。

当社調査部では本年3月、こうした課題への対応がある程度なされる可能性を織り込みつつ、2030年までの「日本経済の中期見通し」を作成した。この見通しをもとに、2020年代の日本経済を展望してみたい。

1 | 2020年代の概観 ～プラス成長維持ながら、成長率は1%に満たず

さて、中長期の予測は言うまでもなく、いくつかの前提を置いたうえで数値を先伸ばしし、将来の姿を示したものである。最初に、当部の中期展望の概要を示すと、まず今回見通しでは主な個別項目の前提（見通し）を以下のように置いた。

- ①経済活動の担い手である労働力は、少子高齢化により減少が避けられない。女性や高齢者の労働参加が現状以上に拡大することを織り込むが、それでも2015年には6,600万人であった労働力人口は、2030年には6,300万人にまで減る。
- ②国内の民間企業設備投資は、実質年2%程度の緩やかな伸びにとどまり、資本ストックは横這いの域を出ない。
- ③ただ、労働生産性（＝実質GDP÷総労働時間）は企業の努力や政府による支援により、製造業で年2%前後、非製造業で年1%前後の伸びを続け、経済成長に一定の寄与をする。

④海外に目を転じると、主要国でも高齢化が進むこと等から、世界経済の成長ペースは鈍化し、実質成長率は2010年代前半の3.5%から2020年代後半には3.1%に減速する。このことは、わが国の外需を抑える要因となる。

⑤財政面では、社会保障支出の拡大に対応するため、消費税率は現在の8%から段階的に引き上げられ、2030年には18%となる。この結果、財政の基礎的収支は緩やかに改善し、2030年度でようやく収支ゼロ程度となる。政府債務残高は2030年でも名目GDP比200%超の高水準が続く。

⑥長期金利は緩やかな上昇にとどまり、2020年代後半で1%程度の水準。為替レートも2030年に1ドル103円になるまで、緩やかに円高が進行する。

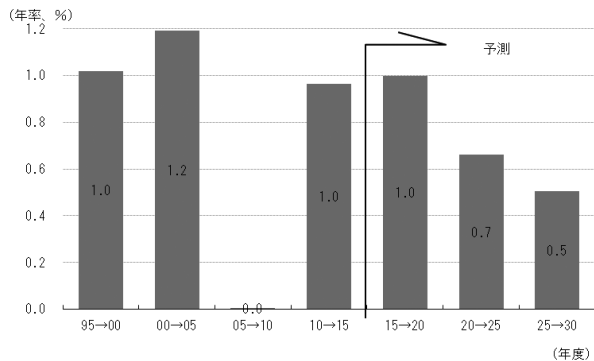
こうした前提のもとで、実質GDP成長率を見通すと、2020年代もプラス成長は維持されるものの、2010年代に年平均1.0%であった成長率は2020年代前半には0.7%、同じく後半には0.5%と、徐々に減速していくものと考えられる。

なお、1人あたり実質GDPの成長率でみると、人口減少の影響も相まって、伸び率は2020年代の前半・後半とも1.2%と、1990年代の伸び率を上回る水準の伸びとなる見込みである。

以上が中期展望の概観であるが、この成長率の数字だけを見ると、危機感をさほど持たなくても良いように思えるかもしれない。しかし、これは一定の前提を置いたうえでの予測値であり、かつ、さまざまな課題への対応がある程度なされることを織り込んだうえでの数値である。

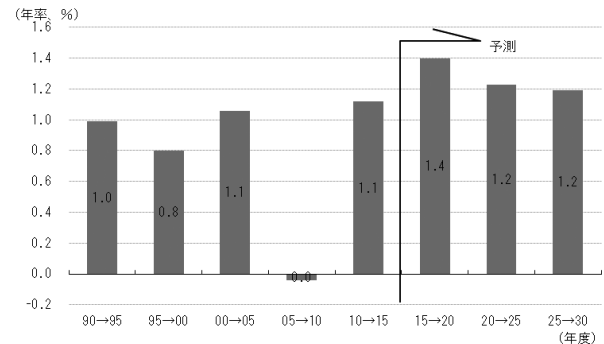
重要なことは、2020年代もプラス成長を維持していくためには、人口減少をはじめとした課題への対応策を、官・民挙げてしっかりと講じていくことが必要ということであり、この点を強調したうえで、個々の課題とそれへの対応について考えてみたい。

図表1 実質GDP成長率の予測



注：予測は当社調査部
出所：内閣府「国民経済計算年報」

図表2 1人あたり実質GDP成長率の予測



注：90年度から95年度の伸びは93SNA、予測は当社調査部
出所：内閣府「国民経済計算年報」

2 日本経済が直面する課題と対応

日本経済は多くの課題に直面しているが、ここでは特に、

- ・労働力人口の減少とそれを主因とする潜在成長力の低下
 - ・海外主要国の高齢化等による世界経済の減速とわが国への影響
 - ・社会保障支出の持続的拡大による財政状況の悪化
- の3点に焦点をあてて、検討する。

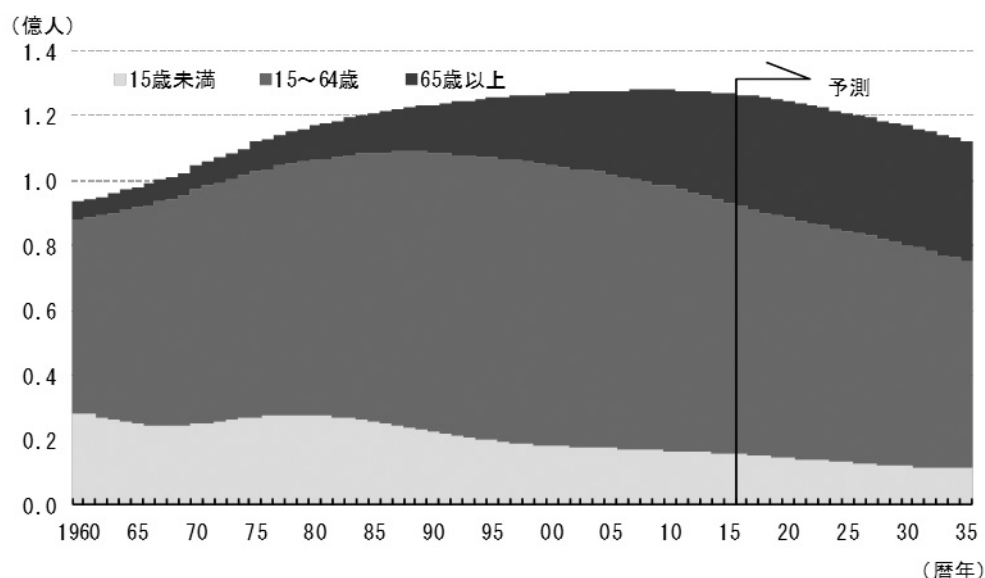
(1) 労働力人口の減少と潜在成長力の低下 ～生産性向上がカギ

①女性と高齢者の参加拡大でも、労働力人口の減少は不可避

まず、少子高齢化による生産年齢人口の減少と、それに呼応した労働力人口の減少は、対処すべき最大の課題といえるだろう。

よく知られる通り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2015年に6,858万人であった生産年齢人口(15～64歳の人口)は、2030年には5,949

図表3 生産年齢人口の推移(含む将来推計)



注：国立社会保障・人口問題研究所は本年4月10日に平成29年推計を公表しているが、本稿のベースである3月発表の当社中期見通しでは同研究所の平成24年推計を使用した。予測は「日本の将来推計人口」における＜出生中位・死亡中位＞
出所：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」

万人と、15年間で909万人、比率にして13%、減少する。その裏返しであるが、65歳以上の高齢者は同じ15年間で293万人増加し、2030年には65歳以上が人口全体の32%を占める、“超高齢化社会”が到来する。

こうしたなか、経済活動の担い手となる労働力人口（15歳以上で働く意思のある人の数）の推移をみると、生産年齢人口の減少を、女性と高齢者の労働参加拡大によって打ち返し、ここ数年はなんとか増加トレンドを続けている。

女性の労働参画は、近年拡大傾向が続いており、政府・自治体による待機児童解消努力や民間企業による子育て支援の取り組みも進められつつある。また高齢者についても「高齢者雇用安定法」の改正で定年引き上げや継続雇用制度が導入された結果、労働参加率が上昇している。

しかし、こうした取り組みを通じて労働力人口の増加基調を維持できるのも2018年ごろまでで、その後は生産年齢人口の減少を打ち返しきれず、労働力人口が減少に転ずることは避けられない。2015年に約6,600万人であった労働力人口は、2030年には約6,300万人と、300万人減少する見込みである。

加えて、女性や高齢者はフルタイムワーカーではないケースも多く、この点を勘案すれば、労働投入の総量（時

間）は労働力人口（人数）の減少を上回るペースで減少する可能性がある。したがって、労働参加率を押し上げて人数をふやす努力とあわせて、多様な働き方を受容する等、意欲のある人がより多くの時間働けるようにする取り組みも必要となろう。

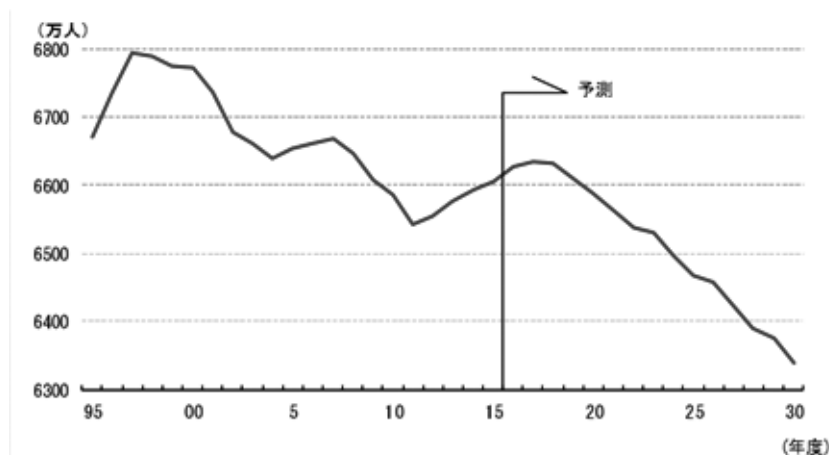
②労働力の減少は潜在成長率を押し下げ ～2020年代は0.6%に

労働力の減少は、当然ながら、日本経済の“実力”ともいべき潜在成長力に大きなインパクトを与える。潜在成長力は労働力、資本装備、全要素生産性の3つの要素のトレンドを踏まえて算定されるわけであるが、労働力の減少を資本と全要素生産性で補うことができるのだろうか。

当社の見通しでは、わが国の潜在成長率は2010年代には前半・後半とも0.8%であったものが、2020年代では前半・後半とも、10年代の水準から0.2ポイント低下して、0.6%になる見込みである（なお、実際の成長率見通しは2020年代の前半が0.7%、後半0.5%であるので、ほぼ潜在成長率に見合った経済成長を想定していることになる）。

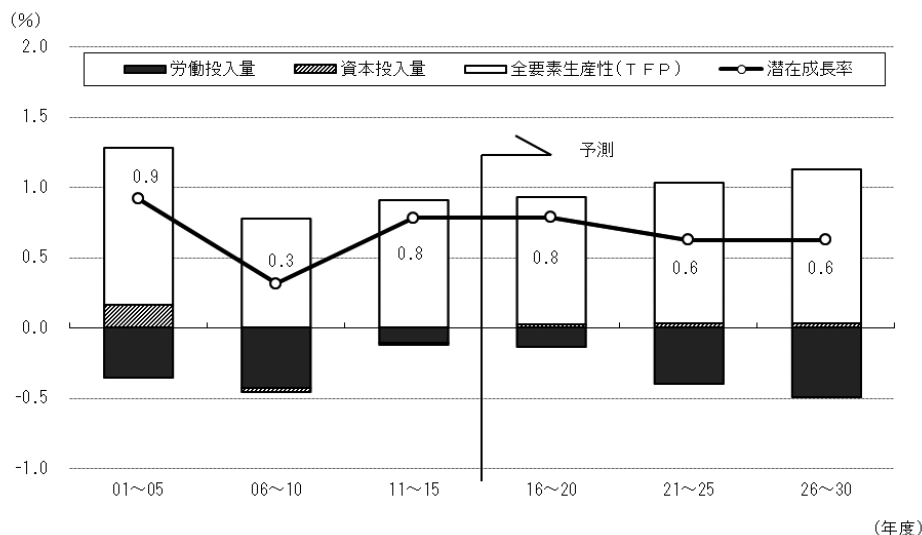
潜在成長力を構成する3つの要素それぞれについてみると、まず労働力（労働投入量）は、労働力人口の減少ト

図表4 労働力人口の推移（含む予測）



注：予測は「日本の将来人口推計」、「労働力需給の推計」をもとに、増減のシナリオを加味したうえで当社調査部にて調整した値
 出所：総務省「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（2012年1月推計）
 労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2015年版）

図表5 潜在成長率の推移

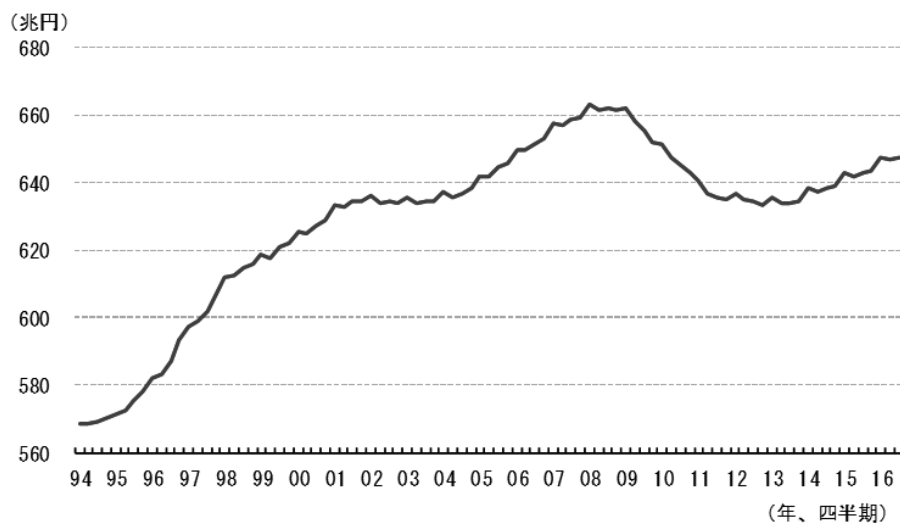


注：内閣府「日本経済2011~2012」、「今週の指標 No.1159」などを参考に潜在成長率を計算。

具体的には、労働分配率×労働投入量の伸び、(1-労働分配率)×資本投入量の伸びから、労働、資本の経済成長への寄与を求め、これらと実際の成長率との差から全要素生産性(TFP)を推計。このTFPと潜在的な労働、資本投入量から潜在成長率を試算した。当社調査部にて推計・予測

出所：内閣府「国民経済計算年報」、「固定資本ストック速報」、経済産業省「経済産業統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」、「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

図表6 固定資本ストックの推移



出所：内閣府「固定資本ストック速報」

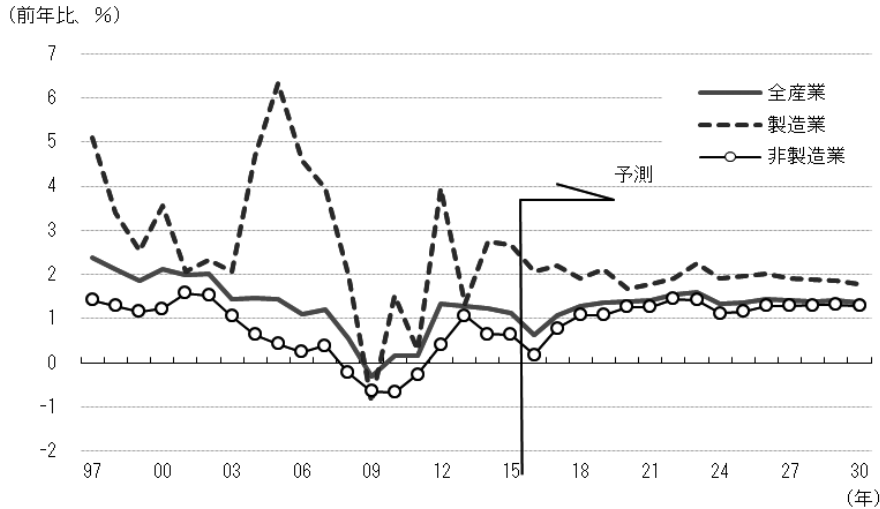
レンドが続くため、当然ながら、潜在成長率にはマイナスに寄与し、かつその度合いは2020年代前半よりも後半の方が大きくなる。このマイナス寄与度をできるだけ小さくするために、官民一体となって、女性、高齢者、そして場合に応じて外国人の、労働参画を拡大する取り組みと多様な働き方を受容する努力を続けていく必要があ

ることは、さきにも触れた。

次に資本装備であるが、わが国民間企業はリーマンショック以降、国内での設備投資に総じて慎重であり、固定資本ストックの金額は足もとでもリーマン前の水準を依然下回ったままである。

国内市場の成長が鈍化するなかでは、企業は生産能力

図表7 労働生産性の伸び率の予測



注1：生産性＝生産量÷（労働時間×就業者数）、実質2011年価格
 注2：後方3年移動平均、
 注3：予測は当社調査部
 出所：内閣府「国民経済計算年報」

を増強する意欲に乏しく、また海外市場に対しても、人件費コストを勘案した最適国での生産拡大や“地産地消”に対応した取り組みが進むため、国内での設備投資の拡大には結びつきにくい。更新投資や省力化投資を中心とした設備投資は相応に実施されるものの、設備投資額が減価償却額を上回って資本ストック額を大きく押し上げるまでには至らず、この傾向は今後も続く可能性が高い。したがって、資本装備の潜在成長率への寄与は2020年代を通じてほぼゼロであると見込まれる。

③潜在成長力維持のカギは生産性の向上

労働も資本もプラスには寄与しない中、潜在成長力の柱となるのは全要素生産性の伸びである。当社の見通しでは、人手不足を補う生産性の向上をある程度織り込む結果、全要素生産性の伸びが、2020年代前半は1.0%、後半は1.1%となり、これによって労働力減少によるマイナスを補い、トータル潜在成長率が0.6%程度の水準を維持できるものと見込んでいる。

要するに、労働力が限られるなかで日本経済が今後も成長を維持できるかどうかは、この生産性向上に負う部分が大きいといえる。実質GDPを投入労働時間数（＝就業者×一人あたり労働時間）で割った「労働生産性」は、今後も一定レベルの伸びを続けると想定しており、その伸び

率は製造業で毎年約2%、非製造業で同約1%と見込む。

ただ、生産性向上とひとくちに言っても、その取り組みには以下のようにさまざまな局面があり、すべての対応を重ね合わせて成果を上げてゆくしかないであろう。各局面での具体的対応を以下に例示する。

i) 効率化、合理化

- ・省力化投資を行い、機械化によって労働生産性を向上させるとともに、これによって創出された余剰労働力が他の事業活動に従事し、新たな付加価値を生む。
- ・企業内で事業の組み換え（選択と集中）を行い、より高い労働生産性が実現できる事業により多くの労働を投入することで、企業全体の生産性を向上させる。ただし、配置転換のためにはコストをとまなう教育・研修も必要になるろう。
- ・「働き方改革」によって、個々の労働の質を向上させる。たとえば、メリハリをつけた労働によって、長時間労働を回避しつつ、時間あたりのアウトプットを増加させる、等。

ii) 高付加価値商品・サービスの導入

- ・「高付加価値商品・サービスの導入」とは、まさに「イノベーション」であり、常に期待は大きいですが、容易で

図表8 民間企業の研究開発投資の推移



出所：内閣府「国民経済計算年報」

はない。“ベンチャー精神”をもって追求を続けるしかないといえる。ただ、その意味では近年、研究開発投資が、業種の偏りはあるものの、拡大トレンドにあることは評価すべきであり、今後も幅広い業種へと裾野を拡げながら、増加が続くことを期待したい。

- iii) 生産性の高い事業への、企業を超えた労働シフト
 ・産業構造の転換をはかる、すなわち企業をまたいで生産性のより高い事業分野へ労働力をシフトさせることも重要である。足もとの「働き方改革」は、まず

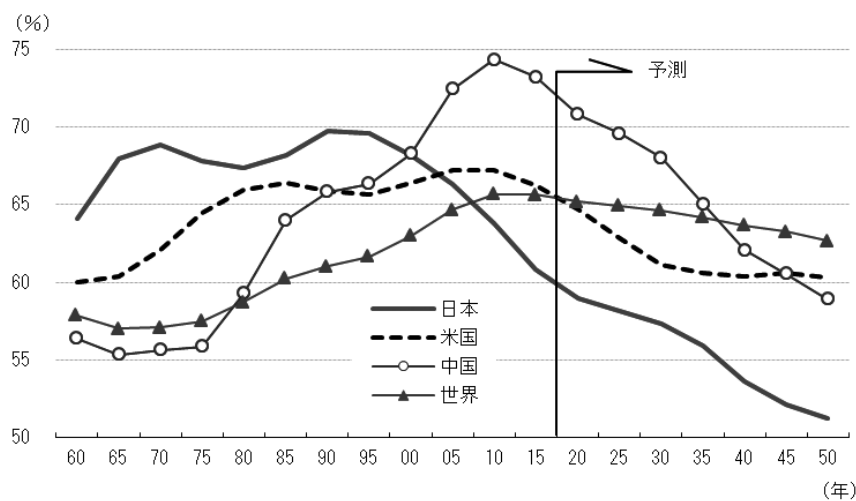
は長時間労働の是正や非正規労働者の処遇改善に重点が置かれているようであるが、あわせて今後は、生産性向上をにらんだ“労働の流動性向上”にも取り組んでゆることが期待される。

(2) 世界経済の減速とわが国の対外経済活動のあり方

①中国・米国でも進む高齢化

直面する課題の2つ目として、世界経済が減速し、わが国の外需の伸びを抑える要因となり得る、ということがある。まず、「世界の工場」として高成長を続けてきた

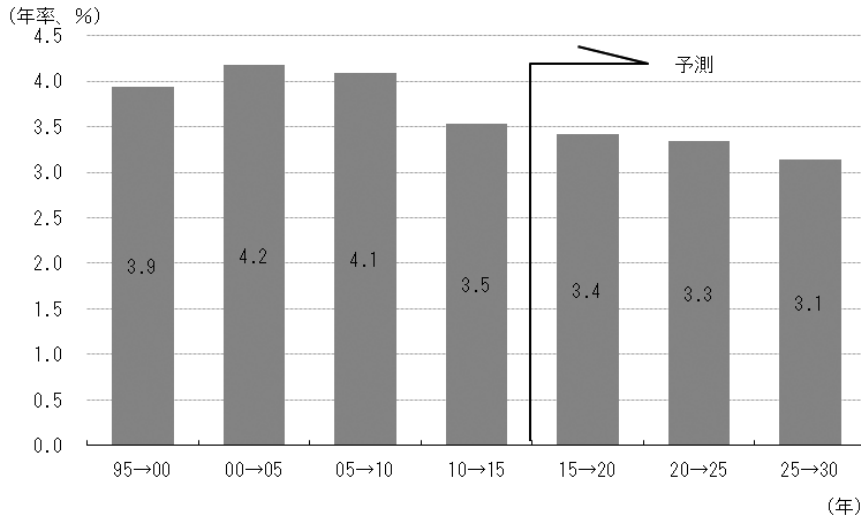
図表9 日米中および世界の生産年齢人口比率の推移



注：生産年齢人口比率 (%) = 15~64歳人口 ÷ 総人口 × 100

出所：国連「World Population Prospects」

図表10 世界経済の実質成長率の見通し



注：予測は当社調査部
出所：IMF「World Economic Outlook」

中国であるが、今後は成長ペースの鈍化が見込まれる。かつての2ケタ成長から、すでに足もとでも成長率は6%台に低下しており、中期的にはさらに伸びが低くなる可能性がある。その要因のひとつとして、わが国と同じく、急速に高齢化が進展することがある。

人口全体に占める各国の生産年齢人口の比率をみると、図に示す通り、日本はすでに1995年から低下トレンドにあるが、中国も2010年にピークを迎えており、今後は急速に比率が低下していくとみられる。このため、中国においても、2020年代には高齢化にともなう労働供給の制約等を通じて、活力が低下する懸念がある。

同様に、米国においても緩やかながら生産年齢人口比率の低下が予想され、成長減速の要因となり得ることを認識しておく必要がある。人口の高齢化は主要国に共通する課題といってもよく、こうしたことから、世界経済全体の成長率は2010年代の前半は3.5%、後半は3.4%であったものから、2020年代の前半には3.3%に、さらに後半には3.1%へと、徐々にペースダウンするものと見込まれる。これにともない、わが国の実質成長率における外需の寄与度も、2010年代後半の0.3%から2020年代には0.1%に低下するであろう。

なお、近時、米トランプ政権は保護主義的な通商政策

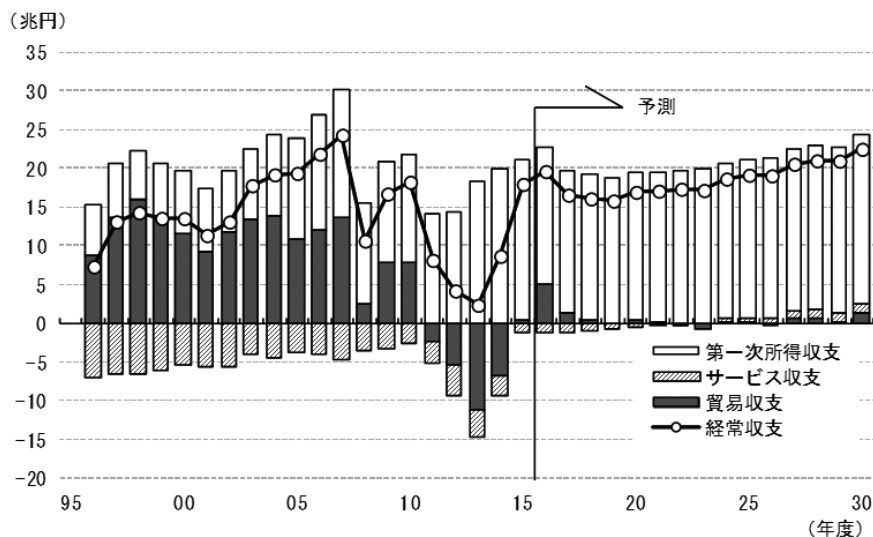
を打ち出しており、わが国のみならず、世界経済全体にとって非常に気がかりなところである。かりに保護主義的な政策が実行され定着する場合は、2020年代の世界の経済成長の重石になることは避けられないであろう。政治的な事情から保護主義に走るのではなく、経済合理性に基づいて、貿易のメリットが正しく評価されることを望むとともに、わが国としては、世界の中でリーダーシップを発揮して、自由貿易の枠組みを堅持する努力を続けていく必要があるといえよう。

②「投資立国」&「サービス貿易立国」の側面

世界経済の減速により、わが国実質成長率の外需寄与度は低下するが、今後の経常収支はどのようになるであろうか。図表11に示す通り、貿易収支はおおむねゼロ近傍で変動し、黒字となる場合でも小幅にとどまる。経常収支は20兆円前後のレベルの黒字基調を維持するが、そのほとんどは第一次所得収支の黒字、すなわち投資による収益であり、同収支の黒字は2020年代を通じて拡大基調を続けるであろう。

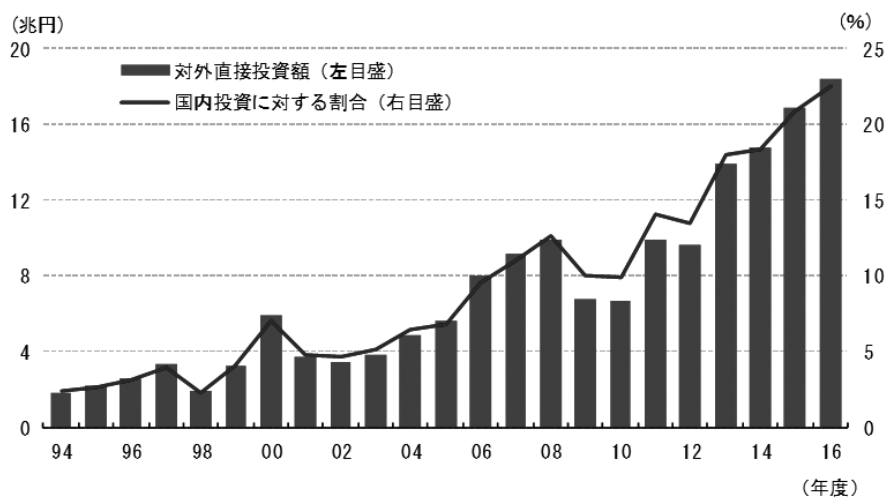
第一次所得収支は足もと、6割が証券投資収益、4割が直接投資収益であるが、近年、わが国企業による海外での直接投資が活発であることから、直接投資収益の拡大が続いており、第一次所得収支に占める同収益のウエイ

図表11 経常収支の見通し



注：予測は当社調査部
出所：財務省「国際収支状況」

図表12 対外直接投資の推移



注：2016年は暦年
出所：財務省「国際収支統計」、内閣府「四半期別GDP速報」

とも高まってきている。企業は海外への生産拠点シフトに加えて、販売市場獲得を狙った海外M&Aにも前向きであり、こうしたトレンドは2020年代においても続くものと考えられる。

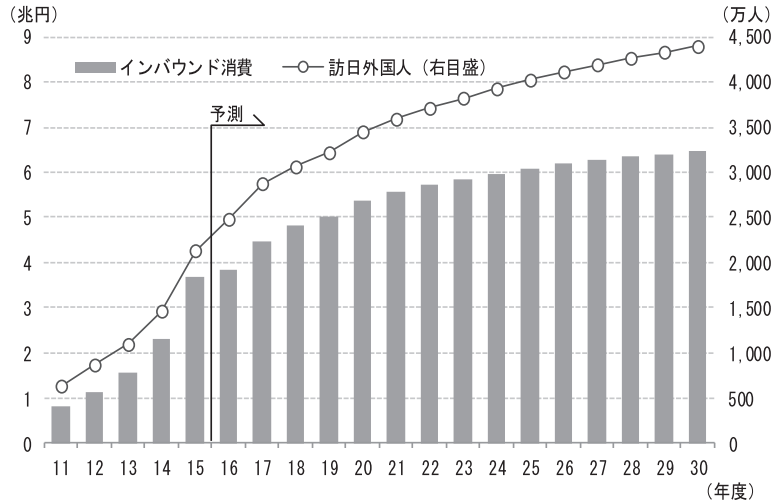
なお、対外直接投資の拡大は、国内での設備投資が抑えられ、製造業のいわゆる「空洞化」をもたらす、という側面も否定できない。しかし、そうした側面だけをとらえるのではなく、産業構造が高度化していく過程と受け止め、「債権国として投資収益で稼ぐ」「グローバルなサブ

ライチェーンを最大限に活かす」といった、“成熟した経済の姿”としてポジティブにも評価すべきではないだろうか。

もちろん、海外投資一辺倒ということではなく、わが国が成長力を維持していくためには、研究開発投資は国内でも積極的に行うとともに、商品開発や先進的な製造工程等、付加価値の高い機能は国内にとどめることが望まれる。

また、第一次所得収支の黒字額に比べると金額は小さ

図表13 訪日外国人数とインバウンド消費額の見通し



注：予測は当社調査部
出所：観光庁「訪日外国人消費動向調査」等

いが、サービス収支も2020年代前半には黒字に転じ、その後は緩やかに拡大して経常収支の黒字に寄与する。サービス収支改善の主役は旅行収支黒字の拡大であり、その柱となるのが訪日外国人によるインバウンド消費である。インバウンド消費は2016年度の推計3.8兆円から順調に増加して、2030年度には6兆円まで増加する見通しであり、国内景気の下支え要因として期待される。

もちろん、この見通しが達成されるためには、わが国観光資源の魅力在海外にアピールすることや、空港・ホテルの整備、外国語での表記等、受け入れ環境を充実させることが必要である。こうした“観光の輸出”の拡大や、さらには海外からの知的財産権使用料等の受け取り拡大等も含めた、「サービス貿易立国」というべき側面が、今後はより強まることになるであろう。

(3) 拡大する社会保障支出と財政健全化に向けた取り組み

① 財政の改善は進まず ～消費税引き上げだけでは、効果は限定的

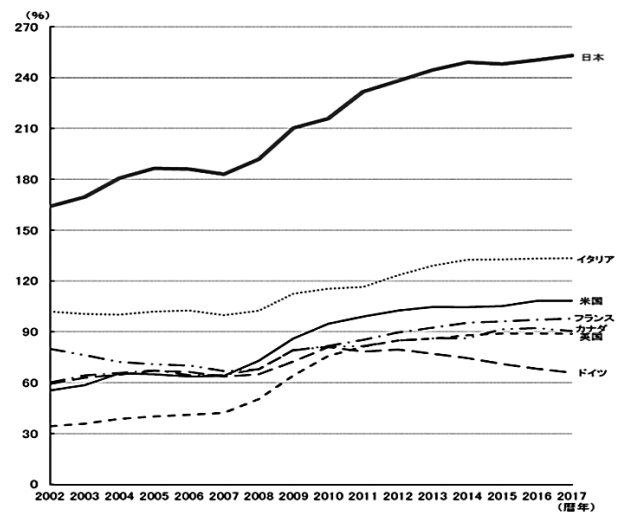
対処すべき課題の3点目は、財政悪化への対応である。現状、すでにわが国の財政は主要先進国の中で最悪の状況にある。図表14の通り、政府債務残高は名目GDPの2倍超と、主要国のなかでも突出して高い。フローでも、国と地方の基礎的財政収支は名目GDPの3%以上

の大幅な赤字となっている。

問題は、足もとも相当厳しい状況であるうえに、さらに今後、高齢化の進展で社会保障支出が持続的に増加する、ということであり、それを踏まえた抜本的な対応、すなわち歳出の抑制と歳入の拡大に取り組むことが、喫緊の課題といえる。

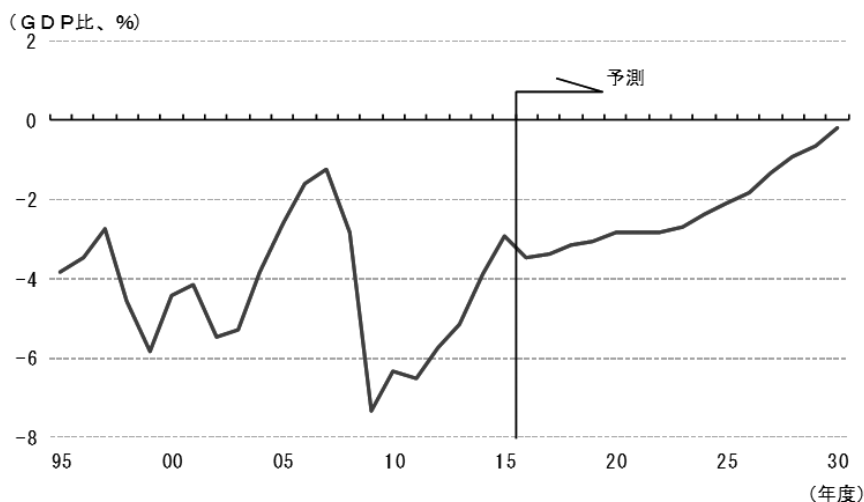
政府は、2020年度に基礎的財政収支を黒字化することを目標としているが、すでに消費税率の引き上げを二

図表14 債務残高の国際比較 (対GDP比)



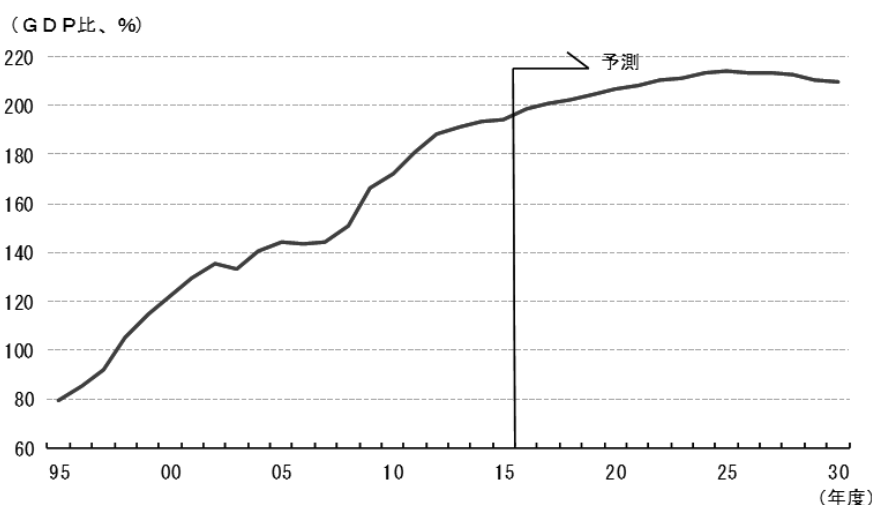
注：本数値は「政府借入等も含めた債務」であるが、後述の当社予測は「国及び地方の長期債務残高」であるため、これとは異なる
出所：財務省「我が国の財政事情」、原出典はIMF

図表15 国と地方の基礎的財政収支



注1：財政投融资特別会計からの繰入など一時的な歳出や歳入の影響を除く
 注2：東日本大震災の復旧・復興対策の経費および財源の金額を含むベース
 注3：予測は当社調査部
 出所：内閣府「国民経済計算年報」

図表16 国と地方の長期債務残高



注：予測は当社調査部
 出所：内閣府「国民経済計算年報」、財務省「我が国の財政事情」（平成28年12月）

度延期したこともあり、この目標の達成はきわめて難しい状況にある。今年1月に政府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、『実質成長率1%弱、名目成長率1%台半ば』というベースラインケースの場合、2025年でも基礎的財政収支は黒字化せず（GDP比で2%強の赤字）、債務残高の対GDP比率も悪化が続く。2025年以降はいわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となる等さらに歳出拡大が加速し、より状況は厳しくなる見込み

であるが、現時点で抜本改革にはいまだ手がつけられておらず、問題の先送りが続いている。

当社の見通しでは、予定通り2019年に消費税を引き上げた後も、20年代に入るとさすがに社会保障支出が拡大するなかで問題の先送りは許されなくなり、さらに消費税は2024年、2027年、2030年と段階的に引き上げられ、2030年度には18%になると想定した。それでも基礎的財政収支は2030年度でようやくゼロ近傍とい

う、遅々とした改善にとどまる。

その結果、国と地方の長期債務残高の名目GDP比率は、2020年代後半になってごくわずかに改善するものの、200%以上の高水準が続くことになろう。

②金利上昇リスクあり

当社の見通しでは、消費税率引き上げ等、財政健全化に向けた取り組みが相応に行われ、国債への信認が大きく損なわれることはないものとして、長期金利は緩やかに上昇することを前提にしている。消費者物価上昇率（消費税の影響を除く）は、2010年代は前半・後半とも0.3%、2020年代は前半が0.4%、後半が0.6%と、ごく緩やかなインフレにとどまると見込んでおり、このため長期金利も2020年代の前半は0.74%。後半は0.96%と、2030年でも1%に満たず、したがって利払い負担の急激な増加は見込んでいない。このように、金利が比較的低位で安定した状況が続くことが望ましいことは言うまでもないであろう。

しかしながら、財政健全化の見通しに対して市場が失望し、国債への信認が揺らいだ場合に、金利が上昇する懸念があることは、念頭においておく必要がある。金利が上昇すれば利払い負担は増加し、財政状況はさらに悪化する。加えて、「異次元」といわれるこれまでのきわめて緩和的な金融政策の結果、国債全体の4割以上を日銀が保有しており、今後、ここからの“出口”を模索する過程で金利上昇の可能性もある。

要するに、財政基盤が脆弱であることは、金利上昇という大きなリスクを内包している。さらに、将来世代に負担を強いることになるという意味でも、巨額の政府債務は健全な姿とは言い難い。したがって、厳しい現実を直視し、痛みをともなうものであっても、持続的成長の基盤となる抜本的な税と社会保障の改革を、一日も早く進めることが望まれる。

おわりに

以上、2020年代の日本経済について、予測されるひとつの姿を示した。繰り返すが、これは、労働力確保や

生産性向上のための幅広い努力、またサービス貿易強化等対外経済活動の高度化、そして消費税引き上げ等財政の健全化を目指す取り組みが、相応になされることを前提にしている。そうしたことが実行されなければ、持続的な成長は実現しない、ということ十分に認識し、国民一体となった取り組みの加速が期待されるところである。

日本の財政の現状と中長期的な課題

Japan's Current Fiscal Situation and Medium- and Long-Term Issues

景気回復を背景に、国と地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の赤字は縮小しているものの、赤字であることに変わりはなく、債務残高は増加が続いている。日本の財政の悪化の背景には、高齢化にともなう社会保障給付費の拡大や補正予算による歳出額の拡大、国際的にみた租税負担率の低さといった構造的な要因があると考えられる。

高齢化の進展とともに、今後も医療、介護を中心に社会保障給付費は拡大が続くと見込まれる。他方、保険料の主な負担者である20～64歳人口は減少が続き、給付のための財源を確保することが難しくなる。このため、社会保障分野での公費負担がいつそう拡大する可能性がある。さらに、人口減少、高齢化の進展により、中長期的には潜在成長率が低下し、税収が期待通りには増加しない可能性もある。このように今後、日本の財政を取り巻く環境は厳しくなると予想される。

内閣府の試算によると、経済成長率が現在の潜在成長率並みにとどまる場合、日本の基礎的財政収支は2020年度以降、悪化する見込みである。このような中、財政健全化に向けて、将来的には消費税率のさらなる引き上げは避けられないが、その実現には時間がかかるだろう。したがって、当面の課題は歳出の増加を抑制することであり、そのためには補正予算による安易な歳出拡大は避けるべきであると考えられる。また、高齢化が進展する中、世代間の所得移転に依存する所得再分配は持続性の観点から限界があると言える。今後、財政、社会保障の持続性の観点から所得再分配のあり方は、見直しを迫られることになるだろう。



While the deficit in Japan's primary balance is shrinking as its economy recovers, the fact that the country has a deficit remains unchanged, and its debt continues to rise. Japan's worsening fiscal situation can be attributed to structural factors such as increased social security expenditures resulting from an aging population, increased expenditures due to supplementary budgets, and a low tax burden ratio relative to those of other countries. As Japan's population ages, its social security expenditures are expected to keep rising, mainly in the area of medical and nursing care. At the same time, the number of people aged 20 to 64 years, who mostly pay social security contributions, continues to decline, making it difficult for the government to secure the financial resources needed for the benefits. Therefore, the use of public funds for social security may increase further. There is also a possibility that Japan's potential growth rate will fall in the medium to long run due to the country's contracting and aging population, and consequently that tax revenues will not increase as anticipated. For these reasons, Japan's fiscal environment is expected to become more severe. According to the Cabinet Office's estimates, if Japan's economic growth rate stays at its current potential, the country's primary balance is expected to worsen beginning from 2020. Facing such a situation, the government cannot avoid further increases in the consumption tax, aimed at improving the fiscal balance; however, it will take time to implement such increases. Therefore, the challenge at the moment is to curb increases in expenditures. To this end, thoughtless increases in expenditures through supplementary budgets should be avoided. Also, as Japan's population ages, there is a limit in terms of sustainability to income redistributions that rely on intergenerational income transfer. We will have to review how to redistribute income from the standpoint of sustainability of the fiscal balance and social security.

はじめに

足元では景気回復を背景に財政赤字は縮小しているものの、赤字が続いていることには変わりはなく、高水準にある政府の債務残高は増加が続いている。こうした中、消費税率の10%への引き上げが2度にわたって延期される等、財政健全化に向けた道筋は必ずしも明確ではない。本稿では、まず日本の財政の現状を概観し、次に日本の財政の構造的な特徴について述べる。そして、今後も進展が見込まれる高齢化が財政に及ぼす影響について検討し、最後に財政健全化に向けた課題について述べる。

1 | 日本の財政の現状

(1) 基礎的財政収支の動向

基礎的財政収支とは、公債金収入を除いた歳入から、公債の償還費と利払い費を除く歳出を差し引いたものであり、政策を実施するための財源を借金に頼ることなく、調達できているかを示すものである。政府は、国と地方の基礎的財政収支を2020年度までに黒字化させることを目標としている。

国と地方の基礎的財政収支は、2012年度以降、景気

回復が続いたことに加え、2014年度に消費税率が5%から8%に引き上げられたことから改善が続いた(図表1)。この結果、2015年度の国と地方の基礎的財政収支のGDP比は-2.9%(東日本大震災からの復旧・復興のための費用を含む)となり、2010年度から3.4%ポイント改善し、2010年度と比較して赤字のGDP比を半減させるという政府の目標を達成できた。

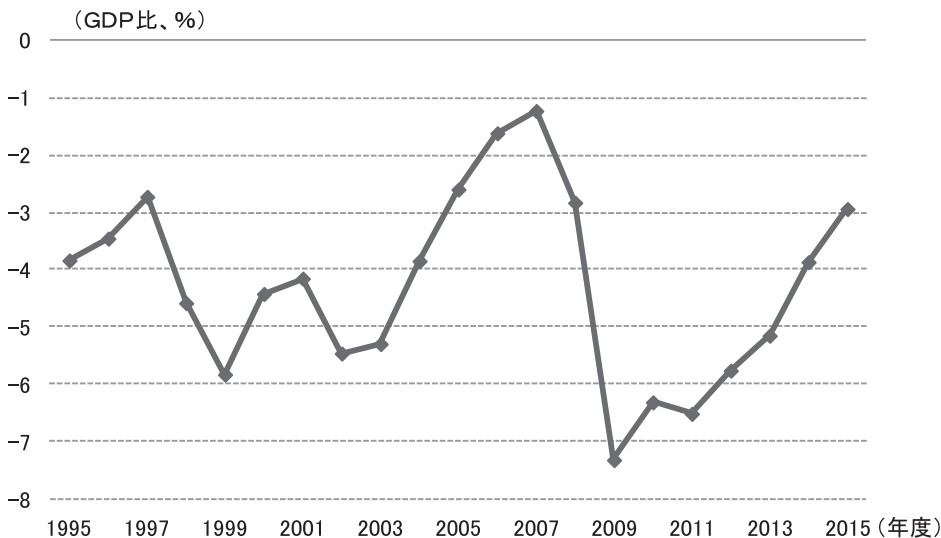
基礎的財政収支の2012年度以降の改善要因を歳出、歳入に分けてみると、企業利益の増加を背景とする法人税収の増加や消費税率引き上げを反映して、歳入面での改善の影響が大きいと言える(図表2)。2015年度には、歳出のGDP比が大きく低下しているが、これは、歳出の金額は増加しているものの、名目GDPの成長率が歳出の伸びを上回ったためである。

もっとも、2016年度は税収が伸び悩んだうえに、赤字国債を発行して経済対策を実施したことから、基礎的財政収支のGDP比は悪化が見込まれている。今後、基礎的財政収支がこれまでのようなペースで改善が続くかは不透明と言える。

(2) 債務残高の動向

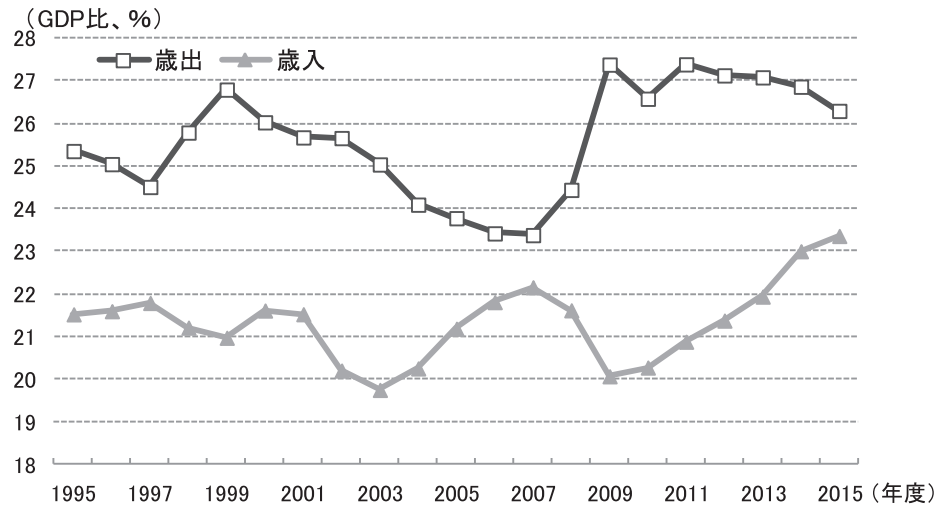
財政の持続可能性という観点からは、債務残高のGDP

図表1 国と地方の基礎的財政収支



注：他の部門との一時的な受払などを除く。
出所：内閣府「国民経済計算」をもとに筆者作成

図表2 歳出と歳入の動向

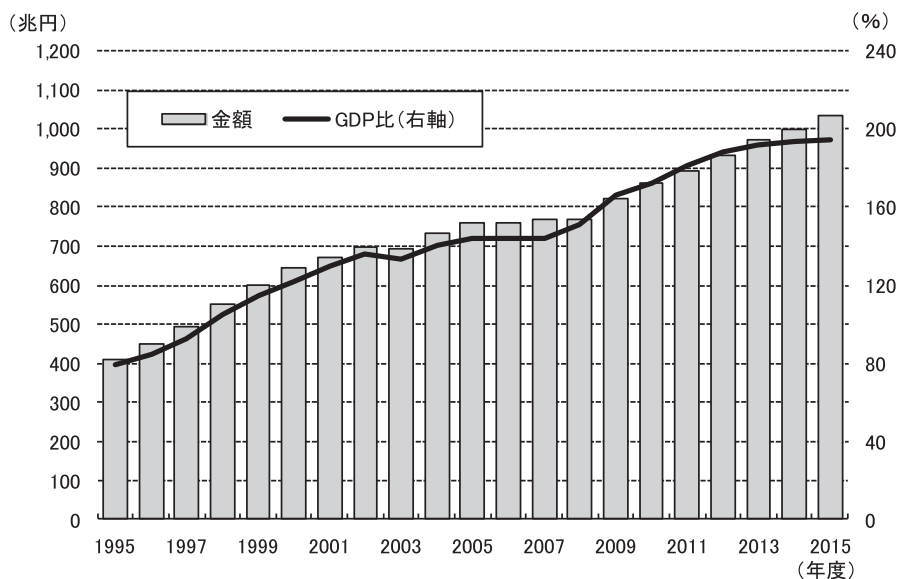


比が安定することが望ましいとされている。この比率が上昇するということは、所得 (= GDP) の伸びを上回って債務残高が増加していることを意味しており、このような財政運営はいずれ行き詰まると考えられるからである。財政健全化の観点から、政府は、2020年度までに国と地方の基礎的財政収支を黒字化させ、同時に債務残高のGDP比を安定的に引き下げることを目指している。

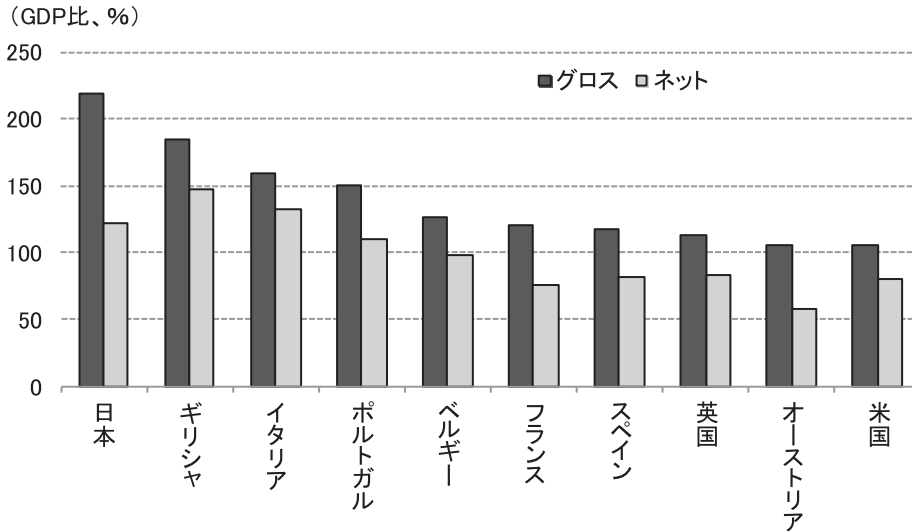
国と地方の長期債務残高は、2000年代中ごろには基

礎的財政収支の赤字が縮小したこともあって、横ばい傾向で推移した。しかし、2009年度にリーマン・ショックの影響を受けて景気が悪化したことを背景に、債務残高は大きく増加し、それ以降は増加が続いている(図表3)。債務残高のGDP比は、近年は基礎的財政収支の改善が続いたことや名目GDP成長率が高まったことを受けて、上昇ペースは緩やかになっているものの、2008年度の151%から2015年度には194%に上昇してい

図表3 国と地方の長期債務残高



図表4 一般政府ベースの債務残高の国際比較



出所：OECD “Economic Outlook No101” (2017年6月) をもとに筆者作成

る。

(3) 債務残高の国際比較

財政健全化は先進国にとって共通の課題であり、近年は、多くの国で財政収支のGDP比は改善しているものの、赤字が続いているため、債務残高は増加傾向にある。OECD加盟国について一般政府の債務残高のGDP比を比較すると、日本は、OECD加盟国の中で約220%と最も高い水準にある(図表4)。一般政府が保有する金融資産を控除したネット(債務-資産)ベースでは、日本は巨額の金融資産を保有していることから123%と、ギリシャ、イタリアに次いで3番目となる。このように、ネットベースでみると順位は変動するものの、日本はOECD加盟国の中で債務残高のGDP比が高いグループに属しており、財政は厳しい状況にある。

世界の経済成長率を引き上げるためには、世界各国において金融政策だけでなく、財政政策も活用すべきであるという考え方があるが、このような財政状況を考慮すると、日本はOECD加盟国の中では拡張的な財政政策を発動する余地があまりないと言えるだろう。

2 | 日本の財政の構造的な特徴

財政収支は、景気がよいときには改善する等、景気の

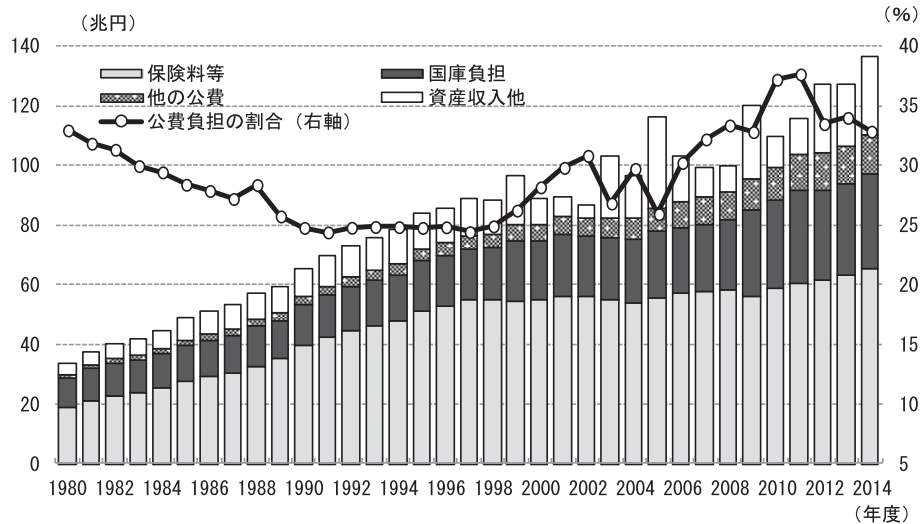
影響を受けるものの、基本的な動向は歳出、歳入面における構造的な特徴による影響が大きい。ここでは、日本の財政に関する構造的な特徴について述べる。

(1) 高齢化の進展と社会保障関係費の拡大

日本では高齢化の急速な進展とともに、社会保障給付費が拡大しており、2014年度には112.1兆円となっている。社会保障給付費の財源は保険加入者から徴収する保険料収入が中心であり、給付の増加にともなって保険料率は引き上げられている。しかしながら、保険料収入だけではすべての給付の費用をカバーできないこともあって、公費負担(国庫負担および他の公費)が行われており、その規模は給付動向を反映して拡大が続いている。公費負担が社会保障の財源全体に占める割合は、1990年代後半以降、年度によって変動があるものの、上昇傾向にあり、2014年度は32.8%となっている(図表5)。

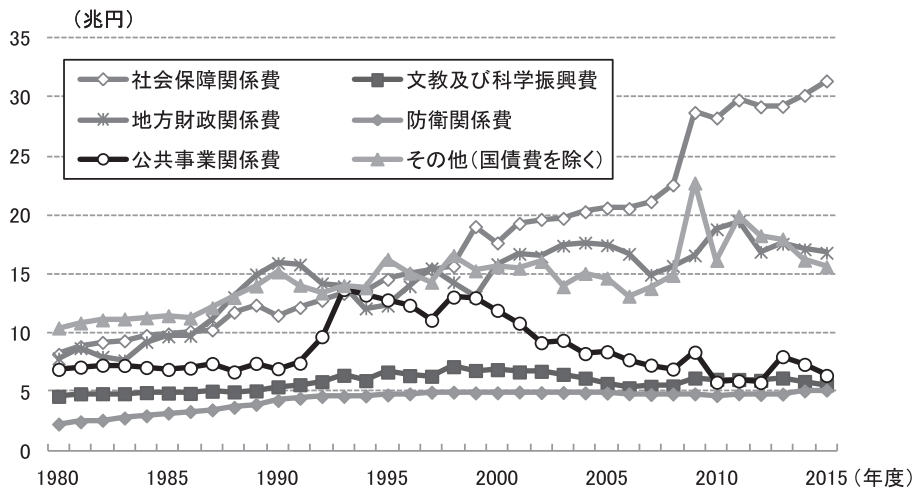
こうした社会保障給付のための公費負担の増加は、政府や地方公共団体の歳出の増加の主な要因となっている。国の一般会計の基礎的財政収支対象経費を主な経費別にみると、社会保障関係費は、2009年度に基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げたこともあって、大幅に増加し、その後も緩やかな増加傾向で推移している(図表6)。公共事業関係費は、1990年代には景気対

図表5 社会保障給付費の財源



注：保険料等は被保険者と事業主の拠出金の合計であり、公費負担は、国庫負担と他の公費の合計
出所：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」をもとに筆者作成

図表6 国の一般会計の基礎的財政収支対象経費



出所：財務省資料をもとに筆者作成

策が実施されたこともあって、急速に増加したものの、2000年代に入ってから減少傾向で推移してきた。他の経費については、地方財政関係費をはじめ、リーマン・ショック直後には増加したもののもあるが、その後は緩やかな減少傾向にある。このように、国の一般会計の基礎的財政収支対象経費の中では、社会保障関係費の増加が顕著であることが分かる。

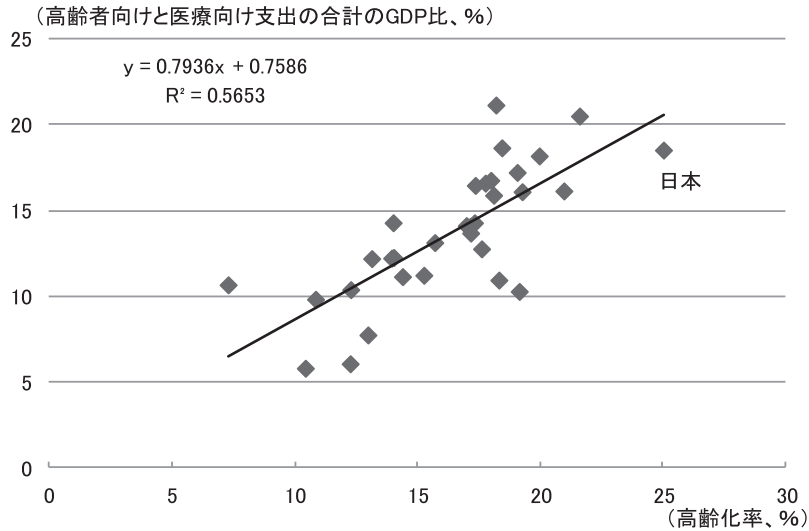
なお、OECD加盟国について、高齢化と社会保障支出（高齢者向け（年金等）と医療支出）のGDP比の関係をみ

ると、高齢化率が高くなるにともなって、社会保障支出のGDP比も高くなる傾向がある（図表7）。日本はOECD加盟国の中で高齢化が最も進展しているにもかかわらず、社会保障支出のGDP比は最も高い水準にはなく、日本の社会保障給付は他のOECD加盟国と比較すると必ずしも手厚いわけではないと考えられる。

(2) 補正予算を通じた歳出の拡大

日本では、毎年のように編成される補正予算が、歳出増加を通じて財政収支の悪化要因となっている可能性が

図表7 高齢化率と社会保障支出のGDP比 (2013年時点)

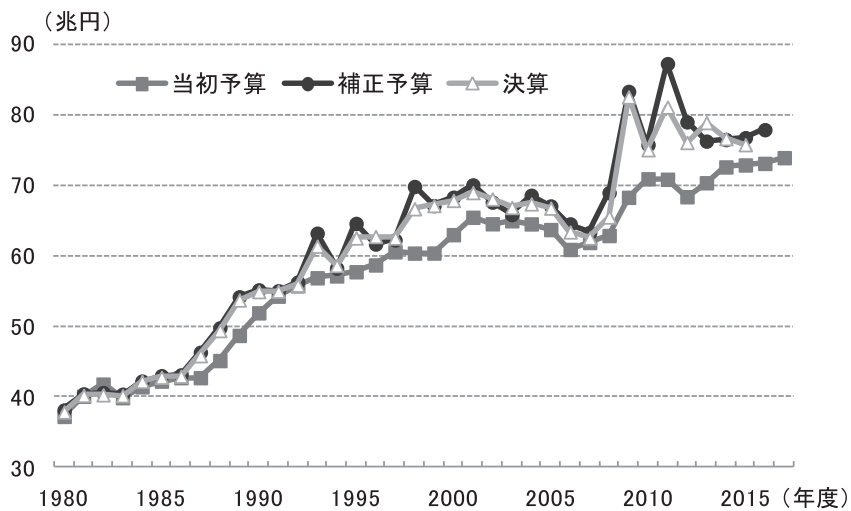


出所：OECD. Stat.、World Bank “World Development Indicators” をもとに筆者作成

ある。国の一般会計の基礎的財政収支対象経費について、当初予算額、補正予算額、決算額を比較すると、1980年代後半以降は、ほとんどの年度で決算額が当初予算額を上回っている(図表8)。そして、決算額が当初予算額と比較して増加した場合は、翌年度以降の当初予算額が増加する傾向がみてとれる。つまり、補正予算を通じた歳出額の拡大は、当該年度だけでなく、翌年度以降の歳出額にも影響を及ぼしている可能性があると考えられる。

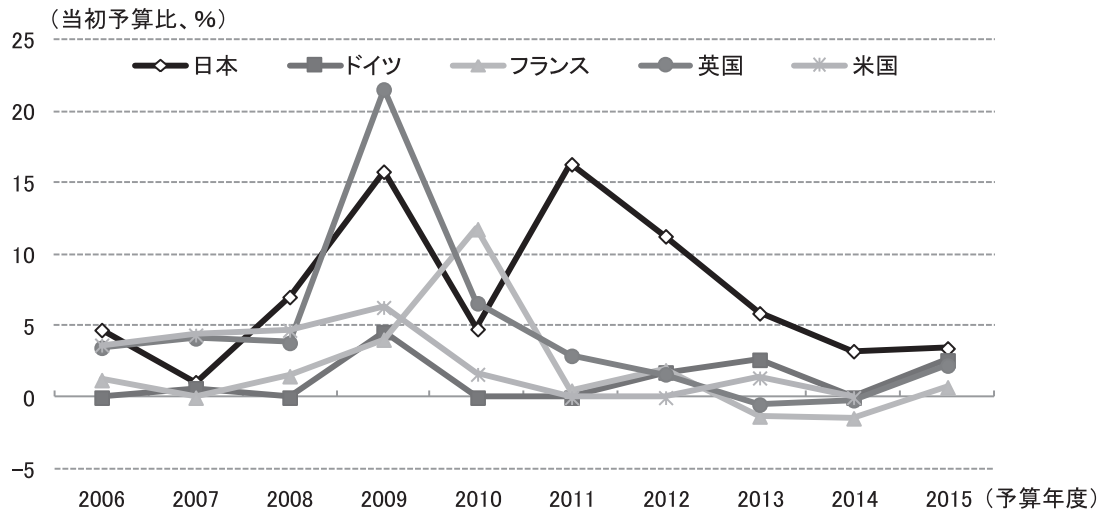
補正予算を通じた歳出拡大の規模を他の先進国と比較すると、リーマン・ショック直後には各国で景気対策が実施されたため増加率が高くなっているほか、日本は2011年度の増加率も高くなっている(図表9)。これは、2011年度の予算案策定後の2011年3月に発生した東日本大震災からの復旧、復興のための補正予算が編成されたためであり、震災発生前に編成された当初予算と比べると15%程度増加した。また、フランスは、2010

図表8 国の一般会計の基礎的財政収支対象経費



出所：財務省資料をもとに筆者作成

図表9 補正予算による歳出の増加率



年度に増加率が高くなっているが、これは成長戦略としてデジタル経済等「未来への投資」のための政策が実施されたためである。

これらを除けば、他の先進国は2012年度以降の増加率は高い年度でも2～3%である。これに対して、近年の日本は、最も低い年度で3%であり、常に補正予算によって歳出が拡大しており、その増加率は他の先進国と比較すると大きいと言える。

補正予算において歳出が拡大されても、それに見合うだけの税収が当初予算と比較して増加していれば、基礎的財政収支は悪化しないことになる。国の一般会計における基礎的財政収支対象経費と税収について、決算額の当初予算額からの乖離をみると、すでに述べたように、基礎的財政収支対象経費は、1990年度以降、決算額が当初予算額を上回っている一方、税収は、決算額が当初予算額を上回る年度もあるが、そのような場合、税収の上振れ以上に基礎的財政収支対象経費が拡大していることが多い。このように、日本では、補正予算を通じて歳出を拡大させることで、基礎的財政収支は当初予算と比較すると悪化しやすい傾向にあると言える。

(3) 日本の租税負担率の低さ

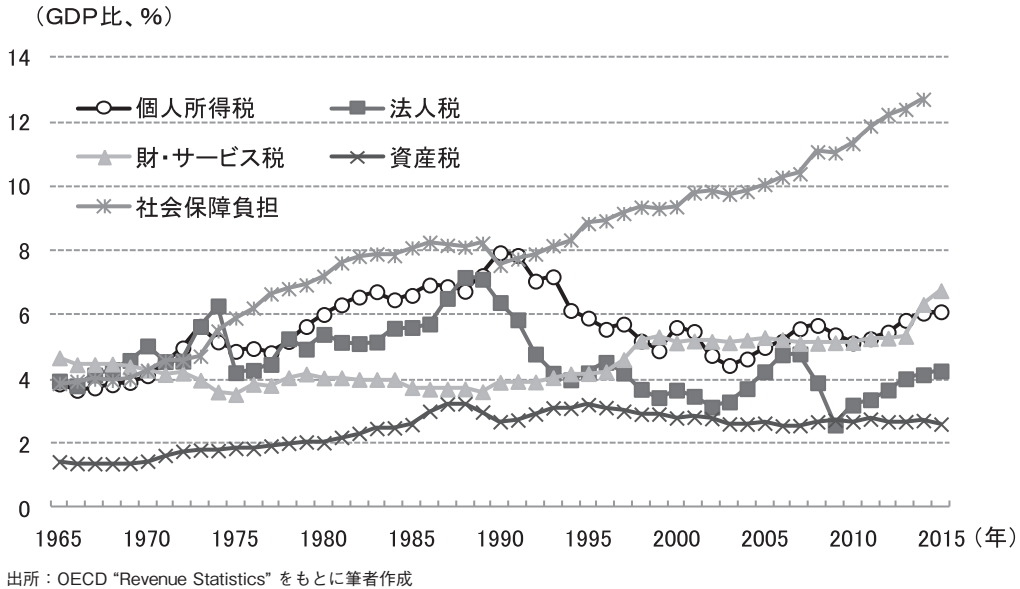
日本の歳入の中心となる租税負担、社会保障負担の推移をみると、社会保険料率の引き上げを反映して、社会

保障負担のGDP比は上昇が続いている（図表10）。租税負担と社会保障負担の合計である国民負担は歳出の規模が大きいほど、重くなる傾向にあり、日本は、欧州諸国と比較すると、歳出のGDP比が低いことから国民負担のGDP比も低い傾向にある。こうした中、日本は、高齢化が最も進展していることもあり、社会保障負担のGDP比はOECD加盟国の中では比較的高いグループに属する一方、租税負担のGDP比は低いグループに属する（図表11）。

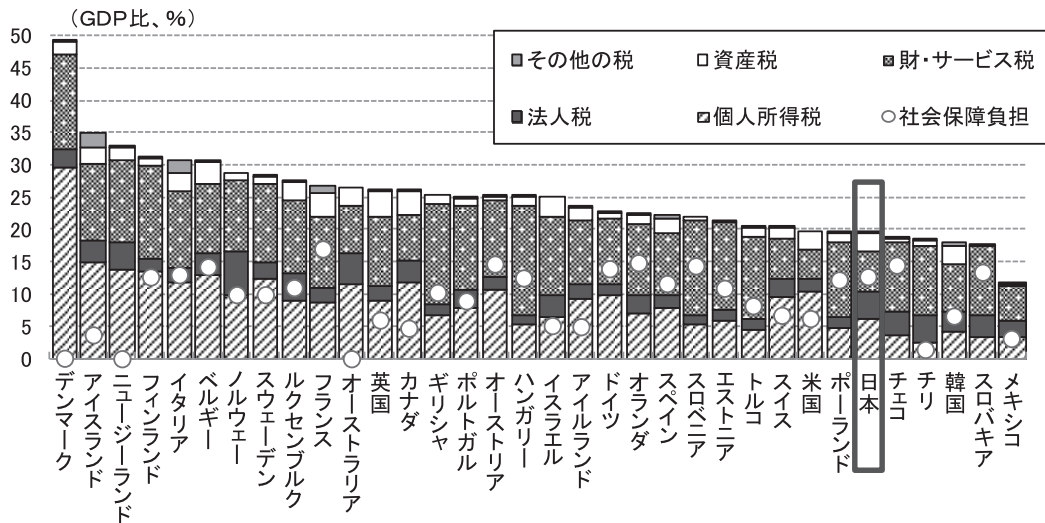
EU加盟国はEU指令によって、付加価値税率（標準税率）は15%以上と定められていることもあり、財・サービス税が歳入の中心となっている国が多いが、それと同時に個人所得税のGDP比も比較的高いと言える。日本は、消費税率は8%に引き上げられたものの、財・サービス税のGDP比はEU諸国と比較すると依然として低い。個人所得税のGDP比もEU諸国と比較すると低い。

日本が国際的にみて個人所得税のGDP比が低い背景のひとつには、日本では、所得税（国税）について、1980年代、1990年代に最高税率の引き下げや限界税率の適用所得区分の変更等により累進構造が緩和されてきたことがあると考えられる。2015年には、格差是正および所得再分配機能の回復の観点から、課税所得が

図表10 日本の租税負担・社会保障負担の推移



図表11 租税負担、社会保障負担の国際比較 (2014年)



4000万円を超える高所得者層に対しては最高税率が45%に引き上げられたものの、基本的には1980年代以降は所得税負担が緩和される方向で税制改正が行われた。

こうしたこともあって、日本では所得税において、納税者の約8割が、適用される限界税率¹が10%以下(うち約6割は最低税率(5%)が適用される)となっており、低い限界税率が適用される納税者が、他の主要国と比較

すると、かなり多くを占めていることが分かる(図表12)。租税負担と社会保障負担のバランスは国によってさまざまであり、日本は社会保障負担を引き上げることで財源を確保しようとしているが、多くの国にとって主な税収である所得税や付加価値税(消費税)の負担は、日本の場合、海外と比べ軽いと言える。

図表12 所得税の限界税率ブラケット別納税者数割合の国際比較

(単位:%)

限界税率	0%超～ 10%以下	10%超～ 20%以下	20%超
日本 (2014年)	83	13	4
米国 (2013年)	27	42	31
英国 (2014年度)	3	81	16
フランス (2011年)	39	49	13

出所：田原芳幸編著「図説 日本の税制」(平成28年度版)をもとに筆者作成

3 財政を取り巻く環境の変化

(1) 社会保障給付費の今後の動向

①日本の人口の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、日本では今後も高齢化の進展が続く見込みとなっている(図表13)。日本の総人口は2015年の1億2709万人から2020年には1億2532万人へと減少し、2030年には1億1912万人となり、15年間で797万人減少することになる。

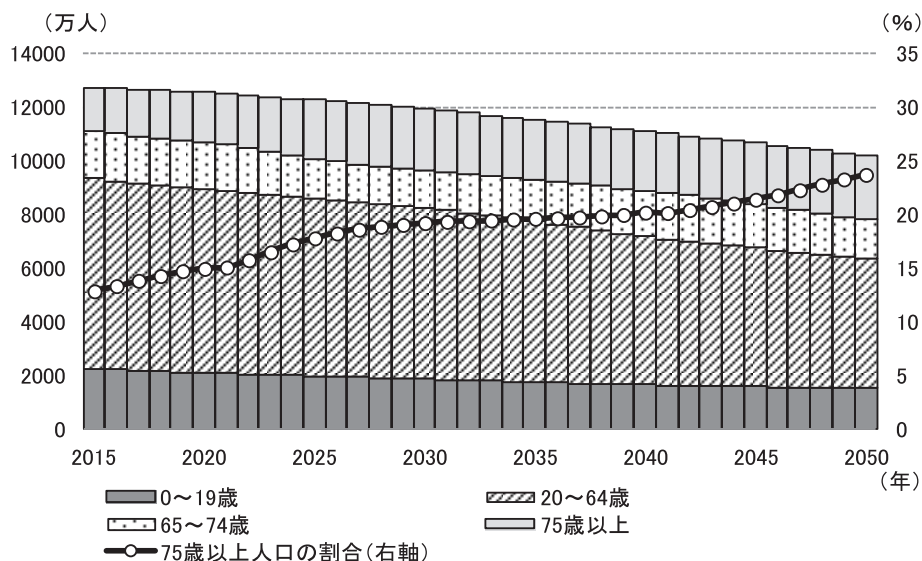
2015年から2030年にかけての年齢別人口の動向をみると、0～19歳、主な働き手とみなすことができる20～64歳、65～74歳はいずれも減少するのに対し

て、75歳以上は増加すると見込まれている。こうした年齢別人口の変化は、団塊世代が2020年代前半に75歳以上になるという要因が大きく、75歳以上人口が総人口に占める割合は2015年の12.8%から2030年には19.2%となり、5人に1人は75歳以上となる見込みである。

②高齢化が医療給付・介護給付に与える影響

今後も高齢化が進展することは、財政面では社会保障給付費の増加を通じて、歳出拡大圧力となる。そこで、医療、介護給付費がどの程度、増加するかを試算してみよう。医療、介護とも年齢階級別の1人あたりの給付費を2014年時点の水準で将来にわたって一定であると仮定し、介護については介護サービス利用割合(年齢別の人口

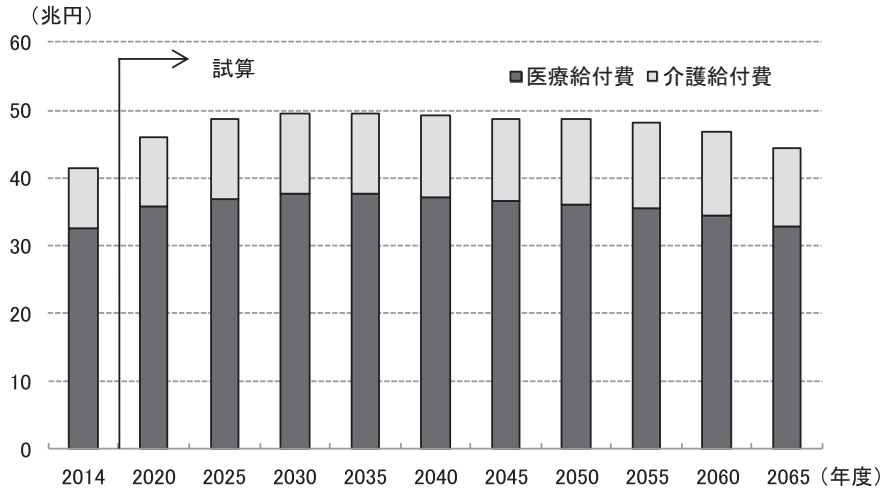
図表13 日本の将来推計人口



注：出生中位(死亡中位)推計

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」をもとに筆者作成

図表14 医療・介護給付費の機械的な将来試算



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」、厚生労働省「介護保険事業状況報告」をもとに筆者作成

における介護サービス利用者の割合)も2014年度時点の水準で将来にわたって一定であるとする。

こうした前提の下、2030年度には医療給付費は37.5兆円、介護給付費は12.1兆円となり、2014年度と比較すると医療給付費は5兆円程度、介護給付費は3.2兆円程度それぞれ増加し、今後の高齢化の進展により、医療・介護給付費の合計で8.2兆円増加することになる(図表14)。

この機械的な試算は人口動態が医療・介護給付費に及ぼす影響を示したものであり、政府が目指す医療費の地域格差の縮小を通じて、将来的に医療費の増加の抑制につながる可能性がある。1人あたりの医療費の高い地域では、1人あたりの医療費の低い地域と比べると、医療の効率化や予防対策を行うことによって医療費を抑制できる余地が大きいと考えられるからである。もっとも、医療費の地域格差の縮小等は、自発的な取り組みによるところが大きいため、その効果は不透明であるうえ、効果が現れるとしても時間がかかると考えられる。他方、医療技術の高度化や診療報酬の改定により、1人あたりの医療費が増加し、それにもなつて医療給付費も増加する可能性もある。今後も医療技術の高度化等が医療費の増加要因となると予想される中、医療費の地域格差の縮小がどの程度、医療費の伸びを抑制できるかが鍵を握る

ことになると思われる。

なお、高齢化によって医療や介護の給付費が増加すると同時に、今後、20～64歳人口が減少することにより、給付の財源である保険料収入が減少する可能性がある。給付の試算と同様に、年齢別の1人あたりの保険料を2014年度の水準で固定して、人口動態の変化が保険料収入に及ぼす影響を試算すると、保険料収入総額は、2030年度には2014年度と比べ2.4兆円減少する。2030年度時点で、医療給付費は2014年度と比較すると5兆円程度増加していることから、医療保険収支は2014年度と比較して7.4兆円程度悪化することになる。

この試算は、2014年度時点の医療保険制度が将来にわたって維持されると仮定した場合のものであり、今後、保険料率の引き上げや、1人あたり賃金の伸びが高まれば、このような保険料収入の減少を避けることができる。それでも、保険料収入が給付の増加に追いつかない場合には、公費負担が増加し、歳出拡大を通じて財政赤字の増加要因となる。

(2) 潜在成長率と税収構造の変化

① 潜在成長率の低下の可能性

高齢化の進展は、医療・介護等の社会保障だけでなく、労働供給の減少を通じて、経済成長率にも影響を及ぼす。

近年は、高齢者や女性の労働参加率の上昇が労働供給の増加に寄与しているものの、労働参加率の上昇には限界があるうえ、国立社会保障・人口問題研究所の2017年の推計によると、2030年時点の20～64歳人口は、2015年時点と比べると1割減少する。

潜在成長率²は、労働投入量、資本投入量、全要素生産性(TFP)によって決まることから、近年、議論されている「働き方改革」が進展することにより、今後、TFPの伸びが高まり、潜在成長率の押し上げに寄与することが期待される。それでも、今後、20～64歳人口の減少のインパクトは大きいだけに今後、潜在成長率の低下は避けられないだろう。潜在成長率が低下すれば、税収は期待したようには増加しないことになる。

② 税収構造の変化

日本の税収構造は、すでに述べたように、個人所得税では累進構造の緩和が進められてきており、経済成長率が高く、税収の増加が著しかった1980年代と比較すると、個人所得が増加しても個人所得税収はそれほど伸びないようになってきている。

また、消費税率の10%への引き上げが2019年10月に予定されており、今後は、税収全体における間接税のシェアが高まっていくことが予想される。一般に、間

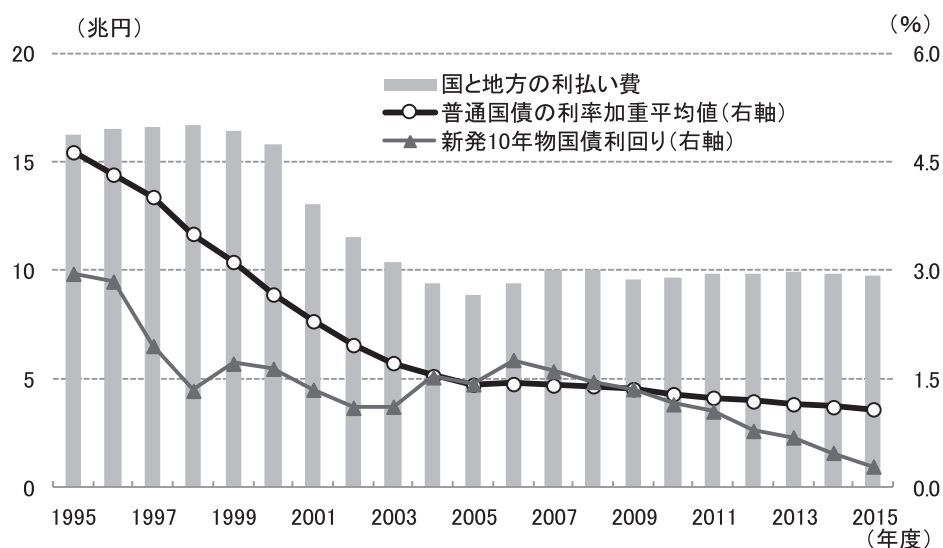
接税収のGDP比は安定して推移する一方、直接税収は景気変動の影響を受けやすく、景気拡張期にはGDP比は上昇し、景気後退期にはGDP比が低下する傾向がある。したがって、税収全体における間接税のシェアが高くなるということは、税収のGDP比は安定的となる一方で、景気拡張期にGDPが増加しても、税収の伸びはかつてほどには増加しないことになる。

(3) 金融政策

国と地方の利払い費(SNAベース)は、2000年代前半に急速に減少し、債務残高が急速に増加した2009年度以降も横ばい傾向で推移している(図表15)。これは、金利が低い水準で推移しているためであり、2013年度以降は量的・質的金融緩和政策により、従来と比較すると緩和的な金融政策が採られている。こうした状況の下、政府による国債の借り換えが行われたことも利払い費を抑制する要因になったと考えられる。

もっとも、金利が今後も現在の低い水準で推移するとは限らず、現在の金融緩和政策が「出口」へと向かう時点で、金利が上昇する可能性がある。金利が上昇しても、利払い費が直ちに大幅に増加するわけではないが、低金利の下で発行した公債が償還を迎える際には、これまでのような低金利での借換債の発行はできなくなり、利払い

図表15 国と地方の利払い費と金利



出所：内閣府「国民経済計算」、財務省資料、日経NEEDS-Financial QUESTをもとに筆者作成

費は徐々に増加すると考えられる。特に、長期金利が名目GDP成長率を上回る水準に上昇する場合には利払い負担が重くなり、政府が重視する基礎的財政収支には影響がないものの、財政赤字の拡大につながることになる。国と地方の長期債務残高は増加が続いていることから、利払いは、以前と比較すると金利が上昇した場合に増加しやすくなっていることに留意が必要である。

4 | 財政健全化に向けた中長期的な課題

(1) 内閣府の中長期試算

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(2017年1月)」によると、消費税率が2019年10月に8%から10%に引き上げられ、日本の現在の潜在成長率並みの成長が続く場合(ベースラインケース)には、基礎的財政収支は2020年度までは改善するものの、それ以降は悪化する見通しとなっている(図表16)。

政府が目指す名目GDP3%、実質GDP2%以上という経済成長を実現できた場合(経済再生ケース)は、2025年度には基礎的財政収支は黒字となる。もっとも、今後、高齢化が進展する中、潜在成長率を大きく上回る成長を毎年持続することは困難であり、経済再生ケースが実現

するとは考えにくい。

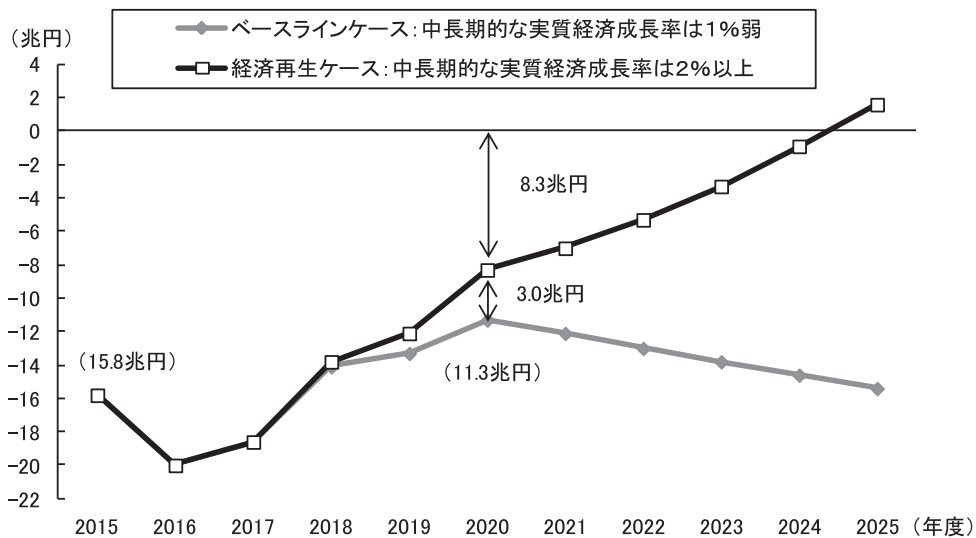
なお、この試算には、「経済・財政再生計画」における「歳出改革」による歳出削減の効果は織り込まれていない。医療費の地域格差縮小等の効果が発現すると、赤字が減少する可能性はあるものの、歳出改革は自主的な取り組みに基づくものであり、その効果の規模は不透明といわざるを得ない。こうした取り組みは重要であるものの、現時点では、大きな効果を期待することはできないだろう。内閣府の試算に基づけば、財政健全化に向けては歳出の抑制、歳入の増加が重要になると考えられる。

(2) 財政健全化に向けた課題

日本の潜在成長率を考慮すると、消費税率を10%に引き上げても、財政健全化が困難とみられる中、2020年代には財政を取り巻く環境が厳しさを増してくる。そうした中で、財政健全化の達成は容易ではない。さらに財政健全化の達成時期を先送りすればするほど、ますます難しくなる。したがって、将来的には、消費税率のさらなる引き上げは避けられないとしても、現在の政府の増税に対する姿勢を考慮すると、引き上げまでにはかなり時間がかかる可能性は否定できない。

したがって、当面は財政健全化に向けて、いかに歳出

図表16 国と地方の基礎的財政収支に関する内閣府の試算



注：復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース
出所：内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2017年1月25日)をもとに筆者作成

を抑制することかできるかが重要になると考えられる。特に、日本は補正予算の編成により歳出が拡大して、財政収支が悪化する傾向があるうえに、後年度の歳出が拡大する傾向があることから、まずは安易な財政出動（歳出拡大をともなう補正予算の編成）からの脱却が必要であろう。財政出動は基本的にはリーマン・ショック後のような急激な景気悪化や大規模な自然災害に対応する場合に限り、その際にその必要性や規模等について十分に検討されることが不可欠である。

安易な財政出動に依存しないようになると、税収の動向といった不確定要素はあるものの、基礎的財政収支は当初予算で想定した水準に近くなる可能性が高まり、財政健全化に向けた道筋をつけやすくなると考えられる。

(3) 見直しが必要となる世代間所得移転に基づく所得再分配

これまでは現役世代が引退世代を支える世代間の所得移転を基本とし、日本は租税負担が国際的にみて低いということもあり、財源を十分に確保せずに、財政赤字に依存しながら、医療・介護といった現物サービスの提供も含む形での所得再分配を実施してきた。つまり、日本は従来から「バラマキ」を続けてきたわけである。

今後、高齢化の進展とともに、社会保障関係費は増加が続くと見込まれ、それにとまって歳出も増加が続くことになる。他方、社会保障制度を支える現役世代は減少が続く。このため、これまでと同様の所得再分配を維持しようとするならば、人口減少・高齢化の進展により潜在成長率の低下が懸念される中、財政赤字にますます

依存せざるを得なくなる。社会保険料率の引き上げ等により財源をある程度確保できる可能性はあるが、超高齢社会において、世代間の所得移転を前提とする所得再分配は持続性の観点で限界があると言える。

日本老年学会と日本老年医学会のワーキンググループから、65～74歳を准高齢者とし、75歳以上を高齢者とするという考え方が示されているように、今後は高齢者の定義の変更を検討することが必要になるだろう。さらには、社会保障制度における給付・負担についてさまざまな見直しを検討せざるを得なくなると考えられる。2020年代は、高齢化が進展する中、財政、社会保障制度の持続性という観点から、所得再分配のあり方の見直しを迫られることになるだろう。

おわりに

安倍政権は、増税が景気に与える影響を懸念して、消費税率の10%への引き上げをすでに2度延期しており、現在の予定通り2019年10月に引き上げる場合は、当初の予定からは3年遅れることになる。政府は、中長期的な課題である財政健全化への取り組みよりも目先の景気動向を重視して政策を実施する傾向にあるが、それでは政府自身が目標に掲げる財政健全化をいつまでたっても実現できない。今後、財政を取り巻く環境はさらに厳しくなるうえに、財政健全化はその取り組みが遅れば遅れるほど実現が難しくなる。2020年代は、財政健全化に向けた政府の姿勢が今まで以上に問われることになるだろう。

【注】

¹ 所得税額を計算する際に用いられる税率のことであり、課税所得水準が高くなるにつれて、高い税率が適用される。

² 中長期的に実現が可能と考えられる経済成長率のことである。

フィンテックの現状と展望

The Potential of Fintech

近年、フィンテックについての議論が活発化している。フィンテックが銀行の既存業務を浸食するのではないかととらえる向きもある。しかし、フィンテックは、既存の金融サービスの延長線上のものが多く、また「個人向け」のサービスが中心である。したがって、「法人取引」中心の既存銀行にとっては、フィンテック企業との協働により一般個人顧客取引が収益源となるのであればメリットも大きいと考えられる。

ただし、フィンテックの浸透・発展にはさまざまな障害が立ちだかる。日本国内における最大の障害は、日本が世界有数の現金大国であることだろう。

仮想通貨を支える技術であるブロックチェーンは、銀行のシステムを劇的に変革させる潜在力を秘めている。ブロックチェーンは、参加自由なオープン型のネットワークであり、決済情報を外部に出さない従来の銀行の決済システムのようなクローズド型のネットワークとは決定的に異なり、運営コストが著しく低いことが特徴であるが、決済の信憑性がどこまで保証できるかに問題がある。ただ、この信頼性が確認されると、銀行のビジネスモデルが革新されると予想される。また、一部銀行がシステムにクラウドサービスを利用する動きも見られ、これも大きな影響を与えよう。

金融庁は、フィンテック企業に登録制を導入するとともに、この登録業者に対し銀行がシステム開放する努力義務を負うことで、オープンな決済システムの構築を目指している。今後、官民ともに、さまざまな制度設計と体制整備が求められる。



In recent years, the potential of financial technology, or "fintech," has been actively discussed. Some observers are very concerned that such technology may erode the revenue of existing banks. However, most fintech services are not markedly different from existing financial services and mainly target individual customers. Corporate transactions are the primary source of existing banks' revenue, but if they can cooperate with fintech companies, the banks will be able to benefit from even individual customer transactions. However, there are various barriers to the development and spread of fintech. The biggest is that Japan is one of the world's pre-eminent countries where cash dominates as the main driver of transactions. The blockchain, which is the basic technology of virtual currency transactions, has the potential to cause drastic changes in banking systems. A blockchain is a network open to voluntary participation and is distinctly different from closed networks such as the existing banking settlement system, which does not allow relevant information to be exposed outside the system. Although the blockchain is characterized by low operational costs, a problem is to what extent the credibility of settlements can be guaranteed. Once this credibility is confirmed, however, it is expected that innovative business models for banks will emerge. In addition, some banks have started to utilize cloud services for their systems, which will have significant impacts on banking activities as well. The Japanese Financial Services Agency aims to build an open banking settlement network by introducing a fintech company registration system and by requiring banks to make efforts to open their networks to registered fintech companies. In the coming years, it will become necessary for both the government and the private sector to create a new financial system and structure appropriate for fintech.

はじめに

近年、“フィンテック”という言葉が流行語のようになり、議論が活発となっている。“フィンテック(FinTech)”とは、Finance(金融)とTechnology(技術)を合わせた造語であり、インターネット・スマートフォンを使った資金決済や、外為・証券取引、資産運用等におけるビッグデータ、人工知能(AI)等、最新技術を駆使した金融サービスを概念的に指す言葉である。

フィンテックの定義は曖昧であり、使う人によって異なる。実際、金融機関のシステムは、オンラインシステムと呼ばれていることから分かるように、1950年代と早くからコンピューターを導入してきたが、その後のIT技術の進展にともない幅広い金融サービスにおいてITを活用した商品・サービスが展開・提供できるようになった。そういう意味では、現代の金融機関はすべてフィンテック企業ともいえる。

ただし一般的に“フィンテック”といった場合、金融機関以外の企業、特に新興ベンチャー企業が提供するインターネット・スマートフォンを通じた最先端技術を駆使した金融サービスを指すことが多い。IOSCO(証券監督者国際機構)も2017年2月の発表レポート“Research Report on Financial Technologies (FinTech)”の中で、““Fintech” is used to describe a variety of innovative business model and emerging technologies that have the potential to transform the financial services industry.”と定義している。こうした企業が今まで見たことがない革新的な金融サービスを提供し、生活や社会を大きく変革するのでは、という期待を込めた言葉とも言える。

フィンテックについては、技術的な面や消費者にとってのメリットや使い勝手の点から述べられることが多いが、ここではまずフィンテックが流行するきっかけともなった代表的な金融商品である仮想通貨について分析する。次いで、フィンテックを主にビジネスの観点からとらえ評価し、今後の展望したい。

1 | 仮想通貨

(1) 活況を呈する仮想通貨市場

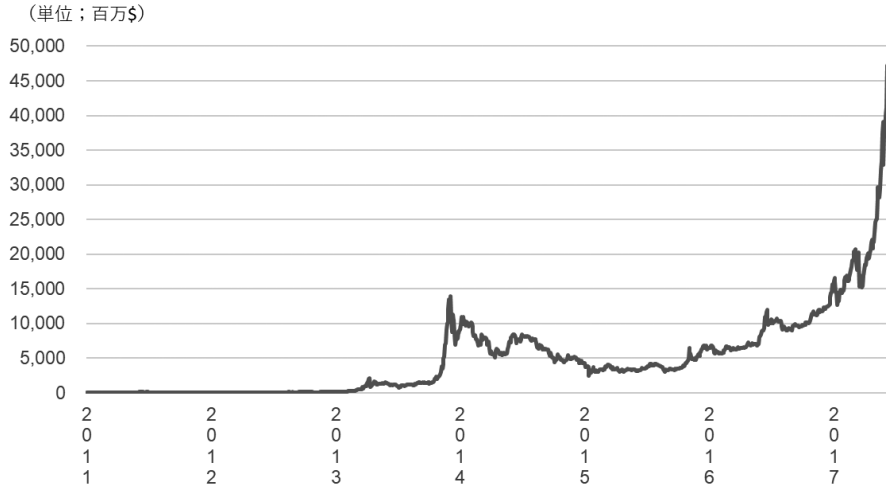
近年、フィンテックの中でも仮想通貨は活況を呈している。

仮想通貨とは、特定の国家による価値の保証のない通貨で、ドルや円、ユーロのような法定通貨とは異なる。仮想通貨は、電子データであるため、インターネット上で取引が行われ、取引所においてドルや円と交換することができる。また、不正防止のために暗号化技術を用いていること、銀行や業界団体、取引所のような特定の組織やその組織が保有する大型の集中型コンピューターで管理するのではなく、ネット上の多数のコンピューターで記録を共有・相互監視することで管理する仕組みであること(これを支える技術がブロックチェーン(後述))等の特徴がある。

仮想通貨は、現在、主要なもので約550種類存在し、時価総額は約12兆円、取引額は約5,800億円/日となっている(2017年6月19日現在、CoinCapより)。株式市場(時価総額8,100兆円、取引額34兆円/日(2017年4月、WFE(国際取引所連合)調べ))や為替市場(6.5兆ドル/日(2016年、BIS(国際決済銀行)調べ))と比べれば小さい市場であるが、2015年以降だけで仮想通貨の時価総額が10倍になっており急上昇したことが分かる。数ある仮想通貨の中で最も著名なビットコインは、仮想通貨の時価総額の約4割を占める圧倒的な存在感を有する。マウントゴックス事件¹以降、評判を落とし存在感を失っていた仮想通貨、ビットコインであるが、復活してきているのである。

また、ビットコインを例にとると、ウォレット数(利用登録者数)は世界中で1,400万人(日本では20万人)に達しており、2015年の400万人から急速に伸びている。一方、ビットコインを利用できる店舗(オンライン店舗含む)は世界中で10万を超えたと見られるが、ネット店舗を除くと9,000程度と見られている。急速に時価総額、取引額が拡大しているのと比べると、利用できる店

図表1 ビットコイン時価総額の推移



出所: blockchain.info

舗は伸び率はそれほどでもない。したがって、近年の時価総額や取引額の伸びは、利用可能店舗の増加によるものではないことがうかがえる。

(2) 仮想通貨・電子マネー・MUFG コインの違い

2017年5月1日、三菱東京UFJ銀行は、独自の仮想通貨「MUFG コイン」の実証実験を開始し、注目を集めている。MUFG コインは始めたばかりであり、最初は三菱東京UFJ行員による利用に限られ、かつ利用できる店舗は極めて少ない。

MUFG コインは、ビットコインのような仮想通貨とは異なることには注意せねばならない。MUFG コインとビットコインは、個人間での仮想通貨のやりとりや利用可能な店舗での支払いができる点では同じである。しかし、ビットコインの場合、発行者・運営者がいないのに対し、MUFG コインの場合、三菱東京UFJ銀行が発行者・運営者となる。またドル・円等法定通貨との交換比率は、ビットコインの場合変動するのに対し、MUFG コインの場合“1 MUFG コイン= 1円”と固定化されている点でも異なる。発行者・運営者が特定企業となる点や、法定通貨をチャージ(≒法定通貨との交換比率が固定)する点では、Suica、WAON、nanaco等の電子マネーと似ている。

図表2 他の仮想通貨や電子マネーとの比較

	発行者・運営者	利用者同士のやりとり	法定通貨(¥・\$)との交換比率
MUFGコイン	三菱東京UFJ銀行	○	1MUFGコイン=1円
他仮想通貨(ビットコイン等)	なし	○	変動(現時点では投機対象)
電子マネー(Suica、WAON、nanaco)	JR、セブンイレブン、イオン等	×	法定通貨をチャージ

出所: 各種資料をもとに筆者作成

(3) 期待が集まる“ブロックチェーン”

仮想通貨が注目を集める理由は、新しい通貨であることももちろんだが、それ以上に仮想通貨を支える技術であるブロックチェーンが、銀行システムを劇的に変革させる潜在力を秘めているからである。

ブロックチェーンとは、金融取引等の情報をコンピューターネットワーク上で管理する技術である。一定の時間内に発生した取引記録情報をまとめたもの(ブロック)を、不特定多数の参加者が検証しながら、チェーンのようにつないで蓄積し、インターネット上の膨大な数のコンピューターで情報を共有するのである。このシステムは、基本的に誰でも参加できるオープンかつ分散型のコンピューターネットワークであり、決済情報を外部に出さない銀行の決済システムのようなクローズ型の中央集権的なネットワークとは、その点で決定的に異なる。銀

銀行の決済システムは、閉じられたネットワークを司る銀行が管理し責任を持つが、オープン型のネットワークは、そうした責任者は存在せず、衆人環視の中で、決済の信憑性の合意を得る仕組みとなっている。こうした、オープンなネットワークを支える技術がブロックチェーンである。決済取引記録を集中管理する巨大コンピューターが不要であり、ひとつの機関において関わる人も少なく済むため、運営コストが著しく低いことが特徴である。その一方で、このような衆人環視であるため取引記録の改竄や不正取引が防げるとは言うものの、決済の信憑性をどこまで保証するのが現時点では確認がない。分かりやすく言えば、ウィキペディア（無料で使うことができるインターネット上のオンライン百科事典。不特定多数の人たちが、自由に執筆、加筆、修正できる点が特徴である）をどこまで信頼できるのか、に似ている。したがって、現時点では仮想通貨での利用レベルや各種の実験段階に止まっている。

しかし、このオープンなネットワークが、決済の信憑性の保証に有効であると確認されれば状況は一変する。これまで銀行は膨大な決済システム・コストを負担してきたが、オープンなネットワークを活用した場合、大幅なコスト縮減が可能となる。その場合、銀行のビジネスモデルも劇的に変化するであろう。また、ブロックチェーンの応用分野は広く、金融分野を超えさまざまな分野に影響を与える。たとえば行政サービス分野で言えば、

公証や登記、登録への応用も期待でき、実現した場合、行政組織を大幅に変えることとなる。実際、土地の登記活用について、スウェーデンでは実証実験を行っている。ただ、現時点では試行段階にすぎない。結論がでて実務に活用できるようになるまでにはもうしばらく時間を要しよう。

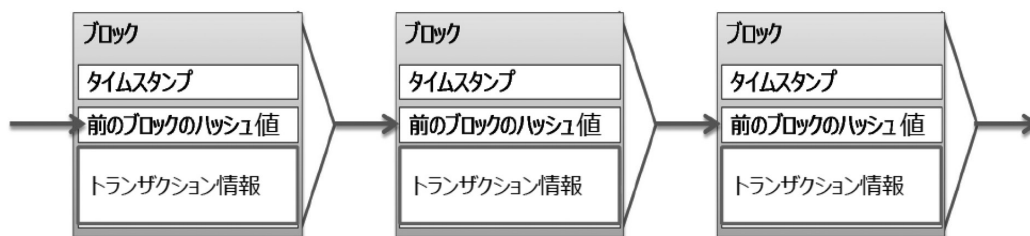
(4) 仮想通貨法施行

現在、仮想通貨市場が活況を呈している原因には、さまざまな理由が考えられるが、大きな要因として働いているのは、2017年4月1日に施行された改正貸金決済法（通称：仮想通貨法）であろう。この仮想通貨法は、先述のマウントゴックス事件の反省を踏まえ、これまで法的・制度的な位置づけが曖昧であった仮想通貨について規制を導入したものである。具体的には仮想通貨取引所（仮想通貨交換業者）に登録制を導入し、同業者に対して利用者への情報提供や仮想通貨も含めた利用者財産の分別管理、本人確認の実施等を課している。また、懸案だった消費税についても2017年7月1日より非課税となる。こうした仮想通貨の法的・制度的位置づけが明確化したことが、仮想通貨市場の盛り上がりを支えていると思われる。

(5) 投機目的が大半の仮想通貨

しかし、現状、仮想通貨は、投機目的の利用顧客が大半であり、送金目的は極々少数であると言わざるを得ない。一方で、ビットコイン取引所は、取引サービスの中に信

図表3 ブロックチェーン概念図



- ・トランザクション情報の集合等を含んだブロックがチェーン状に連なっているもの
- ・ネットワーク上の複数ノードが、新しいブロックを相互に承認し、チェーンに足していく

注1：ハッシュ値…元データから一定の計算手順で求められた規則性のない固定長の値。暗号や認証などに活用されている。

注2：ノード…サーバ、ハブ、ルータ等のこと

出所：経済産業省「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」

図表4 改正資金決済法（通称：仮想通貨法）の概要

施行日	2017年4月1日
仮想通貨の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（円・ドル等）と相互交換できる。 ・電子的に記録され、移転できる。 ・法定通貨、電子マネー、プリペイドカードは仮想通貨ではない
仮想通貨の税法上・会計上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・税法上は資産で取扱い。 ・金融商品ではなくモノであるため、会計上は資産計上（時価・簿価は一意的に決まらず）。 ・消費税については、2017年7月1日より非課税。 ・キャピタルゲイン税は、個人は雑所得・総合課税、法人は営業収益
仮想通貨交換業（仮想通貨交換サービス）の定義	仮想通貨と法定通貨又は仮想通貨同士の交換や交換に際して利用者の金銭・仮想通貨を管理する業務
仮想通貨交換業を行う業者に課される義務	<p>①登録制の導入…金融庁・財務局の登録を受けた事業者（以下、登録業者）のみが国内で、仮想通貨交換業を行うことが可能。 ※登録を受けるためには、株式会社であること、資本金1,000万円以上など一定の要件を満たすことが求められる。</p> <p>②利用者への適切な情報提供…取り扱う仮想通貨の名称、仕組み、特性、手数料等</p> <p>③利用者財産の分別管理…年一回以上の外部監査を受けることを義務付け</p> <p>④取引時確認の実施…下記の場合、公的証明書の確認義務付け（本人確認、マネロン対策） 口座開設、200万円超の仮想通貨の交換・現金取引、10万円超の仮想通貨の移転（送金）</p>
外国の仮想通貨交換業を行う業者	日本で登録を受けていない外国の業者が日本国内居住者に勧誘を行うことは禁止。

出所：金融庁

用取引や先物取引サービスを提供していることから仮想通貨の取引目的がうかがえる。現状、仮想通貨は、株や金利、為替と比べても著しく価格変動率が高いため、価格は急騰すれば同時に急落するリスクも抱えている。仮想通貨の裏付けとなる資産がないため、理論値や適正価格がないことも影響しているであろう。取引所において取引に係る手数料がゼロのところも多いが、こうした通貨は、価格安定性の重要性が高い送金目的には適さない。1ビットコイン（約33万円）以上保有しているウォレット数は約60万と全体の5%に満たない程度であり、10万ビットコイン（約330億円）保有するビットコイン長者は3人とごく少数である。したがって大規模な仮想通貨の移動は現時点では見られない。

ただし、送金目的に利用されるケースも一部で考えられる。それは、犯罪性資金の送金（マネーロンダリング）である。そのため、世界各国の金融当局は、仮想通貨がマネーロンダリング利用されないか警戒している。

2 | 銀行を巡るフィンテックの動き

(1) フィンテックの事例

仮想通貨の他に、フィンテック企業が提供するサービスとしては、スマートフォンのモバイル決済サービスや、

指紋や虹彩等生体認証技術を用いた決済手段サービス、インターネット上でお金の借り手と貸し手を結び個人間での融資を行う仲介サービスであるソーシャル・レンディング（P2Pレンディングとも呼ぶ）、ロボットによる資産運用アドバイス、家計簿管理サービス、クラウド会計サービス等が挙げられる。

海外の著名なフィンテック企業やスキームには、オンライン決済サービス会社「PayPal（ペイパル）」や、アップルと-googleが提供するスマートフォンのモバイル決済サービス「Apple Pay（アップルペイ）」、「Android Pay（アンドロイドペイ）」、中国のモバイル決済サービス「Alipay（アリペイ）」、「WeChat Pay（ウィーチャットペイ）」、米国のソーシャル・レンディング大手のレンディング・クラブ（Lending Club）等が代表例としてあるが、これ以外にもさまざまな企業・サービスがある。

(2) 金融当局の対応

フィンテックに関する当局の動きは早い。日本銀行は、2016年4月にFinTechセンターを日銀内に設置し、フィンテックへの取り組みを強化している。経済産業省も2016年7月に「FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合（FinTech検討会合）」を設置し、フィンテックが経済社会に与えるインパクトや課題、今後の政策の

図表5 フィンテック事例

分野	サービス例
オンライン融資	ソーシャル・レンディング、クラウドファンディング
オンライン決済	モバイル決済
オンライン送金	P2P 送金
オンライン証券	オンライン証券
資産運用	ロボアドバイザー、FX 取引
個人財務管理	家計簿サービス
業務支援・コンサルティング	クラウド会計サービス
仮想通貨	仮想通貨取引所

出所：各種資料をもとに筆者作成

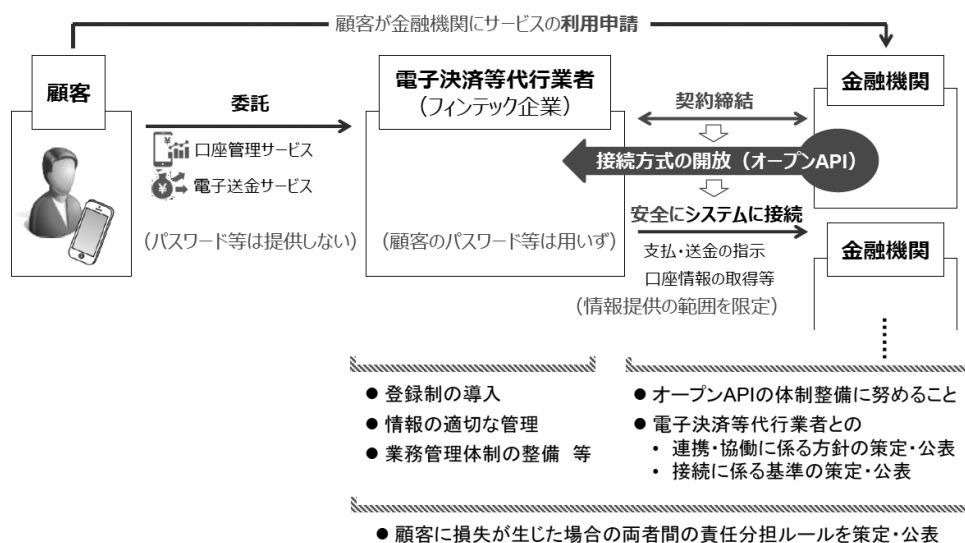
方向性等に関し検討している。

金融庁については、2016年5月に成立した銀行法等改正法により、金融機関によるフィンテック・ベンチャー企業への投資条件を緩和しており、また先述の通り、仮想通貨法が2017年4月1日より施行された。また、2016年5月には「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置し、フィンテック・ベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境（エコシステム）の実現に向けた方策を検討している。

今後の政府の動きの中で、特に注目されるのが、金融庁が検討している、2017年5月に成立したオープン・

イノベーション推進に向けた銀行法改正法である。これは、金融審議会の金融制度ワーキング・グループで検討されていたもので、フィンテック企業に対し登録制を導入するとともに、この登録業者に対し銀行がシステム解放する努力義務を負うことにより、欧州のような²オープンな決済システムの構築を目指すものである。登録対象となるフィンテック企業としては、家計簿アプリ業者やクラウド会計ソフト業者等が想定され、施行は2018年春が予定されている。銀行システムへの接続仕様をフィンテック企業等外部事業者に公開することを「オープンAPI」と言うが、今回の銀行法改正によりオープンAPIが

図表6 オープン・イノベーション推進のための制度的枠組み



出所：金融庁

進展することとなる。

しかし、このオープンAPIの日本における導入については、課題が山積している。これまで免許業者のみのクローズド型であることを前提に銀行システムは運営され安定していたが、そうした免許業者のシステムネットワークに登録業者が接続することとなる。したがって、決済システムが革新し利便性が高まる可能性もあるが、逆に銀行システムの安定性が損なわれる懸念も出てくる。そうした懸念を払拭するための制度設計が当局側に求められよう。また民間側についても受け入れるためのさまざまな体制整備が必要となる。

今回の銀行法改正を睨み2016年10月に全国銀行協会にて、官民連携イニシアティブとして「オープンAPIのあり方に関する検討会」が設置されており、2017年3月に報告書をまとめている。この報告書には、オープン

API推進のために検討すべき、API仕様の標準化、セキュリティ対策、利用者保護等の検討項目多数を提示している。また、ほぼ同時期の2016年12月に全国銀行協会にて、官民連携イニシアティブとして「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会」が設置されており、2017年3月に報告書が出されている。この報告書では、ブロックチェーン技術が銀行業務に変革をもたらす可能性を見据え、複数の金融機関や関係業者で共同運営する“コンソーシアム型ブロックチェーン”を推奨し後押しする「ブロックチェーン官民連携イニシアティブ」整備を提言している。

3 | フィンテックを考えるうえでの重要ポイント

以上のように、フィンテックを推進する環境は整備されつつある。フィンテックは、一般的には銀行以外のべ

図表7 「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」の概要

<p>【API仕様の標準化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発原則…関係者が留意すべきハイレベルの開発上の理念 <ul style="list-style-type: none"> ・原則1: API利用者を意識した平易・シンプルな設計・記述 ・原則2: APIの種類に応じた適切なセキュリティレベルの確保 ・原則3: デファクトスタンダード、外国のAPI標準、国際標準規格との整合性 ・原則4: 仕様変更によるAPI利用者への影響をコントロール ● 開発標準…推奨されるAPIの基本的な仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・①アーキテクチャー・スタイル、②データ表現形式、③認可プロトコル、④バージョン管理、について推奨される仕様を示す。 ● 電文仕様標準…APIのメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安 <p>【セキュリティ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● API接続先の適格性事前審査とモニタリング ● 外部からの不正アクセス対策(アクセス権限付与・取引認証、不正検知、監視等) ● 内部からの不正アクセス対策(銀行やAPI接続先の内部不正対策) ● 不正アクセス発生時の対応(システム設計・仕様、情報連携、対策協議) ● セキュリティ対策の継続的な改善・見直し、高度化 <p>【利用者保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 説明・表示、同意取得 ● 不正アクセス、被害発生・拡大の未然防止 ● 利用者に対する責任・補償

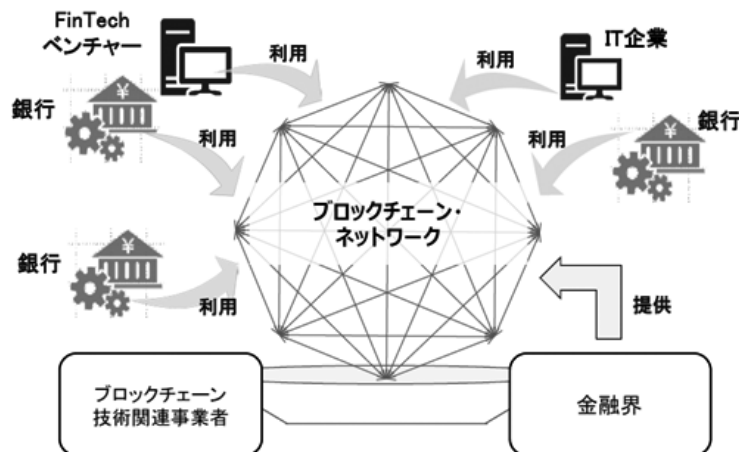
出所：金融庁「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」

図表8 「ブロックチェーン官民連携イニシアティブ」の概要

- 「ブロックチェーン連携プラットフォーム※」(仮称)の整備
 ※銀行・フィンテック企業連携でのブロックチェーン活用のための協働型実証実験環境。用途は2017年秋。
- 国際的な標準規格への対応戦略
- 金融インフラにおける活用可能性の検討
- ブロックチェーン技術/DLT※の活用に向けた関係当局との連携
 ※分散型台帳技術(Distributed Ledger Technology)
- ブロックチェーン技術/DLTの活用に向けた中央銀行との連携
- 安全対策基準の適用関係に関する整理
- ブロックチェーン・コミュニティの形成

出所：全銀協「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書」

図表9 ブロックチェーン連携プラットフォーム(仮称)のイメージ



出所：全銀協

ンチャーがIT技術を駆使し、時には銀行を凌駕しながらその領域を奪い、時には銀行と協働し出資を仰ぎながら、新しい金融サービスを開発し成長するイメージでとらえられるようである。また、銀行業界でもフィンテックを脅威ととらえ、銀行の既存業務が浸食されるのではないかととらえる向きもある。2014年5月のEuromoney(サウジアラビア)における、JPモルガン・チェースCEOダイモン氏の「今後我々のライバルはグーグルやフェイスブックになるであろう。」との旨の発言は、銀行界の危機感を表す言葉としてよく引用される。しかし、現在のフィンテックの取扱いは、やや騒ぎ過ぎの感はあり、もっと冷静にフィンテックをとらえる必要がある。フィンテック

クを考えるうえでの重要ポイントは、以下の通りである。

(1) 従来金融サービスの延長線上のものが多いいンテック

フィンテックの金融サービスは、仮想通貨を除けば、今まで見たことがないようなものはあまりなく、既存の銀行グループやクレジットカード会社がこれまでも提供してきた類のものが多いい。もちろんIT技術を駆使していることは事実だが、既存の銀行ができないものはあまりない。オンラインバンキングやオンライン証券は、フィンテックという言葉が生まれる前から存在し、既存の銀行やオンライン専門銀行、既存証券会社やオンライン証券がサービスを提供している。このため、現実的には、IT

ベンチャーであるフィンテック企業と既存の銀行が協働しているケースが多い。たとえばフィンテック企業としてよく取り上げられる「Paypal (ペイパル)」の創業は1998年であり、もう20年近くになる歴史ある会社である。フィンテックの金融サービスは、これまでの金融サービスにIT技術を使って改善・効率化したものと言える。

(2) カード・現金・小切手の代替サービスが多いフィンテック企業の決済サービス

特にモバイル決済等がそうであるが、典型例として取り上げられるフィンテック企業による決済サービスは少額決済が多い。そうした少額の支払いは、これまでは現金やカード、欧米では小切手で支払われる。したがって、フィンテック企業の決済サービスは、必ずしも銀行の決済サービスを浸食するものとは言い難い。

(3) “個人向け”が多いフィンテック…銀行にとっては実質的に新分野

フィンテックの金融サービスは、インターネットを通じたものが多いため、個人間の取引が主である。こうしたことが、フィンテック企業と銀行が協働する背景にある。実は日本の大半の銀行がそうであるが、ビジネスの中心は法人である。預金や貸出も法人が多くを占め、決済や送金についても、BtoC (法人・個人間) ないしはBtoB (法人間) が大半であり、かつ決済・送金で手数料を支払う被仕向けの大半は法人である。もちろん銀行が個人口座を持っていることが法人取引上も重要であるが、法人取引においてメインバンクの地位を獲得することは、預金・貸出のみならず、預金・貸出シェア以上の決済・送金におけるシェアを獲得するため重要性が増す。つまり、これまで日本の銀行の競争力の源泉は法人取引であり、法人顧客を多く獲得することで収益の向上に結びついた。したがって、個人取引、特に、富裕層ではない一般個人顧客の取引が、フィンテック企業との協働を通じ、コアビジネスとして成長するのであれば、銀行にとってメリットが大きいのである。

(4) 影響の大きい低金利・マイナス金利…奪われる収益源

低金利・マイナス金利は、フィンテックに甚大な影響を及ぼしている。実は、特に決済・送金関連ビジネスにおける主な収益源として、手数料収入以上に銀行の普通預金や当座預金にあたる滞留資金の運用益が重要ということである。決済や送金にあたって関連資金が短期間ではあるが業者に止まるため、そうした資金を短期間運用することにより運用益が生じるが、その運用益は手数料収入を上回る。実際、シティグループの決済部門の収益の約6割はこうした資金収益が占める。こうした運用益は、金利が高ければ高いほど収益が発生するため、手数料の引き下げ余地も出てくる。しかし、低金利・マイナス金利は、滞留資金からは逆にコストが発生し、手数料を引き下げるところか引き上げる要因として働くのである。現在のマイナス金利環境は、フィンテック企業にとっては好ましくない環境にある。

(5) 安心・安全・安定性の問題…特に法人

個人については、その嗜好に合わせて、金融サービスを選ぶため、多少の安心や安全、安定性に欠けたとしても、興味本位に新しい金融サービスを活用することは考えられる。しかし、法人はそうはいかない。特に金融サービスの利用を大きく変更する場合、組織として機関決定せねばならないため、基本的に保守的なスタンスとなりやすく、安心・安全・安定性を欠く金融サービスへの変更は難しくなる。長い目で見て時代が変われば、シフトしてゆくことも考えられるが、個人と比べればゆっくりしたペースでのシフトとなるだろう。

(6) 膨大なコストがかかる厳しい法規制への準拠

銀行の決済は、これまででも社会インフラとしての使命を担い責任を負っている。そのため、銀行法の制定・整備により厳しい規制が課され、これを遵守することが求められている。これだけでも膨大なコストをシステム的にも人的にもかけてきた。加えて、近年世界的にマネーロンダリング対策等の厳しい規制が導入されており、こうした規制への準拠やシステム対応のためにも莫大なコ

コストを今後かけていかなければならない。こうした規制対応コストは、IT技術で軽減できる部分もあるが、基本的に膨大なコストがかかることに変わりはない。現時点で考えれば、こうしたコストを負担できるのは銀行しかないのが実態である。

(7) フィンテック導入により改善の余地がある海外送金

海外送金については手数料が高いとの不満が強い。実際、海外送金をする場合、①海外送金手数料(3,000～5,500円程度)や②取扱手数料(送金額×1/20(最低2,500円))に加え、送金先によっては③中継銀行手数料や④受取銀行手数料がかかる。また届くのにも時間がか

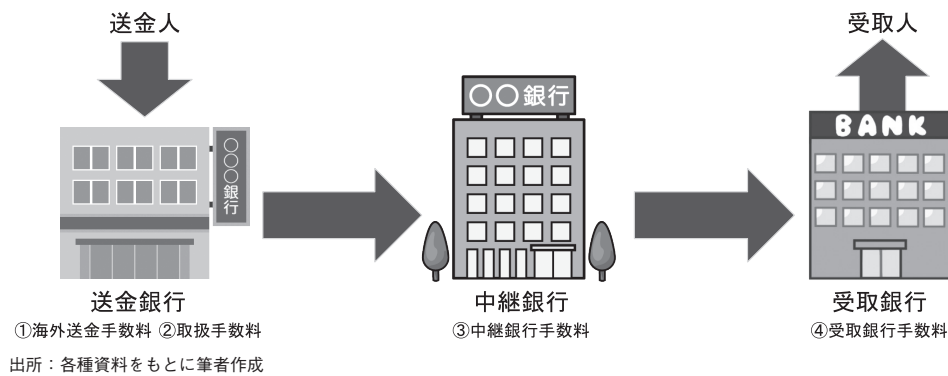
かり1週間かかるケースもある。こうした分野については、フィンテック企業が進出してくる可能性は高い。

ただし、既存銀行側も、国際ローバリュー送金という名の海外送金サービス(日数はかかるが、従来よりも手数料は安い)を、2018年以降導入することを目指している。こうしたサービスが本格化した場合、フィンテック企業が進出する余地は小さくなるかもしれない。

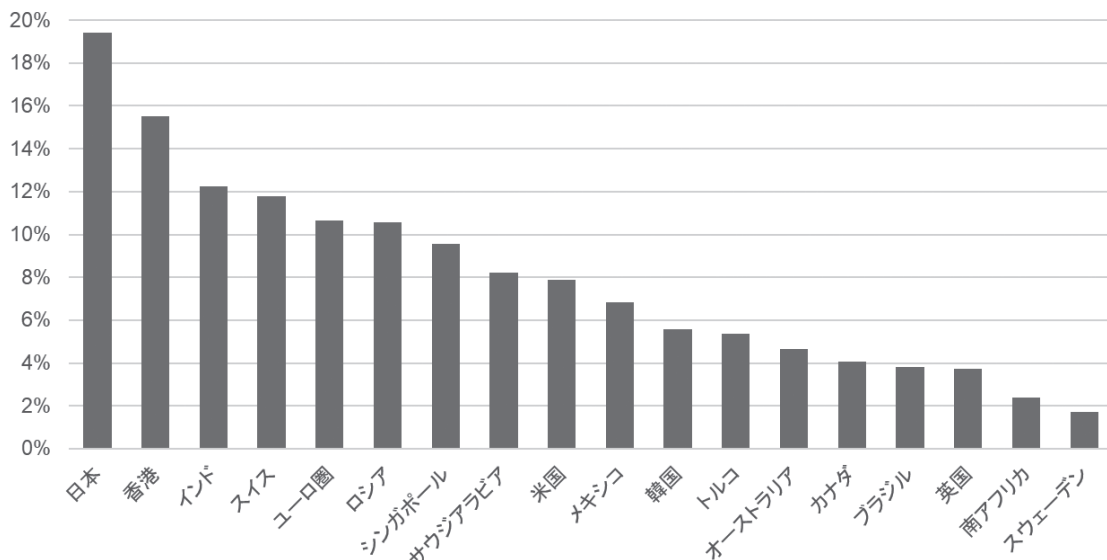
(8) 日本におけるフィンテック発展の最大の障害は現金

日本は世界有数の現金大国であり、1万円という海外から見ても高額である紙幣が多額流通している国はない。日本で高額紙幣が流通しやすい理由として、紙幣が

図表10 海外送金の仕組み



図表11 現金流通残高(対GDP比)国際比較(2015年)



出所：BIS “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries - Figures for 2015”

高度な偽造防止技術により厳重に保護されていることに加え、現状ではマイナス金利導入という金融経済情勢の影響もあるが、消費者にとっての現金の最大の魅力は“匿名性”である。この匿名性は、フィンテックが導入されてしまうと失われる。したがって消費者の抵抗も相当強いであろう。日本国内でフィンテックを導入するには、こうした消費者からの反発は避けられず、フィンテック推進の大きな障害となると思われる。

(9) 具体的なサービスの内容・質が問われているフィンテック

最近、フィンテックと言えはなんでももてはやされた時期は過ぎ去り、顧客にとっての利便性の向上等、具体的なサービスの内容や質が問われる段階に移行している。

たとえば、すでに存在する金融サービスであっても質の向上のため、これまで金融機関が注力してこなかったUI (User Interfaceの略。ユーザーが目に見える部分。スマートフォンの場合見ている画面のこと。) / UX (User Experienceの略。ユーザーが製品・サービスを通じて得た体験。スマートフォンの場合使っている体験)の改善にITベンチャーと協働で取り組むケースが、ネットバンキングを中心にふえている。

もちろん、こうした取り組みが金融サービスの革新へと結びつくかどうかは分からない。しかし、多数試みられているこうした取り組みのいくつかが実を結ぶ可能性

は否定できず、そうした場合、金融機関を劇的に変革する原動力となろう。

(10) フィンテック以上に影響の大きい銀行のクラウドサービス利用

実は、フィンテック以上に大きな影響を与える可能性を秘めた動きが始まっている。三菱UFJフィナンシャル・グループは、費用を抑えながら最新技術でかつ短期間でのシステム開発を行うためクラウドを選択し、2017年1月クラウドサービス最大手の米アマゾンウェブサービスと契約した。銀行のITシステムは、自社保有のメインフレーム(大型汎用)・コンピューター上で運用する“重い”基幹系・勘定系システムが中心であるが、近年これに加えて、市場や業務に関わるシステムの負荷も業務内容の多様化やフィンテックの普及で急増し、IT投資負担が高まってきた。

これに対し、このクラウドサービスの活用により、数百億円単位のコスト削減は可能になるだろう。もちろん、どの程度クラウドサービス活用が可能なのか、現時点では分からない。ただクラウドサービスに対する銀行システムの聖域はないと考えられるため、すべてのシステムが検討対象になりうる。相当数のシステムがクラウドサービス活用可能となった場合、銀行のITコスト削減のみならず、ビジネスモデル全体を変革させるインパクトを持つだろう。こうした銀行のクラウドサービス利用の行方が、ITベンダーに与える影響は甚大であろう。

【注】

- ¹ 2014年に、東京を拠点とするビットコイン交換取引所であるマウントゴックスにおいて、顧客のビットコインを横領したとして代表者が逮捕された事件。
- ² 欧州では、EU決済サービス指令で、決済関連業者に登録制を導入し、銀行に登録業者へのシステム開放義務を課すことで、各業者の決済システムへの参入・撤退を容易にしている。

人口減少社会における外国人の受け入れ・社会統合に関する論点

Points of Discussion Regarding Accepting Foreigners and Integrating Them into Society in an Age of Population Decline

本稿では、労働力不足が顕在化する中、日本社会では活発な議論へと発展しにくかった外国人の受け入れとその後の社会統合について、中長期的な観点から、今後どのような議論を進め、具体的にどのような取り組みが求められるかについて検討を試みた。

まず、議論の土台として、日本における外国人の実態について各種データを整理した。その結果、日本では永住推進政策を行っていないにもかかわらず永住者や帰化人口がふえ続けていること、全就業者に占める「外国人依存度」が高まり続けており、その大半は就労を主目的とせず入国・滞在を認められた外国人によって担われている実態があること、将来推計に基づけば、総人口が減り続ける一方で、外国に由来する人口はふえ続ける社会が到来することが見込まれていること等が示された。

こうした実態と将来推計を踏まえ、今後求められる取り組みとそれにかかる政策的論点として、1) 出入国管理政策（外国人の受け入れに関する入りの議論）と、2) 社会統合政策（すでに日本で生活をしている外国人に関する受け入れ後の議論）に分けて検討・提示した。

1) 出入国管理政策として、現在の在留資格制度では対応し切れていない、（高度外国人材ではない）「中技能の外国人」の受け入れについて今後の論点を整理した。2) 社会統合政策として、①日本で暮らす外国人の処遇に関する根拠法の制定、②主に外国人の日本語習得にかかる社会的費用負担への合意形成、③外国人の散住が進む中で、受け入れ地域が連帯していくことの3点を取り上げた。



This paper considers the acceptance and subsequent social integration of foreigners, which is a topic that has not been actively discussed in Japan, even though the Japanese labor force is insufficient. From a medium- to long-term standpoint, we examine what sort of discussion is required and what specific actions should be taken. First, to provide a foundation for later discussion, various data on foreigners in Japan are summarized. The number of permanent residents and naturalized citizens continues to rise in Japan despite the absence of a policy promoting permanent residency. Most of the increasing dependency on foreign workers is fulfilled by foreigners who were allowed to enter or stay in Japan for non-employment reasons. According to future population estimates, the number of people of foreign origin will continue to increase in Japan, whereas the total population will decrease. Based on these data and estimates, we examine the action needed in the future and relevant policy issues to be discussed, focusing on two areas: (1) immigration control policy (entry-related issues surrounding the acceptance of foreigners) and (2) social integration policy (post-acceptance issues involving foreigners already living in Japan). Regarding immigration control policy, this paper summarizes issues to be considered in future discussions about accepting foreigners with mid-level skills, who are not qualified as highly skilled professionals and are not properly considered in the current residency qualification system. Three issues are pointed out in relation to social integration policy: (1) enactment of laws regarding the treatment of foreigners living in Japan, (2) formation of consensus for using public funds for Japanese language lessons for foreigners, and (3) cooperation among host regions because foreigners' places of residence are widely dispersed.

1 | 問題の所在と本稿の目的

日本における足下の労働力不足は極めて深刻な状況にある。日本銀行「全国企業短期経済観測調査」の企業の雇用人員判断D.I.によれば、大企業、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）ともに、企業が感じる人手不足感は今世紀に入り最も強まっており、人手不足により事業活動に支障をきたす事態に直面している企業もある。昨今の労働力不足は、景気要因もさることながら、人口減少や少子化、団塊の世代の大量定年退職等、構造的な要因によるところが大きいと考えられ、中長期的に継続する課題となることが見込まれている。

このような、労働力不足への対応策として、女性や高齢者の活躍推進に向けて政府を挙げた取り組みがなされている一方で、しばしば話題にはのぼるものの、具体的な議論に発展しにくいのが、外国人¹の受け入れである。この30年を振り返ると、「第6次雇用対策基本計画」（旧労働省、1988年）以降、日本社会では人口減少や労働力不足への対策として外国人の受け入れが俎上に載せられた際、図表1のようなサイクルが定型的に繰り返されてきた。

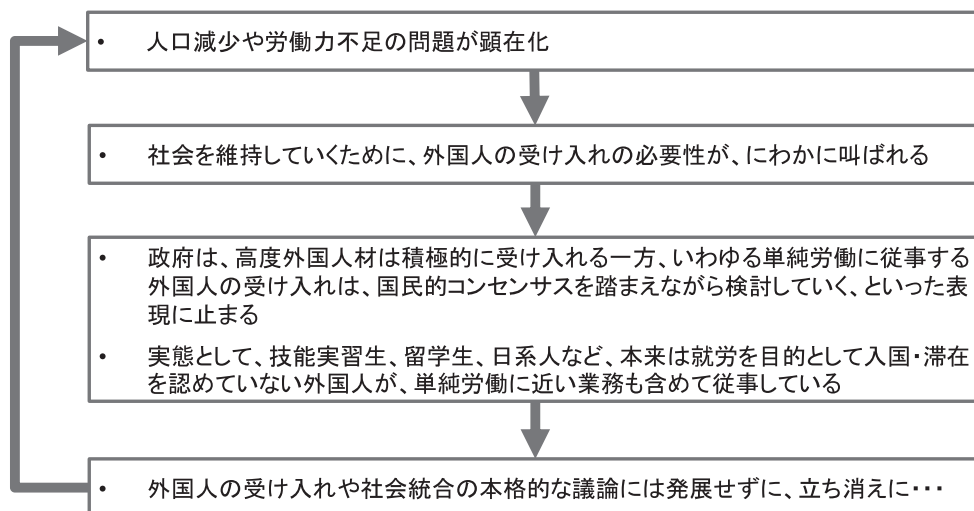
政府は、専門的・技術的分野の高度外国人材²は積極的

に受け入れる半面、いわゆる単純労働者の受け入れは、「国民的コンセンサス」を踏まえながら検討していく、という表現で止まることが多かった。一方で、技能実習生、留学生、日系人等、国際貢献や国際交流等を旗印として受け入れた外国人が、実際には単純労働に近い業務にも従事することで、日本の経済活力の維持に貢献してきたといえる。こうした高度外国人材以外の専門的・技術的分野と評価されてこなかった業務に従事する外国人は、一部の地域に集住する傾向にある（特に日系人）。また、その多くが工場や倉庫内等、対人サービスが不要な業務に従事していることで日本社会全体からは見えにくい存在となりがちなこととも影響し（梶田他 2005）、結果的に、高度外国人材以外の外国人も含めた受け入れやその後の社会統合に関する議論には発展せず、立ち消えになってきた。

筆者自身は、政府の方針通り、高度外国人材以外の外国人も含め、外国人の受け入れや社会統合に関わる議論の成熟度を高め、国民的コンセンサスを形成するべきという点には異論はないが、具体的に何を議論し、何を合意形成すべきかについては、十分に示されているとはいえず、難しいと考えている。

そこで本稿は、外国人の受け入れおよびその後の社会

図表1 定型化された日本社会での外国人の受け入れ・社会統合に関する議論サイクル



出所：筆者作成

統合について、各種データに基づき、中長期的な観点から今後どのような議論を進めて、どのような取り組みを政策的に推し進めていく必要があるかを提示することを目的とする。

具体的には、第2節で、国民的コンセンサスを形成するための議論の土台として、日本社会における外国人に関する実態が「これまで」どうなってきたのか、また「これから」どうなると見込まれているのか、の2点に分けて概観する。それを踏まえ第3節では、今後求められる取り組みとそれにかかる政策的論点を、1) 出入国管理政策(外国人の受け入れに関する入り口の議論)と、2) 社会統合政策(すでに日本で生活をしている外国人に関する受け入れ後の議論)に分けて検討する。

外国人に関する議論は、一部の専門家や支援団体を除き、多くの国民からは遠ざけられてきたきらいがある。外国人に関する議論の論点を整理し、何を議論すべきなのか、われわれに示されているのはどのような選択肢なのか、これらについて中長期的な観点から、現状と今後の方向性を示し、さまざまな意見を喚起したい。

2 | 「これまで」と「これから」の把握

(1) 日本社会全体の状況

1) 減少する日本人と増加する外国人

まず、これまでの日本の人口推移を確認するところから始めたい。図表2は、住民基本台帳に基づく日本人人口と外国人人口(それぞれ、日本国籍者数と外国籍者数)の過去4年間での増減率を都道府県別に集計した結果である。

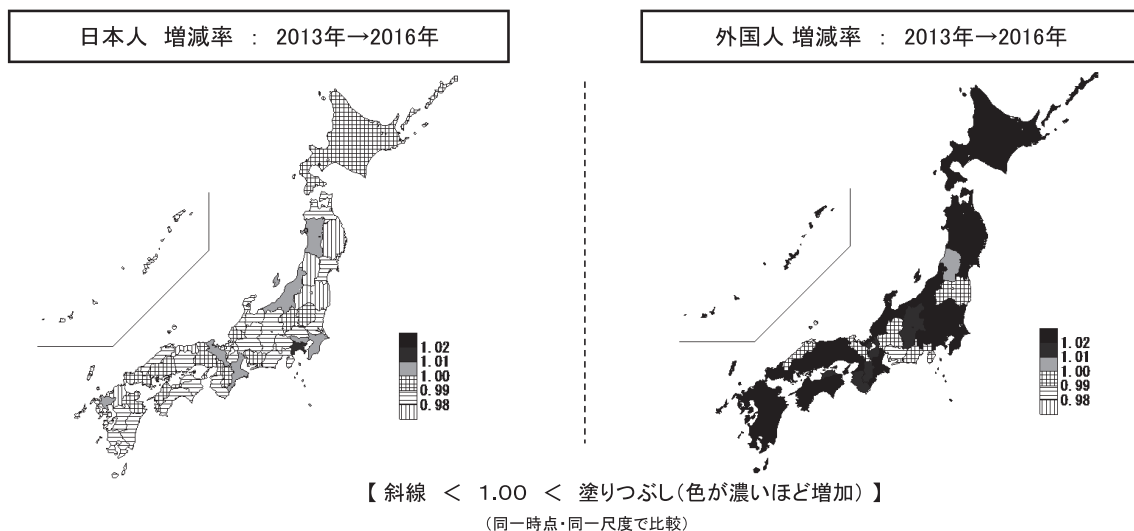
図表2の日本地図には、日本人の減少傾向と外国人の増加傾向がくっきりと表れている。外国人に注目すると、一部で減少している地域もあるが、北海道、東北、四国、九州等、これまで必ずしも外国人集住地域ではなかった地域でも、外国人が増加傾向にあることが認められる。

2) 日本の総人口はどのくらい減るのか

続いて日本の総人口(日本に居住する外国人を含む)の現状と将来推計を確認したい。図表3は、2015年を基準に、2025、40、65年の総人口および、2015年からの増減をまとめたものである。

日本の総人口は減少局面に突入しており、今後も一貫して減少し続けるという認識は共有されていると思われるが、よりイメージが湧くように、これから先「大体どの

図表2 日本人と外国人の増減率(2013年を1とした場合の2016年の変化、都道府県別)



出所：総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(年次)をもとに筆者作成

図表3 将来推計人口（出生中位推計）および2015年基準人口との比較

年	総人口	2015年比増減	大体どのくらいの人口が減るのか（2015年10月1日時点基準人口(国勢調査)）
2015年	1億2,709万人	—	—
(10年後) 2025年	1億2,254万人	▲455万人	→ 青森県+岩手県+福島県の全人口分
(25年後) 2040年	1億1,092万人	▲1,617万人	→ 北海道+東北6県+栃木県の全人口分
(50年後) 2065年	8,808万人	▲3,901万人	→ 北海道+東北6県+北関東3県(栃木県、群馬県、茨城県)+甲信越3県(長野県、山梨県、新潟県)+北陸3県(富山県、石川県、福井県)+静岡県の全人口分

出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成29年推計）」（出生中位推計）、総務省統計局「日本の統計2017」をもとに筆者作成

くらの人口が減るのか」、2015年時点の各都道府県人口を基準に整理した（図表3右列）。2025年（10年後）には、2015年時点の青森県+岩手県+福島県の全人口相当分（約455万人）が減少すると推計される。同様に2045年（25年後）には、北海道+東北6県+栃木県の全人口相当分（約1,617万人）、2065年（50年後）には、北海道+東北6県+北関東3県+甲信越3県+北陸3県+静岡県の全人口相当分（約3,901万人）が、日本社会からいなくなることが見込まれている。

こうした人口減少規模の推計は、「人口減少や過疎化を阻止するための外国人の受け入れ」という発想³はあまり現実的ではないことを示唆しており、現実をとらえた外国人の受け入れ策や社会統合策の検討が求められているといえる。

(2) 外国人の状況

1) 「外国人」の考え方

続いて、日本の総人口が減少する中での外国人の人口

推移をみていきたい。実態把握を行うにあたり、そもそも外国人をどのように定義するかを考える必要がある。本稿では、最も一般的な、①出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）における、外国人＝外国籍の人（＝日本国籍を持たない人）とする考え方に加えて、②元外国籍で現在は日本国籍に帰化した人や、③いわゆるダブル（ハーフ）の子ども等、日本国籍であっても外国に由来する人々を含めた、「外国に由来する人口」という観点で考えてみたい。上記の整理をまとめたものが図表4である。

2) 増加し続ける永住者と帰化者：「これまで」の整理 (1)

図表4の整理に基づき、公的統計から、これまでの人口推移を図表5にまとめた。

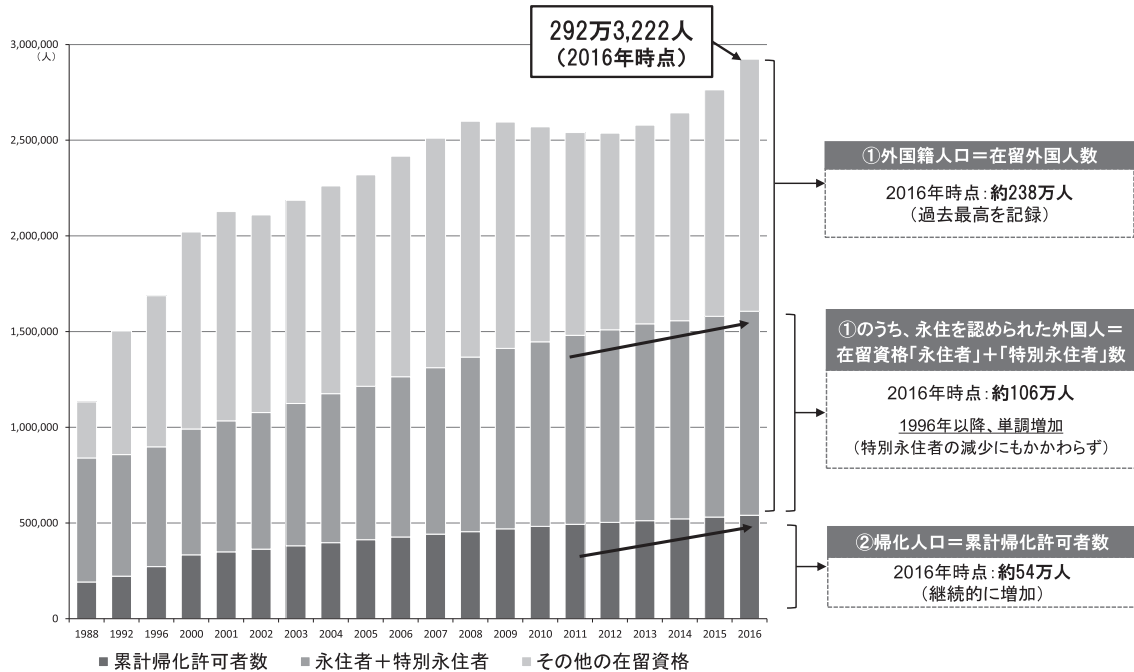
まず、①外国籍人口（在留外国人数）は、2016年時点で過去最高の約238万人に達している。着目すべきは、日本においては、広く外国人を対象にした「永住推進政策」を行っていないにもかかわらず⁴、永住を認めている

図表4 外国に由来する人口の考え方



出所：筆者作成

図表5 ①外国籍人口（在留外国人数）および、②帰化人口（累計帰化許可者数）推移



出所：法務省「在留外国人統計」、「帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移」をもとに筆者作成

在留資格である「永住者」と「特別永住者」⁵の人数の合計が1996年以降一貫して増加している点である(2016年時点：約106万人)。この傾向は、「特別永住者」の継続的な減少、および、リーマンショックや東日本大震災に起因する在留外国人数全体の減少にもかかわらず続いている。また、②帰化人口(累計帰化許可者数)も継続的に増加し、2016年時点で約54万人に達しており、①外国籍人口とあわせて約300万人がすでに日本で暮らしていることが分かる。

③国際結婚カップルの子ども等の数は、直接的に実数を把握できる全国規模の統計がないため参考値だが、人口動態統計では2014年の新生児のうち29人に1人が外国にルーツを持つ子どもであり、こうした子どもが全国で平均すれば1教室に1人以上在籍する時代が近づいている。また、文部科学省(2017)によれば、2016年時点で「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数」が全国で1万人弱に達しており、この数字は過去10年単調増加傾向にある。

3) 増加し続ける外国人労働者と高まる「外国人依存度」：「これまで」の整理(2)

日本国内で雇用されている外国人労働者(ここでは外国籍の労働者を指す)に目を向けると、2016年10月末時点で初めて100万人の大台を突破し、日本の労働市場における外国人労働者の存在感が年々高まっている。総務省「労働力調査」と厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」をもとに、全就業者に占める外国人労働者の割合を「外国人依存度」として試算した結果が図表6である⁶。

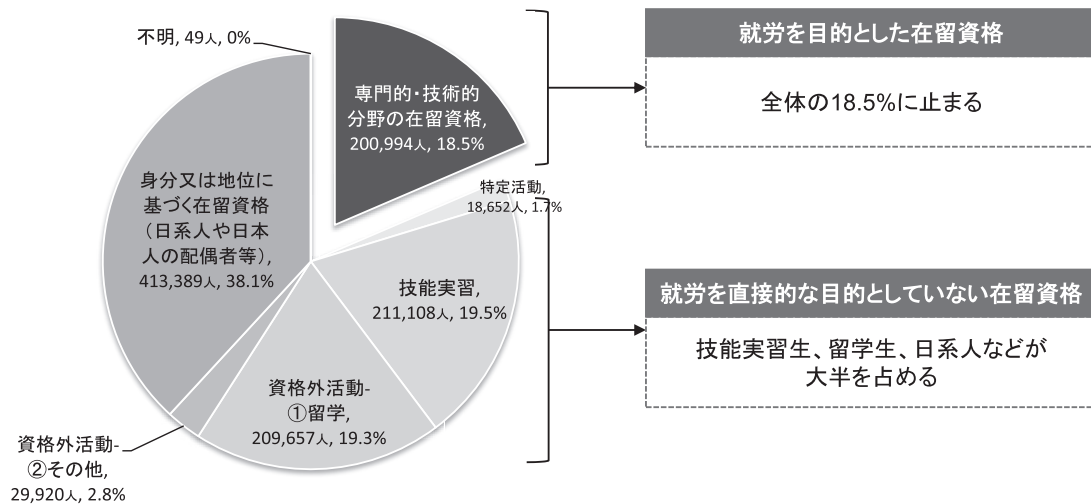
図表6をみると、各産業において「外国人依存度」が高まっている。2016年時点では、59人に1人が外国人であり、2009年(112人に1人)と比較すると約1.9倍の増加となっている。産業別に2009年と2016年を比較すると、建設業の約3.8倍を筆頭に、農業・林業：約3.1倍、医療・福祉：約2.7倍、卸売業・小売業：約2.5倍となっている。また、2016年時点で宿泊業・飲食サービス業では、全就業者の30人に1人が外国人となっている。これは、特に都市部のコンビニエンスストアや飲食店において、外国人に接客を受ける機会が増加してい

図表6 全就業者に占める「外国人依存度」試算

	2009年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年		「外国人依存度」の変化 2009年→16年比較
農業・林業	1/266人	1/196人	1/136人	1/130人	1/119人	1/105人	1/85人	→	約3.1倍 (1/266人→1/85人)
建設業	1/449人	1/369人	1/384人	1/319人	1/246人	1/171人	1/120人	→	約3.8倍 (1/449人→1/120人)
製造業	1/49人	1/40人	1/40人	1/40人	1/38人	1/35人	1/31人	→	約1.6倍 (1/49人→1/31人)
情報通信業	1/87人	1/80人	1/71人	1/68人	1/64人	1/57人	1/47人	→	約1.8倍 (1/87人→1/47人)
卸売業、小売業	1/192人	1/168人	1/145人	1/133人	1/116人	1/93人	1/76人	→	約2.5倍 (1/192人→1/76人)
宿泊業、飲食サービス業	1/60人	1/54人	1/50人	1/47人	1/42人	1/36人	1/30人	→	約2.0倍 (1/60人→1/30人)
教育・学習支援業	1/68人	1/65人	1/61人	1/60人	1/57人	1/54人	1/51人	→	約1.3倍 (1/68人→1/51人)
医療・福祉	1/1,265人	1/962人	1/798人	1/720人	1/634人	1/570人	1/463人	→	約2.7倍 (1/1,265人→1/463人)
合計	1/112人	1/96人	1/92人	1/88人	1/81人	1/70人	1/59人	→	約1.9倍 (1/112人→1/59人)

出所：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめをもとに筆者作成。2011年の「労働力調査」（全国・年次）は、東日本大震災の影響等により公表されていない。

図表7 外国人労働者の在留資格別内訳（2016年10月末時点：総数108万3,769人）



出所：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめをもとに筆者作成

る実感と符号する人も少なくないと思われる。

日本の外国人労働者について、在留資格別にその内訳をみるともうひとつの特徴が浮かび上がる（図表7）。すなわち、就労を目的とした在留資格を付与され働いている外国人労働者は外国人労働者全体の18.5%に止まっており、本来は就労を主目的とせず入国・滞在を認めている在留資格者（「国際貢献・技能移転」のために入国を認めている技能実習生が19.5%、日本で勉強するため

に入国を認めている留学生が19.3%、日本人の子孫として特別な関係があるため入国を認めている日系人らが38.1%）が大きな割合を占めているという実態である。また、外国人労働者の総数は増加しているものの、在留資格別割合は過去10年間大きな変化がないことも特徴といえる（近年、留学生の割合が若干増加傾向にある）。

上述したような「外国人依存度」と、外国人労働者の在留資格別割合から、日本で就労することを主目的として

図表8 日本における外国に由来する人口の推定

年	外国に由来する人口	外国に由来する人口の内訳			総人口比	2015年時点との比較	
		①外国籍人口	②帰化人口	③国際児人口		総人口(図表3)	外国に由来する人口
2015年	332万5,405人	201万5,495人	46万2,737人	84万7,173人	-	-	
(約25年後) 2040年	726万732人	422万8,975人	100万265人	203万1,492人	1,617万人減	393万人増	
(約50年後) 2065年	1,075万6,724人	562万3,167人	164万8,095人	348万5,462人	3,901万人減	743万人増	

この50年間で、1年あたり、平均約15万人弱が増える見込み

人口を置換するほどには達しないが、増加が続く見込み

出所：是川（2017）をもとに筆者作成

入国・滞在が認められたわけではない外国人によって日本社会が支えられている実態が認められる。

4) 「これから」の見込み

以上では、「これまで」の日本における外国人の実態把握を行ったが、これから先の日本における中長期的な姿を概観して本節のまとめとしたい。

上述した、「外国に由来する人口」の推計として、国立社会保障・人口問題研究所の是川（2017）が行った研究がある。1960年代以降から続く入国超過の趨勢が今後も継続すると仮定し、「日本の将来人口推計（平成29年推計）」、「在留外国人統計」、1987年以降の帰化許可者数および父母の国籍が識別可能なデータに基づき出生率と死亡率を考慮して推定を行っている。外国に由来する人口という観点から、これまでの趨勢を踏まえたひとつの推定モデルとして参考となる。

結果をみると、外国に由来する人口は、約25年後の2040年には総人口の6.5%に相当する約726万人、約50年後の2065年には総人口の12.0%に相当する約1,075万人と見込まれている（図表8）。総人口比12.0%は現在の欧米諸国の水準に匹敵し、特に若年層ほど割合が高まり、20-44歳では総人口比18.0%を占めると算出されている。総人口と外国に由来する人口の2015年比の増減値を比較すると、人口減少分を置換するほどではないが、外国に由来する人口が増加すると見込まれている。

3 | 議論が求められる論点

日本の総人口が減少し、外国に由来する人口が急増する社会の到来が見込まれるなか、外国人をいかに受け入れ、外国人といかに共生していくかは待たなしの政策課題であり、外国人（広い意味で移民）政策のグランドデザインを描き、議論を深めていく必要性が高まっている。

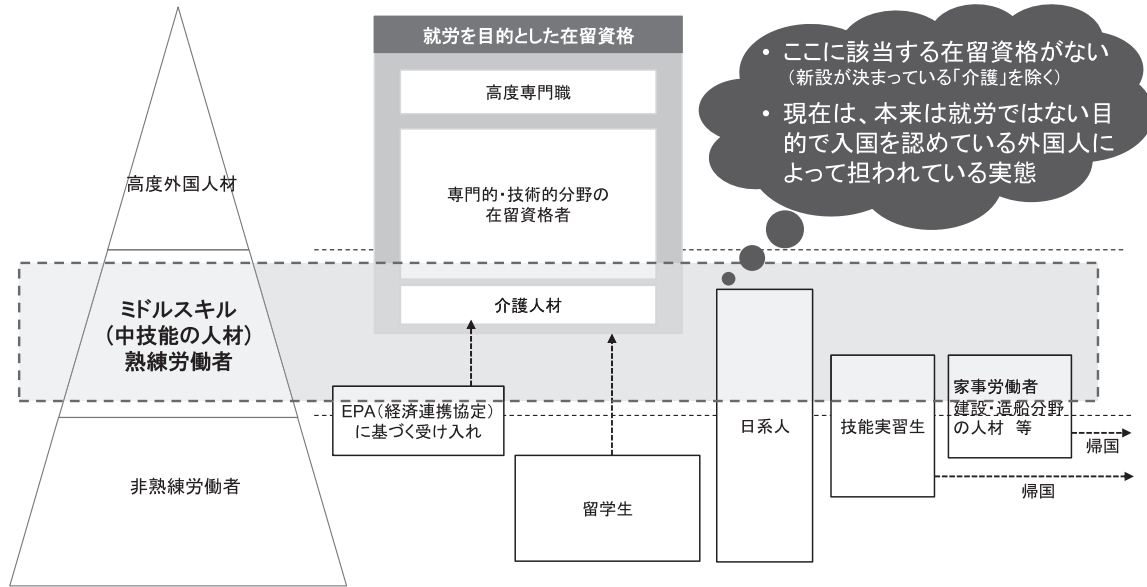
ただし、外国人に関する議論は印象論や情緒的な性質を帯びやすく、また、「外国人」といっても、高度外国人材や技能実習生、留学生、日系人、難民等属性が多岐にわたり、かつ、受け入れ局面とその後の社会統合の論点が絡み合うため、「どの属性の、どの局面を対象に議論しているのか」が分かりづらくなり、議論が噛み合わないことがしばしば起こり得る。

この点について、拙稿（2016）では、外国人に関わる論点の整理を試みており、大きく、1) 外国人の受け入れに関する入り口の議論（出入国管理政策）と、2) すでに日本で生活している外国人に関する受け入れ後の議論（社会統合政策）を一体的にとらえつつも分けて考える必要があることを示した。本稿では、1)、2) それぞれについて、中長期的な観点から代表的な論点を提示したい。

(1) 出入国管理政策について

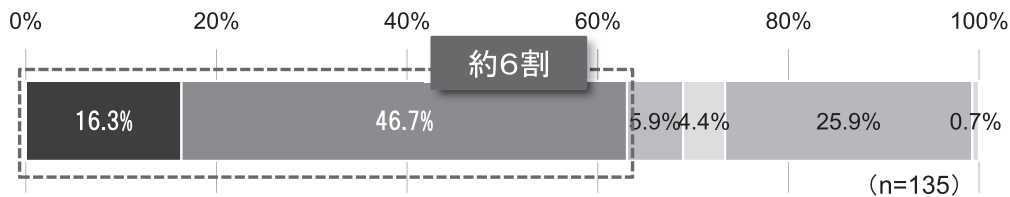
出入国管理政策については、労働力の正面からの受け入れという点で、現在の在留資格制度では対応し切れていない、（高度外国人材ではない）「中技能の外国人」の受け入れに関する本格的な議論が必要だと考える（図表9

図表9 人材スキルと対応する外国人労働者イメージ



出所：佐藤（2017）をもとに筆者作成

図表10 「中程度」の技能を有する外国人受け入れに対する企業評価



■非常に評価する ■ある程度評価する ■あまり評価しない ■全く評価しない ■わからない ■無回答

注：対象企業：愛知県内企業1,000社程度、外国人雇用が多い業種（食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）、従業員300名以下
回収数：135社、調査年月：2016年9月

出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（2017）「製造業の生産工程における人材不足と愛知県『外国人雇用特区』検討に関するアンケート調査」（上記設問は、愛知県が提案する「外国人雇用特区」制度に対する評価についての回答結果）

参照)。

上述したように、日本政府は、高度外国人材を積極的に受け入れつつ、高度外国人材以外の外国人の受け入れには慎重な姿勢を続けてきた。だが、前節の通り、実際には就労を主目的としていない外国人が相当の割合で就労し、その中には中技能の業務に従事する外国人も含まれる。たとえば、シンガポールでは、外国人労働者の受け入れカテゴリーとして、高度 (E Pass) / 中度 (S Pass) / 単純 (WP) と分けて、それぞれに在留資格を付与して受け入れている。日本でも、労働力確保の観点から、国際貢献目的や学ぶ目的で入国・滞在を認めている外国人に

依存せず、外国人労働者として正面から受け入れるための要件を整備し、それらをクリアした人には在留資格を付与する制度を構築することについて、検討を始めるべきだと考える。

先行的に、現在愛知県では国家戦略特区の枠組みで「外国人雇用特区」を創設し、人材ニーズの高い産業かつ日本人が採用できない分野における「中技能の外国人」に対して、「産業人材」という在留資格を付与し、正面から当該外国人を受け入れる提案をしている。弊社では、愛知県の提案を受け、愛知県内の中小製造業の企業を対象に「産業人材」（ここでは生産工程の技能工レベルを想定）の

図表11 「中技能の外国人」の受け入れ要件の論点（例）

観点	議論のポイント、論点となる内容
受け入れの対象分野	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れる分野をどのように判断するか 受け入れる産業・職種は固定的か流動的か
受け入れ人数の設定	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストを実施するか 日本人労働者との職の競合が起こらないか
技能レベル	<ul style="list-style-type: none"> 何を持って「中程度の技能」と証明するか 日本の技能検定または公的資格は他国と相互認証が可能か
日本語能力	<ul style="list-style-type: none"> どの程度の日本語レベルを求めるか
在留付与期間	<ul style="list-style-type: none"> 一度に付与する在留期間はどのくらいか、延長はありか、受け入れ当初から永住を想定することを認めるか
家族の帯同	<ul style="list-style-type: none"> 最初から家族の帯同を認めるか、一定期間後に認めるか
職場変更の自由	<ul style="list-style-type: none"> 職場変更を認めるか、労働市場テストを実施する場合、対象業種・職種や受け入れ企業が決まった状態で受け入れることになるが、その場合、移動はできるのか
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定の国と2国間協定(MOU)を結ぶのか、受け入れに関わり民間事業者の介入を認めるのか 受け入れに伴う社会的・経済的インパクトとして期待や懸念は何か

出所：筆者作成

ニーズ調査を独自に実施したところ、「産業人材」に対して約6割が評価すると回答し、企業側から一定のニーズがあることが分かった(図表10参照)。

今後、本格的に「中技能の外国人」の受け入れに関する議論を行うにあたっては、受け入れる分野、人数(規模)、技能レベルや日本語能力、在留付与期間、家族の帯同の可否等が具体的な観点として考えられ、それぞれに議論すべき論点がある(図表11参照)。特に、「何をもちて『中技能』と証明するか」という技能レベルが問われるが、たとえば愛知県の提案では、国家検定である技能検定3級以上をひとつの目安としている。現在、技能検定の一部職種は、アジア諸国現地で検定試験が実施され始めており、こうした動きが広がることで日本の技能検定取得者の裾野が拡大し、「産業人材」の母集団形成に寄与するとも考えられる。

また、自由民主党(2016)の基本的考え方では、「いわゆる単純労働者」という用語の使用は不適切であり整理が必要であることや、何が「専門的・技術的分野」なのかが判然としていないことが言及されており、そうした問題意識と「中技能の外国人」対象の在留資格創設は通底しているとも考えられる。「中技能の外国人」の人物要件を

精緻化させていくことで、これまで曖昧なまま使用されてきた「高度外国人材」や「専門的・技術的分野の外国人」、「いわゆる単純労働者」という用語の見直しと定義の明確化も期待される。

上記に加え、「中技能の外国人」に在留資格を与え、正面から受け入れることで期待される効果として、技能実習生や留学生が本来の目的に沿った入国・滞在が促進される可能性が高まることが挙げられる。産業面でも、グローバル社会が一層進展する中で、国内企業の99%以上を占める中小企業における労働力確保に加え、社内の内なる国際化・ダイバーシティの促進、グローバル展開の土台形成、高度外国人材の獲得可能性の拡大等も期待されると考える。日本社会を支える中小企業の持続的発展を促すうえでも、企業側が雇用しやすく外国人側も定着しやすい社会制度の整備に着手しなければならない。

ただし、直近の動きとして、2017年5月『「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合』では、留学生の週あたりの労働上限時間の拡張や、現在新規入国が制限されている日系四世に対する「新しいワーキングホリデー」という提案が示されており、こうした表向きは就労を主目的とはせずに門戸を広げる方向については、再

考も含め検討が必要だと考える。人口が確実にかつ大幅に減少していくことがみえている中で、新たな外国人を、労働力として正面から受け入れるために、私たちはどのような要件で迎え入れるべきか議論を重ねていかなければならない。

(2) 社会統合政策について

外国人を受け入れた後の対応については、欧米諸国を中心に悪戦苦闘をしてきた歴史がある。上述の実態把握と今後の推定を踏まえれば、すでに日本にも300万人近い外国に由来する人々が暮らし、今後もその数の増加が見込まれているため、本格的に国を挙げて、労働者としてだけでなく生活者としての外国人の視点に立った社会統合政策に取り組む必要がある(本項では、外国人=外国に由来する人々と広くとらえて検討する)。

社会統合政策とは、外国人の受け入れ社会への「同化」ではなく、外国人の権利を保障しつつ義務の履行も促進し、また文化的多様性を維持して、同じ地域社会の構成員としての責任も担うことを目指す政策を意味する(井口2015)。21世紀に入り、日本の状況は、外国人の定住・永住化が進む一方で、国として十分な社会統合政策が行われなかった1980年代の欧州諸国の状況に類似しており、このままの状態が続くと、1990年代に欧州諸国が直面したような受け入れ社会と外国人との間での摩擦や軋轢が生じてしまう懸念も指摘されている(井口2011)。

こうした指摘や諸外国が直面する課題等を踏まえれば、医療面や災害時の支援体制、外国にルーツを持つ子どもへの教育、文化的・宗教的な相互理解等、多様な角度からの取り組みが求められる。ここでは、特にその中でも、中長期的な観点から社会統合政策として重要と思われる取り組みとして、①基本法の制定、②外国人の社会統合(主に日本語習得)にかかる社会的費用負担への合意、③受け入れ地域の連帯の3点を取り上げたい。

①について、諸外国では、出入国管理に関する法律とは別に、外国人の処遇や統合に関する法律や規則が定められているが、日本の現状は法的拘束力のない「多文化

共生推進プラン」の作成に止まっている。たとえば、総人口に占める外国人割合が日本と類似している韓国は、在韓外国人の処遇に関する基本法(在韓外国人処遇基本法:2007年)や、国際結婚家庭への支援策の基盤となる法律(多文化家族支援法:2008年)の制定、さらに入出国管理法内でも社会統合に関する条文の追加等(第39条~第41条:2012年)、社会統合政策の展開に向けて法律的根拠を整えてきている。

日本では、2016年に外国人に対する不当な差別的言動のない社会の実現を基本理念とした、いわゆるヘイトスピーチ解消法が成立した。これにとどまらず、今後ふえていく外国人対象の諸政策を行うためにも、根拠法となりうる基本法の制定もしくは、入管法のひとつの独立した章として社会統合に関する規定を盛り込むことが必要だと考える。

②について、日本で暮らす外国人にとって大きな壁になっているのが日本語習得であるが、現在まで一部の支援機関によるサポートを除き、国として外国人に日本語習得を課すカリキュラム等は存在しない。たとえば、ドイツでは、3ヵ月以上在留する外国人に対して、ドイツ語(600時間)とドイツの法律・歴史・文化等(60時間)を学ぶ「統合講習」(計660時間)の受講を法律で定め、公費(+少額の自己負担)で運用している。その他の諸外国でもホスト国の公用語習得を目的とした国家単位での施策を行う国は少なくない(自治体国際化協会2012)。

このことから、日本でも日本語習得を外国人の自己責任とせず、その受講費用を受け入れる側が負担する点について検討の余地があると考えられる。外国人が日本語を習得することで、外国にルーツをもつ子どもの進学機会拡大、貧困の阻止、治安の維持、日本語による情報収集能力の醸成、地域社会への参画等が期待される。ここでは、日本語ができない外国人を放置してしまうことで結果的に発生してしまう社会的コストを低減するため、国や地域として中長期的視点から一定の公費を投入することに、どれほど合意形成できるかがポイントになる。

最後の③について、日本では法務省による(出)入国管

理を通過した後の日本語教育や、医療・介護現場や教育現場での対応等、日本で暮らす上での必要な支援は、外国人が暮らす地域社会にほぼ一任されてきた。その一方、受け入れる地域側には各種資源（人、カネ、情報、決定権等）が欠けており、十分な対応ができない事態が全国で発生してきた。こうした状況下で、社会統合政策を拡充していくためには、その前線に立つ（立たざるを得ない）地域側が連帯して、出入国管理を行う国に対して働きかけ、一体的な政策展開を求めていく必要がある。これまでは、群馬県太田市や静岡県浜松市等、外国人が集住する地域が限定されていたが、図表2の日本地図でも認められたように、外国人は全国各地において増加傾向にあり、今後外国人が散住する状況がますます広がることが予測される。その意味でも、基礎自治体を中心とする地域同士の連帯を意識的に強化していくことが重要だと考える。

4 | まとめ

本稿では、労働力不足が顕在化するなかで、中長期的な観点から、外国人の受け入れとその後の社会統合について、今後われわれが議論するべき論点を提示した。

実態把握からは、日本で永住推進政策を行っていないにもかかわらず、外国人の永住者や帰化人口はふえ続けていること、全就業者に占める「外国人依存度」が高まり、その大半は就労を主目的とせず入国・滞在を認められた外国人によって担われている実態があること、将来推計に基づけば、総人口が減り続ける一方で、外国に由来する人口はふえ続ける社会が到来することが示された。

私たちは今、こうした社会に暮らしていることを直視し、今後どのような選択をしていくのか、出入国管理政策と社会統合政策の視座から、本稿で示したいいくつかの論点も含め、一体的な議論を深めていくことが求められている。

【注】

- ¹ 「外国人」の定義（考え方）について、本文中を参照。特に断りなく用いる場合は、外国籍を持つ者として扱う。
- ² 「高度外国人材」の定義の曖昧さについては、国松・加藤（2016）を参照。
- ³ こうした発想の前提にある、人口減少分を置換するほどの大量の外国人が日本に押し寄せてくるかのような想定も問い直す必要がある。
- ⁴ 在留資格「高度専門職」への優遇措置以外で、日本において外国人に対して積極的に永住権を与えるような政策は採られていない。
- ⁵ 正確には、「特別永住者」は在留資格ではないが、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に規定され、永住者と同様、活動の制限はなく、在留期間も定められていない。
- ⁶ 外国人雇用状況の届出の提出は、2008年から義務化。提出率が向上することで、把握できる外国人労働者が増加している側面があること、また、当該届出には特別永住者が含まれていないことに留意が必要。本稿では、現在と同じ形で産業別集計が公表され始めた2009年以降を試算対象とした。

【参考文献】

- ・井口泰、2011、『世代間利害の経済学』八千代出版。
- ・井口泰、2015、「東アジア経済統合下の外国人労働者受け入れ政策」社会政策学会編『社会政策』7(2): 9-26。
- ・自治体国際化協会、2012、「海外における在住外国人の言語学習制度」『自治体国際化フォーラム』(272): 2-16。
- ・自由民主党、2016、「『共生の時代』に向けた外国人労働者受け入れの基本的考え方」。
- ・梶田孝道・丹野清人・樋口直人、2005、『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- ・加藤真、2016、「『移民政策はとらない』発言にみえるズレと求められる論点の整理」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社サーチナウレポート。
- ・是川夕、2017、「日本における国際移動転換とその中長期的展望——日本特殊論を超えて」移民政策学会シンポジウム発表資料。
- ・国松麻季・加藤真、2016、「日本における外国人労働者政策の検討課題と考察——『高度人材』の実像と活躍に向けて」高橋宏幸・加治敏雄・丹沢安治編著『現在経営戦略の軌跡——グローバル化の進展と戦略的対応』中央大学出版部：81-107。
- ・文部科学省、2017、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」の結果について。
- ・佐藤由利子、2017、「移民・難民政策の入口としての留学生政策」移民政策学会シンポジウム発表資料。

経営視点で取り組む「真の健康経営」に向けて ～企業価値向上を実現するフレームワーク～

Toward True Health-Oriented Management Conducted from a Business Point of View: A Framework for Increasing Corporate Value

従業員への健康投資により企業競争力・企業価値向上を実現する経営スタイルとして健康経営が注目されている。中央行政は健康経営銘柄制度および健康経営優良法人制度をスタートさせるとともに、地方行政も健康経営の推進を支援する制度を次々と立ち上げている。健康経営の推進により運動習慣増加や長時間労働削減、ワークライフバランス等の成果が出ている企業も増えている。しかし健康経営の真の目的である企業競争力・企業価値向上の実現まで至っていないとはいえず、今後は健康経営の取り組みをいかに企業価値向上（経営成果）につなげるかが重要になる。本稿では健康経営推進の背景と取り組み成果を整理するとともに、従業員の健康増進にとどまらず、顧客の健康増進ひいては地域社会の健康増進にまで取り組むフレームワークを提示する。経営視点で健康経営に取り組むことで企業価値および企業ブランドの向上につながる。



Health-oriented management has attracted attention as a management style that is intended to increase corporate competitiveness and corporate value through investment in employee health. To recognize companies with excellent health-oriented management, the central government has initiated a program called the Health & Productivity Stock Selection Program for companies listed on the Tokyo Stock Exchange and the Certified Health & Productivity Management Organization Recognition Program for unlisted companies as well. Local governments also have started numerous programs that support companies in promoting health-oriented management. By promoting health-oriented management, an increasing number of companies have gained positive results such as more employees engaging in physical exercise, fewer instances of long working hours, and better work-life balance. It does not seem, however, that the true goal of health-oriented management—increased corporate competitiveness and value—has been achieved. Therefore, it will be important to investigate how companies can lead their efforts in health-oriented management to increased corporate value. This paper summarizes the circumstances behind the promotion of health-oriented management and the results of relevant efforts and proposes a framework for promoting the health of not only employees, but also customers and even local communities. By conducting health-oriented management from a business point of view, companies can improve their corporate value and brand.

1 | 健康経営とは

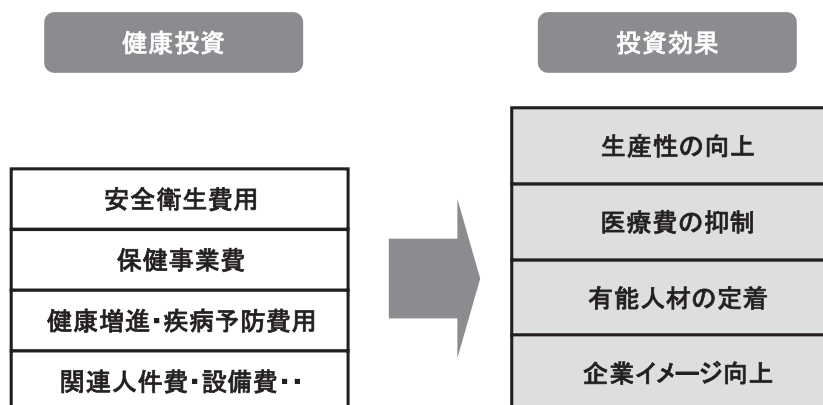
近年、従業員の健康投資によって企業競争力・企業価値向上を実現する経営スタイルとして「健康経営」が注目されている（健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標）。健康経営とは、従業員の健康こそが重要な経営資源であると位置付け、従業員の疾病予防や早期治療に投資することで、結果として医療費抑制や業務生産性向上につながり、企業価値向上を実現する経営スタイルである。健康経営は従業員の健康管理すなわち産業保健と混同されがちだが、両者の大きな違いは、産業保健は従業員の健康対策の実施（健康診断・保健指導等）にとどまるのに対して、健康経営はその結果、なんらかの経営面での成果を得る点である。産業保健に関わる費用（産業医や保健師の件数費や健康診断費等）は福利厚生費（コスト）だが、健康経営では従業員の疾病予防や早期治療のための「健康投資」としてとらえられる。この健康投資によって、従業員が心身ともに生き生きと働くようになり、「投資効果」として業務生産性が向上する。そして健康な従業員がふえれば医療費も抑制され、働きやすい会社として人材定着や雇用にもプラスになり、企業イメージも高まる（図表1）。つまり健康経営は健康投資によってなんらかの経営成果を得る「経営」である。

従業員の健康管理と企業経営を結びつけて初めて提唱

された概念がRosen（1992）の「ヘルシー・カンパニー」であり、日本に浸透し始めたのは2000年代に入ってからである。その背景にはストレスによる自死や過労死等労働災害の増加や健康保険組合の財政難がある。また高齢化や生活習慣変化にともない糖尿病や高血圧等生活習慣病関連の医療費（慢性期医療）が急増したことで、疾病予防・健康管理へと政策がシフトされ、2008年より特定健診・特定保健指導制度、2014年よりデータヘルス計画、2015年よりストレスチェック義務化等、従業員の疾病予防・健康管理に関する健保組合等保険者¹（企業含む）の責任はますます高まっている。近年は病気による欠勤（アブセンティーズム）だけでなく、出勤していてもうつ状態や体調不良で仕事に身が入っていない状況（プレゼンティーズム）による労働損失も問題になっている。また多くの企業の中長期的課題は将来的な労働人口減少における人材定着と生産性向上である。そのためにも従業員の健康を重視して、生産性を高める取り組みは必要不可欠である。さらに長時間労働やハラスメント等従業員の心身の健康に配慮しない企業はブラック企業と烙印を押され、企業ブランドが大きく毀損するリスクもある。

この健康経営を浸透させるために、経済産業省と東京証券取引所は共同で2015年（平成26年度）より東証上場企業の中から健康経営の取り組みが特に優れた企業

図表1 健康投資と投資効果



出所：筆者作成

を「健康経営銘柄」と選定している（2017年2月に3回目の選定）。また経済産業省は優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等を顕彰する「健康経営優良法人制度」を2017年よりスタートし、大規模法人部門および中小規模法人部門で認定している。大規模法人部門はホワイト500と呼ばれ、ブラック企業ならぬ、ホワイト企業を2020年までに500社以上認定する意向である。第1回目（2017年2月）に大企業法人部門が235法人、中小企業法人部門が95法人認定された。他にも東京商工会議所が主に中小企業の健康経営の取り組みを支援する「健康経営アドバイザー制度」を開始する等、大企業から中小企業まで、健康経営をサポートする制度が生まれている。さらに健康経営をサポートする動きは金融機関にも広がっている。取り組み時期が早い金融機関では、日本政策投資銀行が健康経営に取り組む企業を評点化し融資条件に反映する評価認証型融資「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」を2012年から始めている。また青森銀行や広島銀行、常陽銀行等の地方銀行も健康経営に取り組む企業に対して優遇金利を適用している。

健康経営は社会環境変化の中で企業が取り組まざるを得ない経営テーマであり、健康経営の浸透・実現をサポートする制度や仕組みが次々と生まれている。

2 | 健康経営の期待成果

健康経営は健康投資によってなんらかの経営成果を得る「経営」であるが、健康経営に取り組む企業は実際になんらかの経営成果を得ているのだろうか。健康経営の定義はさまざまあるが、NPO法人健康経営研究会、経済産業省、ジョンソン&ジョンソンの3者が健康経営の期待成果に言及している。いずれも複数の期待成果を上げており、言い回しは異なるものの、共通しているのは生産性向上、医療コスト削減、モチベーション向上、企業価値向上の4つである（図表2）。

企業の健康経営の取り組みと成果を調査したものととして、経済産業省が2015年から実施している「健康経営銘柄」がある。これは、前述のように東証上場企業の中から健康経営の取り組みが特に優れた企業を選定し、魅力ある投資対象として紹介し、大企業の健康経営の取り組みを促進することを目的としている。第2回健康経営銘柄2016（25銘柄）および第3回健康経営銘柄2017（24銘柄）で選定された各企業の主な取り組み等は「選定企業紹介レポート」で紹介されている。本紹介レポートの内容から各社の健康経営の成果を抽出し、前述の健康経営の4つの期待成果を参考に、その他を含めた5項目（①生産性向上、②医療コスト削減、③モチベーション向上、④企業価値向上、⑤その他成果）に分類した²。本紹介

図表2 健康経営の期待成果

健康経営研究会	生産性の向上	医療費の節減	従業員の創造性向上	企業イメージ向上	リスクマネジメント
経済産業省	生産性向上	医療費の適正化	従業員の活力向上	業績向上・企業価値向上	従業員の健康増進
J&J	生産性の向上	医療コストの削減	モチベーションの向上	イメージアップ(ブランド価値・企業価値)	リクルート効果

出所：NPO法人健康経営研究会、経済産業省資料をもとに筆者作成

図表3 健康経営銘柄選定企業の取り組み成果（単位は社数）

	第2回健康経営銘柄	第3回健康経営銘柄
①生産性向上	8	12
②医療コスト削減	3	1
③モチベーション向上	2	1
④企業価値向上	1	0
⑤その他成果	15	19

出所：第2回・第3回の選定企業紹介レポートをもとに筆者作成

レポートは各社の主な取り組みや成果をまとめたものであり、本紹介レポートに掲載されていない成果も他にあると想定される。ただし分析条件をそろえるために分析資料は本紹介レポートの記載のみとした。

選定企業の取り組み成果を分類したところ、第2回および第3回とも⑤その他成果が最も多く、次は「①生産性向上」であった（図表3）。⑤その他成果とは、従業員の健康維持増進やワークライフバランスに関するものであり、たとえば運動習慣者比率向上や健康診断受診率向上、喫煙率減少、メタボリックシンドローム予備軍数減少、有給休暇取得率向上等が定量成果として紹介されている。健康経営の成果は従業員の健康保持・増進といった産業保健に関する分野、ワークライフバランスを実現する人事分野が中心であると推察される。次の①生産性向上は、病気による欠勤（アブゼンティーズム）の減少、睡眠で十分休養がとれている割合向上、業務効率化による労働時間削減等である。成果として生産性向上を紹介する企業数は第2回から第3回に倍増しているが（6社→12社）、昨今の残業時間削減の社会的要請も影響しているとおもわれる。

一方、健康経営成果として紹介数が少なかったのが、②医療コスト削減、③モチベーション向上、④企業価値向上である。従業員の健康維持・増進に投資することでむしろ当面は医療費コストがふえる企業（保険者）は少ない。またモチベーション向上を成果として紹介している企業は従業員満足度調査（ES調査）結果を上げているが、そもそもES調査を実施していない、ES調査を

実施していたとしても健康投資によるモチベーション向上を設問に入れてない場合もある。特筆すべきは健康経営とは従業員の健康投資により企業競争力・企業価値向上を実現する経営スタイルとされている一方で、成果として企業価値向上に直結するものを紹介したのは第2回1社のみ（第3回0社）である。第2回で、SCSK株式会社が成果として営業利益向上を紹介している。

つまり現時点で健康経営とは、健康維持・増進策充実による従業員の健康度向上と、休業損失減少や労働時間削減による生産性向上が先行しており、健康経営の真の目的である企業競争力・企業価値向上までは至っていないと推測される。もちろん上述レポートに記載されていない他成果も得られているとおもわれる。

企業価値向上まで至っていない要因はいくつか考えられる。ひとつ目は期間的な要因である。企業競争力・企業価値向上は従業員が健康になり生産性が高まった次の段階で実現するものである。このため健康経営銘柄のスタートが2015年であることを考慮すると、現在は従業員の健康度向上と生産性向上に取り組む段階であり、まだ数年は必要とおもわれる。2つ目は所管部門の要因である。健康経営の実務は企業競争力・企業価値向上とは関わりが少ない健康保険組合や人事部門等が担っているため、従業員の健康度向上や労働時間削減等産業保健や人事管理に関する成果が優先されやすい。3つ目は外部環境要因である。電通やヤマト運輸の問題もあり、産業界全体に労働時間削減の取り組みが先行している。最後の4つ目は健康経営とは従業員の健康投資によって企業

競争力・企業価値向上を実現する経営スタイルとされながら、「健康経営で企業競争力を高めるとはどういうことか?」「どうやれば健康経営で企業価値向上につなげることができるのか?」といったHOW(具体策)が企業側に見えていないことも要因とおもわれる。こういった要因により、健康経営とは「従業員を大切にできる会社」を実現するCSR活動だと認識している人も少なくない。

3 | 真の健康経営にむけた3ステップ

従業員の健康投資により企業競争力・企業価値向上を実現するという「真の健康経営」にむけていくつかの課題をあげることができる。ひとつは評価指標の見直しである。行政や金融機関が独自の健康経営評価指標を導入しているが、健康度向上や生産性向上といった健康経営の直接的な成果を中心にしている。今後は健康経営の真の目的である経営アウトカムを盛り込んでいくべきである。経営アウトカムの評価指標として、上場企業であれば株価(企業価値)、売上や利益率(営業利益率、当期純利益、使用総資本経常利益率等)といった財務業績、新規事業売上高(成長率含む)等が考えられる。また健康経営推進による企業ブランド向上を把握する指標として、健康経営に関するコミュニケーション、好感度、イメージに

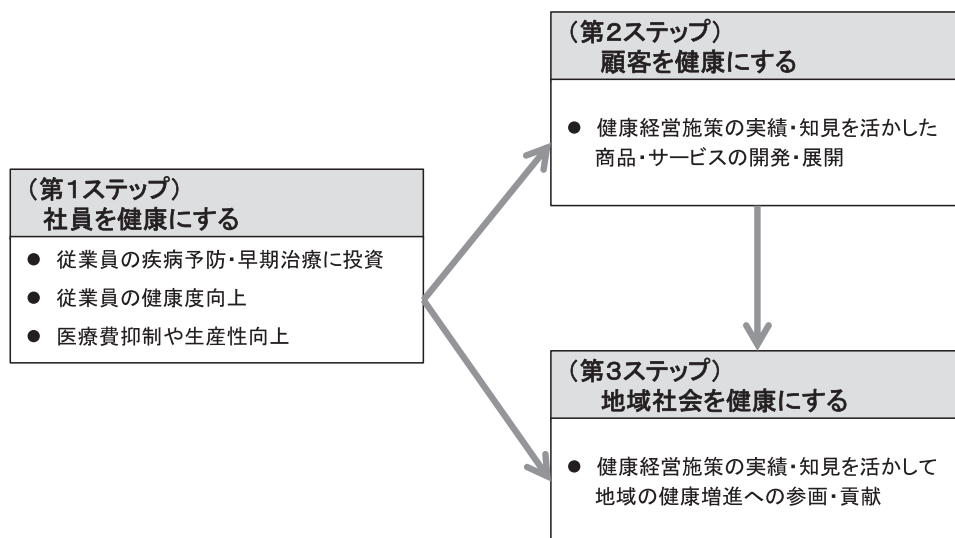
関する指標も考えられる。

もうひとつは健康経営の推進にトップマネジメントや経営企画等がさらに関わることである。健康経営を企業競争力・企業価値向上につなげるために、企業経営やビジネスの視点が必要不可欠である。そのためには健康経営の取り組みがステイクホルダーにどのように評価されているか、その結果、ステイクホルダーのロイヤリティ向上や具体的行動(購買行動やリクルート活動)につながっているかを把握する必要がある。つまり健康経営の取り組みによって企業ブランドを高めているかどうか、そして企業価値(業績や株価等)を高めているかどうかを、経営視点で確認する必要がある。

前述の健康経営を企業競争力・企業価値向上につなげるHOW(具体策)として、「真の健康経営に向けた3ステップ」のフレームワークを提示する(図表4)。第1ステップは「社員を健康にする」。これは従業員の疾病予防や早期治療に投資することで、従業員の健康度を高め、結果として医療費抑制や生産性向上を実現することである。現在多くの企業はこのステップでとどまっている。

第2ステップは「顧客を健康にする」。これは従業員への健康経営施策で得られた実績・知見を活かして、顧客に商品・サービスの形で提供することである。顧客は一

図表4 「真の健康経営に向けた3ステップ」フレームワーク



出所：筆者作成

般消費者だけでなく法人企業も含まれ、既存事業だけでなく新規事業での展開も考えられる。たとえば健康測定機器大手(株)タニタは従業員食堂で提供していたおいしくて満腹感があるのに低カロリーのメニューが評判となり、レシピ本として大ヒットし、社外の食堂運営(タニタ食堂)や菓子(低カロリーキャンディ等)等に広がっている。またオフィス設備機器大手(株)イトーキは働く人が健康になるオフィス環境を自社施設で実証実験を重ね、健康経営を実現するオフィス環境に関する商品・サービスとして提案している。いずれも社員を健康にする取り組みから、社外の人を健康にするビジネスへ展開した取り組みである。

第3ステップは「地域社会を健康にする」。これは第1ステップおよび第2ステップで得た実践・知見を活かして地域社会の健康増進に参画・貢献することである。コンビニエンスストア大手(株)ローソンはコーポレートスローガン「マチの健康ステーション」を掲げ、さまざまな健康増進施策で従業員の健康投資を行うだけでなく、調剤薬局併設やOTC販売、美と健康をテーマにした業態「ナチュラルローソン」等顧客を健康にする取り組みも強化している。そして地域社会を健康にする取り組みとして、ローソン店舗敷地を利用した健康診断(コンビニで

出前健康診断)や店舗での健康相談(まちかど健康相談)、Pontaを活用した健康ポイント制度にも取り組んでいる。いずれも店舗を起点として地域住民の健康増進に参画・貢献する取り組みである。

4 | まとめ

従業員の健康投資により企業競争力・企業価値向上を実現する経営スタイルとして健康経営が注目されている。しかし、健康経営の取り組みが進んでいる企業であっても、従業員の健康度向上および生産性向上にとどまっておらず、企業競争力・企業価値向上までの道筋ははっきりしていない。企業価値を向上させる「真の健康経営」を実現するには、より経営視点で取り組むとともに、社員を健康にする取り組み(第1ステップ)から、顧客を健康にする取り組み(第2ステップ)、そして地域社会を健康にする取り組み(第3ステップ)へと進化していくフレームワークが考えられる(第2ステップと第3ステップは同時並行も考えられる)。第1ステップから進んだ、第2ステップおよび第3ステップの取り組みは、健康経営の真の目的である企業価値および企業ブランドの向上につながるはずである。

【注】

- ¹ 保険者とは健康保険事業の運営主体のことであり、全国健康保険協会と健康保険組合の2種類がある。健康保険組合は単一の企業で設立する組合や同種同業の企業が合同で設立する組合などがある。
- ² 第1回健康経営銘柄の選定企業紹介レポートも紹介されているが、本稿では各社の取り組みが本格化した第2回以降を分析対象としている。

【引用文献】

- ・ Rosen, R. H., & Berger, L. (1992) *The healthy company : Eight strategies to develop people, productivity, and profits*, Tarcher
- ・ 岡田邦夫、高橋千枝子 (2015) 『これからの人と企業を創る健康経営～健康経営評価と企業価値創造～』 社会保険研究所
- ・ 経済産業省『健康経営の意義及び「健康経営2017」の選定方法、評価の視点について』
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_meigara.html (2017年7月6日確認)
- ・ 経済産業省、東京証券取引所『健康経営銘柄2016選定企業レポート』
- ・ 経済産業省、東京証券取引所『健康経営銘柄2017選定企業レポート』
- ・ 特定非営利活動法人健康経営研究会 <http://kenkokeiei.jp/whats> (2017年7月6日確認)
- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2007) 『CSV経営による市場創造—CSVアプローチでステークホルダーとWin-Win関係構築』 日科技連出版社

バスク自治州ビルバオの食文化 ～文化的アイデンティティを再構築する創造都市～

The Culinary Culture of Bilbao, Basque Autonomous Community: A Creative City Reconstructing Its Cultural Identity

本稿においては、スペインのバスク自治州の中心都市ビルバオの食文化を対象として分析している。ビルバオはUNESCO創造都市ネットワークのデザイン都市に認定されており、グッゲンハイム美術館に代表される建築デザインで有名な都市であるが、実は食文化も極めて高水準である。

ビルバオおよびバスクの料理および食文化が高い評価を獲得した背景には、ビルバオおよびバスクのアイデンティティと密接に関連する5つの事象の存在を指摘できる。それらは、①自由と独立の象徴としてのタラ料理、②美食倶楽部「ソシエダ・ガストロノミカ (Sociedad Gastronómica)」、③バスク・ナショナリズムを増幅させた「ポテオ」と「ピンチョス」、④反権威主義としての「ヌエバ・コッシーナ・バスカ (Nueva Cocina Vasca)」、そして、⑤レシピのオープンソース化と「分子ガストロノミー」、である。

日本においても、食をテーマとした観光振興が国および各地域で議論されており、今後のインバウンド観光においても、「フード・ツーリズム」は巨大な可能性を秘めていると推測される。ただし、バスクおよびビルバオの事例研究から浮き彫りとなった通り、単においしい食材や料理が存在するというだけでは、食を通じた地域の活性化には十分ではない。食に携わる地域の人々の営み、すなわち「食文化」が地域のアイデンティティと密接に関連する形で存在し、それが観光客に対して分かりやすく説明・提示されていくことが必須であろう。



This paper analyzes the culinary culture of Bilbao, the central city of the Basque Autonomous Community in Spain. Bilbao is designated as a Creative City of Design of the UNESCO Creative Cities Network and is well known for the architectural design of the Guggenheim Museum Bilbao as well as other buildings. The city also has a highly sophisticated culinary culture. The highly rated food and culinary culture of Bilbao and the Basque region can be attributed to five factors closely linked with local identity: (1) cod dishes as a symbol of freedom and independence, (2) gastronomic societies (*sociedades gastronómicas*), (3) *poteo and pinchos*, which contributed to rising Basque nationalism, (4) *nueva cocina vasca* as a form of anti-authoritarianism, and (5) freely available recipes and molecular gastronomy. In Japan, tourism promotion based on food has been discussed at the national and regional levels, and food tourism is expected to play a potential enormous role in future inbound tourism. However, as this case study of the Basque region and Bilbao reveals, the mere presence of delicious foods and dishes is not enough for food-based regional revitalization. It is essential that the livelihoods of the locals in the food industry (i.e., the culinary culture) are closely related to local identity, and that the culture is explained and presented to tourists in an easy-to-understand manner.

1 | バスクの概要

創造都市として日本でも有名なビルバオ (Bilbao) は、スペイン王国の北部、バスク自治州に位置している。バスク州政府と州議会は州都ビトリア＝ガステイス (Vitoria-Gasteiz) に立地しているが、州内で人口が最も多いのはビルバオで、バスク州を代表する経済都市である。ビルバオは大西洋・ビスカヤ湾に面するという恵まれた地形にあり、欧州主要国へのアクセスも良い。

バスク自治州の人口は約300万人で、そのうち約1/3以上はグラン・ビルバオ (ビルバオ市とネルビオン川沿いに隣接する市町村) に集中している。また、1人あたりの名目GDPを州別にみると、バスク自治州は、30,779ユーロ (2015年) となっており、マドリッド州に次いで高い¹⁾。

なお、「バスク地方」と言う場合、バスク人の歴史的な居住地を指し、その領域はバスク自治州だけではなく、隣接するナバーラ州も歴史的にはバスク地方の一部と見なされている。さらに、バスク人が居住する地域は、国境をはさんで隣接するフランス (フランス・バスク) にも広がっている。

さて、バスクは日本人にとってあまり馴染みがない地域であると推測されるが、一方で日本人にとっても有名なバスク出身者もいる。

日本人にとって最も名の知られたバスク出身者は、1549年に日本に初めてキリスト教を伝えた宣教師、フランシスコ・ザビエル (Francisco de Xavier) であろう。ザビエルは、上述したナバーラ州の出身である。ちなみにザビエルという名前は、サッカーの元スペイン代表選手であったシャビエル・アロンソ・オラーノ (Xabier Alonso Olano; 通称シャビ・アロンソ) と同じスペルである。同選手はバスク自治州の出身で、銀河系軍団レアル・マドリッド等で活躍し、今年 (2017年) 5月に引退したミッド・フィルダーの選手であるが、現役時代は「バスクの星」と呼ばれていた。

音楽家でバスク出身の有名人もいる。ジプシー (ロマ)

の民謡の旋律が印象的な『ツィゴイネルワイゼン』が代表作となる作曲家でヴァイオリン奏者のパブロ・デ・サラサーテ (Pablo de Sarasate) は、バスク地方パンプローナ (Pamplona) の生まれである。また、バレエ音楽『ボレロ』の作曲や、『展覧会の絵』のオーケストレーションで知られるフランスの作曲家、モーリス・ラヴェル (Maurice Ravel) はバスク系フランス人である。

また、バスク系アルゼンチン人には、2人の有名な政治家がいる。ひとりアルゼンチンの映画俳優であり、ファン・ペロン (Juan Perón) 大統領のファーストレディであり、また政治家でもあるエバ・ペロン (Eva Perón) である。彼女は、アルゼンチン国民からは親しみを込めて「エビータ (Evita)」という通称で呼ばれており、同名のミュージカルや映画は日本でも公開されている。もうひとりのバスク系 (およびアイルランド系) のアルゼンチン人は、キューバのゲリラ指導者チェ・ゲバラ (Che Guevara) である。

その他、人物ではないが、バスク自治州ビスカヤ県の都市ゲルニカ (Guernica) は、パブロ・ピカソ (Pablo Picasso) による同名の作品が彼の代表作のひとつとなっていることで有名な都市である。ゲルニカは、スペイン内戦の際に史上初の都市無差別爆撃をドイツ軍によって受けた。そして、ピカソがこの悲惨な事実を知り、憤怒をこめて描きあげた作品が『ゲルニカ』である。

2 | 文化多様性を象徴するバスクの言語、サッカー、地方自治

「文化多様性」という概念は、近年の文化政策において極めて重要な概念となっているが、現在のスペイン社会の文化多様性を理解するうえで、このバスク地方は興味深い題材となっている。そこで、以下において、①言語、②サッカー、③地方自治、の3つの視点から、バスクの文化的特性を概観してみたい。

①言語における多様性

スペインの公式言語はスペイン語 (カスティーリャ語) であるが、自治州 (下記③参照) によってはその州の言語が公用語として併用されている。

系統不明の孤立した言語と言われるバスク語は、フランシスコ・フランコ (Francisco Franco) 将軍による独裁政権の時代において使用が禁止されていた。しかし、1979年の自治憲章において、バスク語は自治州の公用語であると宣言され、公的な地位を回復したのである。こうした背景のもとバスク自治州では、バスク語使用の維持・回復を目的として「バスク語使用正常化法」が1982年に施行された。そして、「言語政策局」が中心となって、カスティーリャ語とバスク語のバイリンガル教育が推進されている。また、同教育のために、現職教員のバスク語能力養成とバスク語教材の確保（コスト削減と質の維持）のための支援が行われている。こうした振興の成果もあり、バスク語人口は近年増加傾向にあるとのことである（石井2003：79-94）。

②サッカーにおける多様性

バスクのサッカーも独特の世界をかたちづけている。バスク地方ビルバオ市に本拠を置くクラブ「アスレティック・ビルバオ (Athletic Bilbao)」は、バスク人のみのサッカー・チームとして有名である。

実際には、幼少時からバスクで育ったことがある、ま

たは、祖父母がバスク人であれば海外からの入団も認められる等、“バスク人”の定義は拡大しつつあるようであるが、サッカー選手の移籍がグローバル化する中で、同クラブの“純血主義”は極めて異色の戦略であると言える（竹内2006：445-459）。

このように、バスクにおいては純血主義に根ざした独自のサッカー文化が根づいており、これらの地域の人々が「ラ・ロハ」（赤色の意味であり、サッカー・スペイン代表のユニホームの色であることから、同チームの愛称となっている）に熱狂することは、かつてはほとんどなかった、と言われている。

③地方自治における多様性

スペインでは広範な地方自治が保障されており、その代表的な地方自治制度として、17ある自治州をあげることができる。この自治州という制度に関しては、「歴史的、文化的及び経済的な共通性を持つ隣接県、島嶼地域、あるいは歴史的・地域的統一性を持つ県は、関係する県及び市町村の発議により、自治州を組織することができる」とされている（第143条第1項及び第2項）。また、「そのためには、自治州の最高規範となる自治憲章 (Statute

図表1 アスレティック・ビルバオのスタジアム「エスタディオ・サン・マメス」



出所：筆者撮影

of autonomy) 案を作成し、それが国会で採択されることが必要とされる(第146条及び第147条第1項)(全国知事会2004:57-58)。

自治州は、州内に適用される条例を決める権限を有する議会を持ち、その議員は普通選挙で選出されている。自治州政府は行政執行機関であり、州知事は自治州議会で選出されている。各自治州は財政面から見ると独立しているが、中央政府の予算から交付金も受領されている²。

17の自治州のうち、バスク、カタルーニャ、ガリシアの3州は、第二共和制期(1931年~39年)に「自治憲章」を住民投票で承認した経験を有している。このため、フランコ独裁を経た1978年の憲法制定後に、住民の自治に対する意思が“歴史的”に確認されているとして、迅速かつ簡便な手続きのみで「自治憲章」を制定し、自治州に移行した。こうした経緯のもと、上記の3州は「歴史的自治州」と呼ばれており、その中でもバスクとカタルーニャの2州はスペインで最も早く(1979年12月18日)、自治州に移行している³。

現在の自治州においては、徴税権の拡大等、さらなる権限委譲を求める動きが見られる。バスク自治州においては、2016年11月に、バスク民族党とバスク社会党の連立合意の際にバスクを「ネーション」と認識するという話題が取り上げられた(渡部2017:520)。なお、バスク地方の分離独立を目指す民族組織「バスク祖国と自由(ETA)」は今まで数々のテロ事件を起こしており、スペインおよび国際的な政治問題となってきた。

3 | 創造都市ビルバオ

①ビルバオの文化による都市再生

前述したとおり、バスク自治州の中心都市であるビルバオ市は人口45万人、周辺の市町村を含めると100万人規模の都市圏を構成している。

英国の作家ウィリアム・シェイクスピア作の喜劇『ウィンザーの陽気な女房たち(The Merry Wives of Windsor)』(出版:1602年)の作中では、“Bilboes(ビルボ)”という単語が使われており、「ビルバオの剣」が質

の良い金属から強い剣が製造されていることについて言及されている(Bilbao City2015:7)。すなわち、ビルバオはすでに17世紀初頭において「鉄の街」として英国にまでその名を知られていたのである。

ビルバオはその後19世紀後半から「製鉄業の町」として盛えていった。また1950~1960年代には造船、石油化学工業等の重工業を中心に発展したが、1970年代以降は日本と同様に重厚長大産業の衰退が著しく、同市の都市活動も停滞していった(経済産業省2004:121-123)。

こうした背景のもと、1989年にバスク州とビスカヤ県が共同で策定した「ビルバオ大都市圏活性化戦略プラン」において、ビルバオ市は都市再生を進めるにあたり、8つの主要課題のひとつとして「文化的な中心の創出」を掲げた。そして同プランに基づく都市再生プロジェクトの中でも特に注目されるのは、1997年に建設された「ビルバオ・グッゲンハイム美術館」(Museo Guggenheim Bilbao)である。

②ビルバオ・グッゲンハイム美術館

「ビルバオ・グッゲンハイム美術館」は、アメリカのソロモン・R・グッゲンハイム財団の設立した「グッゲンハイム美術館」(ニューヨーク市)の分館のひとつであり、現代美術を中心とする作品が展示されている。

ちなみに、グッゲンハイム財団は当初、上述したピカソ作『ゲルニカ』をマドリード市のプラド美術館からビルバオに移転して展示することを条件に同美術館の建設に同意した、とされる(渡部2004:200)。

同美術館の建築設計はアメリカの建築家フランク・ゲーリー(Frank Gehry)によるもので、1997年の開館時には、その特徴的な外観と、バスク自治州政府が負担した約1億3,000万ユーロ⁴という巨額の建設費用が大きな話題となった。

そして、この「グッゲンハイム効果」により、もともとは工業都市であったビルバオに急激に観光客が押し寄せられるようになった。そして、2015年には約117万人の入場者数を記録しており、これは世界の美術館の入館者数

の第51位となっている (ART NEWSPAPER 2017 : 14)。

このような観光客の増加は、地域の経済活動に大きな経済波及効果をもたらしている。「ビルバオ・グッゲンハイム美術館」の資料によると、同美術館の活動によってもたらされた直接支出は、2009年に約2億451万ユーロに達した。この直接支出は、スペイン全体における約1億8,558万ユーロのGDPとバスク自治州における2,527万ユーロの税収を増大させる効果を誘発した。また、合計3,695名分の雇用を維持することにも貢献した

(Guggenheim Museum Bilbao 2012)。

このうち、バスク自治州への税収効果だけに限定しても、開館から5年後の2002年には累計で約1億4,352万ユーロに達しており、巨額と評価された建築費(1億3,000万ユーロ)をわずか5年という短期間で回収できたことを意味している。

4 | ビスカヤ県およびビルバオ市による食文化政策

近年になり、バスクの食文化が極めて高い水準であるという認知が日本でも広がっている。たとえば、ANAの

図表2 「ビルバオ・グッゲンハイム美術館」の経済波及効果 (単位：ユーロ)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
直接支出	40,568,317	190,400,635	202,799,514	191,903,165	149,724,135	143,706,595	153,745,225
GDP増大効果	31,517,075	147,921,099	157,555,323	149,087,063	168,331,470	162,327,827	173,089,191
雇用維持効果	832	3,906	4,161	3,937	4,415	4,265	4,547
税収効果	5,871,888	27,562,415	29,359,441	27,784,790	26,949,383	25,988,685	27,711,580
税収効果(累積)	5,871,888	33,434,303	62,793,744	90,578,534	117,527,917	143,516,602	171,228,182

※1: 開館年である1997年は10月～12月の3ヶ月のみのデータ

※2: 「雇用維持効果」は、継続雇用の効果に関するデータであり、新規の雇用創出ではない。

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
直接支出	161,711,085	165,835,281	233,621,942	242,986,389	231,788,989	204,506,729	2,313,298,001
GDP増大効果	184,046,738	186,197,551	211,633,296	220,240,289	210,072,873	185,576,062	2,187,595,857
雇用維持効果	4,842	4,893	4,232	4,399	4,196	3,695	4,286
税収効果	29,465,882	29,810,227	28,822,339	29,994,526	28,609,825	25,273,604	343,204,585
税収効果(累積)	200,694,064	230,504,291	259,326,630	289,321,156	317,930,981	343,204,585	—

出所：Guggenheim Museum Bilbao (2012) をもとに筆者作成

図表3 ビルバオ・グッゲンハイム美術館



出所：筆者撮影

機内誌『翼の王国』の2011年5月に「世界一の美食の町は、スペイン・バスクにあった」という記事が掲載された。この記事の中で、「“世界一”のソパ・デ・ペスカート」が紹介され、食通の間で話題となった(堀越2011)。なお、「ソパ・デ・ペスカート」とは「魚のスープ」のことであり、この「世界一」のスープを出しているのは、地元の漁業組合が経営するレストランである。筆者もこのレストランを訪問したことがあるが、レストランの主人は「最近、日本人がちらほらと来るようになったが、みんな同じスープを注文する」とぼやいていた。

そして、ビルバオ市から車で1時間ほどの距離に、人口あたりのミシュランの星の数が世界一という美食の街として世界的に有名なサン・セバスチャン(San Sebastián)がある。もっとも、ビルバオのシェフたちに言わせると、「サン・セバスチャンは、あまりに観光化されすぎている」とのことである。これは言い換えると、「今ではビルバオの方がサン・セバスチャンよりも食文化の水準が高い」と言う自信の表明なのであろう。ビルバオというと、前述したグッゲンハイム美術館と同館に代表される建築デザインが際立って有名であるが、実は食文化も極めて高水準なのである。

実際、従来の美食に関する国際的なアワードにおいては、人口規模の大きい、すなわち飲食店数も多い大都市が選考の中心になる傾向が見られたが、近年においては、中小規模の都市が注目される傾向がみられるとのことであり、その代表的な都市としてビルバオ市があげられている(尾家2017: 83-84)。

現在、ビルバオおよびバスクの料理は高い評価を獲得しているが、このような高評価を実現できた背景として、ビルバオおよびビスカヤ県の取り組みを指摘することができるので、以下にその概要を紹介したい。

スペインの民主化後、1980年代からバスク州においてはワイン畑およびワイナリーの改善が展開されてきた。特に、2002年以降は、ビスカヤ(Bizkaia)県によって、バスク地方を代表する微発泡の白ワイン「チャコリ(Txakoli)」の普及・振興のため、さまざまな施策が展開

図表4 ビスカヤ・チャコリの認証ラベル



出所：ビスカヤ県Web Site

されている⁵。

たとえば、ビスカヤワイン規制委員会(Kontseilu Arautzailea Txakoli de Bizkaia)によって、チャコリの味覚だけでなく、生産のプロセスも評価して、ビスカヤ・チャコリの品質の認証がなされており、1994年から原産地呼称(Denomination of Origin)が認められている。

また、ビスカヤ県主催により、「チャコリ教室」が主に3つのセクターを対象として開催されている。具体的には、ワイナリーや生産者を対象として、ワインの官能分析のトレーニングを実施、代理店やショップを対象として、ワインの保管方法に関する知識やホスピタリティについての講義、消費者を対象として、チャコリに関する基礎知識の提供およびテイastingを通じたワインの適度な消費の促進が図られている。

その他、ビスカヤ県は、農場経営のための革新的なビジネス創出とビジネス支援のためのプログラムを2016年から2019年にかけて、約2,353万€を投資して実施している。同プログラムによって、600件以上の農業関連の企業がスタートアップできる見込みである。

一方、ビルバオ市は2014年にUNESCOのクリエイティブ・シティーズ・ネットワークの「デザイン都市」として認定されている。なお、ビルバオ市が対象とする“デザイン”とは、「アート、オーディオ・ビジュアル、デジタル・コンテンツ、広告、ファッション、食文化、グラフィック・デザイン、工芸、インテリア・デザイン、写真、プロダクト・デザイン、およびビデオ・ゲーム」⁶と、広い分野にわたっており、“食文化”も含まれている点が特徴となっている。

実際、グッゲンハイム美術館の設立20周年となる今年(2017年)2月、同美術館において、“Creativity in Gastronomy”と題する一連の講演会が開催された。実は同美術館の中には、2013年のミシュランで1つ星を獲得したレストラン「ネルア(nerua)」があり、若手のシェフ、ホセアン・アリハ(Josean Alija)がチーフを務めている。“Creativity in Gastronomy”においては、このアリハ氏と国際的に有名なシェフがともに登壇し、彼らのノウハウを共有し、食文化の創造性の役割について話し合われた⁷。

また、ビルバオ市およびビスカヤ県では、スローフード協会の支部である「スローフードBILBAO-BIZKAIA」と提携して、KM '0'「農家から料理まで0km(KM '0' From farmer to plate)」というキャッチフレーズの運動を展開している⁸。スローフードは、各地方における独自の食文化を保存・継承し、地域の生物多様性を保つとともに、食品の均質化と過度なグローバル化に対して別の選択肢を提示する活動である。そして、この“KM '0'”とは、“キロメートル・ゼロ”と読み、日本で言う「地産地消」に近い概念である。レストラン等ができるかぎり最寄りの生産地の食材を利用することにより、消費者は新鮮な食材の料理を味わうことができると同時に、CO₂対策にもなる。そのために、生産地と消費地を接近させて、理想的には“キロメートル・ゼロ”にしようという活動である。そして、スローフードBILBAO-BIZKAIAでは、このような哲学を共有するレストランのシェフと生産者をネットワーク化し、一定の基準を満たす“KMOレストラン”の認定を行っている。基準はスローフード協会のスペイン支部が定めており、具体的には下記の6項目となっている⁹。なお、下記に記述されている「味の箱舟(Ark of Taste)」とは、世界中に存在する地域固有の農水産物や伝統食を守るためのスローフード・インターナショナルの登録制度で、「食の世界遺産」と呼ばれることもある。2017年1月現在、日本でも37品目が登録されている¹⁰。

- ・食品を輸送することによって生じるCO₂の大気中への排出量を削減すること。
- ・食文化の防波堤として保護されている「味の箱舟」に含まれる食材の品質と価値を(消費者に)伝達すること。
- ・地域の旬の食材の消費を促進すること。
- ・レストランが提供する料理の成分の40%以上は、100キロ以内の生産者から直接仕入れた地元であること。
- ・料理を構成する残りの60%の成分は、有機認証を取得している「味の箱舟」に登録されている必要があること。
- ・料理は、遺伝子組み換え食品やそれを与えられて育った動物を含んではいけないこと。

図表5 レストランの入口に掲示されている“KM '0'”のラベル



出所：筆者撮影

そして、ビルバオ市およびビスカヤ県は、食文化の国際交流にも積極的に取り組んでいる。2017年には、日本においては現時点で唯一の食文化創造都市・鶴岡市(山形県)と「世界料理人交流事業 Bilbao meets Tsuruoka」が実施された。2017年2月に、ビルバオ側から交流事業の誘いがあり、公募によって選ばれた3名の鶴岡の料理人¹¹が、ビルバオに渡航し、調理技術や互いの食文化についての交流研修を行った。この際にビルバ

オ側でホストとなったのが、いずれも1つ星レストランのシェフであるアルバロ・ガリード氏 (Álvaro Garrido、レストラン「ミナ」)、ホセミゲル・オラサバラガ・レガルタ氏 (José Miguel Olazabalaga、レストラン「アイシアン」)、セルヒオ・オルティス・デ・サラテ氏 (Sergio Ortiz de Zarate、レストラン「ザラテ」)の3氏であった。そして4月には、ビルバオより上記のミシュラン1つ星のシェフ3名が揃って来鶴し、鶴岡の料理人とともに料理を提供する公開イベントを開催した。当日のイベントにおいては、星付きシェフ3人が野菜や漬物など鶴岡の食材を使って料理を提供し、地元の料理人たちが調理の補助に入り、星付きシェフの技に触れる等交流を深めた。

ビスカヤ県およびビルバオ市による食文化関連の施策は上述の通りである。以上の整理から理解できる通り、ビルバオにおける現在の食文化振興は、基本的には民間セクターによる取り組みが主体であり、行政の役割は「認証」や「教育」等の側面からの支援に限定されている。このような控えめな行政の施策にもかかわらず、ビルバオの食文化振興が華々しい成功を収めているように見えるのは、グッゲンハイム・ビルバオを中心とする観光戦略が成功し、多大な観光客を呼び寄せていることが重要な成功要因であることを認識しておくべきであろう。

5 | ビルバオの食文化が高い評価を獲得した5つの背景

また、ビルバオおよびバスクの料理および食文化が高い評価を獲得した背景には、ビルバオおよびバスクのアイデンティティと密接に関連する事象の存在が指摘できる。そこで以下において、代表的な5つの特徴を挙げて概観する。

①自由と独立の象徴としてのタラ料理

前述した通り、ビルバオは北側が大西洋のビスケー湾に面しており、海の幸に恵まれている。また、南側はバスク山脈で山の幸にも恵まれており、その山脈の南側はワインの産地として世界的に有名なりオハ地方となっている。バスク地方では、このように恵まれた地元の食材を材料として、伝統的な料理が継承されてきた。

特にバスク料理として、第一に挙げられる素材が魚介類であり、中でもバカラオ (Bacalao) は名物料理となっている。バカラオとは、タラ (鱈) の塩漬けの干物、またはそれを用いた料理のことである。そして、ビルバオは、バスクの名物であるバカラオ料理が発展した都市とされる。

ビルバオでバカラオ料理が盛んに食べられるようになった背景として、スペインの王位継承をめぐる戦争であるカルリスタ戦争の際のエピソードが語り継がれている。このカルリスタ戦争とは、1833年から1876年まで3次にわたって続いた戦争であり、王位継承戦争としての形は取りつつも戦争の実態は、ビルバオ等のスペイン北部における自由主義とマドリッドを中心とする伝統主義との戦いであったとも言われている。そして、この戦争の最中に、ビルバオの市民がバカラオをひたすらに食べるようになったという、地元では有名なエピソードが生まれることになるのである。

1836年に、Gurtrubayという名前のビルバオの塩漬け鱈の商人が電信で「次にビルバオに着く最初の船で、100匹または120匹の最上品質の塩漬け鱈を私宛に送ってほしい」と注文を出した。スペイン語では、1匹丸ごと保存加工されたタラの塊を「バカラダ (bacalada)」と書き、“or ; または”を“o”と書くので、“100 o 120 bacalada”と表記される。それが、電信符号では、“1000120 bacalada”、すなわち「100万120匹の塩漬け鱈」と間違えて打電された。いずれにしても、Gurtrubay氏は予想以上の塩漬け鱈を入手したのだが、ちょうどそのとき、第一次カルリスタ戦争が開始され、ビルバオは敵軍に包囲されていたため、返品は不可能となった。この発注ミスは本来であれば破滅的であったかもしれない事態であったが、一方で市内の食糧不足がより深刻になってきたので、ビルバオ市民たちはGurtrubay氏の100万匹の塩漬け鱈をしきりに買い求めるようになった。そして、Gurtrubay氏は金持ちになった。これが、バスク人が塩漬け鱈を好むようになった物語であると言う (Kurlansky2000 : 129)。

図表6 バカラオを材料とする名物料理ビルビル



出所：筆者撮影

この物語は真実かどうか今日となっては不詳であるが、ビルバオの人々が好んで語るエピソードであることは確かである。すなわち、ビルバオの自由と独立に密接に結びついて名物料理バカラオが生まれてきた、という“神話”をビルバオの人々はこよなく愛しているのである。

②美食倶楽部「ソシエダ・ガストロノミカ (Sociedad Gastronómica) 」

スペイン国内においても、バスク地方以外には見られない、極めて興味深い食文化が今日に至るまで継承されている。それは、「ソシエダ・ガストロノミカ (Sociedad Gastronómica)」、バスク語で通称「チョコ (Txoko)」と呼ばれるものであり、日本では「美食倶楽部」と紹介されている。

この「ソシエダ・ガストロノミカ」は、会員制であり、基本的に男性のみで食事をつくって楽しむクラブ活動のようなものである。かつては厳格に女人禁制であったようであるが、現在は会員がゲストとして女性を連れてくることは可能であるソシエダが多いとのことである。

各ソシエダには、それぞれ定員があり、欠員がでたら希望者の中から審議をして、入会者を選抜する仕組みである。ソシエダの会員になると、お互いの社会的地位は関係ない。たとえば、企業の社長もヒラ社員も同じ会員同士であり、これはまるで日本の漫画『釣りバカ日誌』(作・やまさき十三、画・北見けんいち)における「ハマちゃん」

と「スーさん」の関係のようである。中には、ミシュランの星を獲得しているレストランのシェフもソシエダの会員となって、趣味で料理を楽しんでいるケースもある。

具体的な施設としては、厨房と食卓、バー・コーナー、倉庫等で構成されるスペースをソシエダとして街中に借りており、ソシエダの会員は、自分たちが使いたい日時に施設をあらかじめ予約して、会員同士でタイムシェアリングして使用している。

利用する当日は、厨房の設備と在庫は自由に使うことができる。そして、在庫のワインを飲んだ場合、飲んだ種類と本数を自己申告して、台帳に記載しておき、後日精算となる。

会合においては、参加者の全員が役割を担う。たとえば、料理をしない人は給仕やテーブルセッティング等を担当する。給仕はいないので、すべてセルフ・サービスである。ただし、食後の皿等は翌朝に掃除人が片づけてくるので、会員は食べて飲んだ後、片づけをせずにそのまま帰宅することができる。

このように極めてユニークである「美食倶楽部」が、バスク地方には多数存在しているのである。

この「美食倶楽部」の起源は諸説あるようである。

たとえば、「チョコの歴史はサン・セバスチャンで始まった。19世紀後半に『食べて歌う』ラ・フラレルナルが組織され、祭りの取りまとめ役を担ったのが最初といわれる」(菅原2013:109)とのことである。

また、19世紀の産業革命時において、「当時、地方からの労働人口が都市に流入し、サン・セバスチャンの旧市街地にあった多くの家庭では、親戚の家族を受け入れるようになった。住宅が狭いため、キッチンに妻が居座ると男性は居場所がない。その居場所のなくなった男性が、外に部屋を借りて集まるようになったのがきっかけ」(高橋2017:44)との説もある。そして、サン・セバスチャンでは、「この街の1階部分は住居に出来ない法律があるため、店かバル、倉庫などにするしかなかった」(ibid.)という背景も指摘されている。

さらに、「美食倶楽部」の起源は、「労働者が週末をと

図表7 ソシエダ・ガストロノミカの調理場



出所：筆者撮影

に楽しむために食堂や居酒屋に集まっていたのだが、そのうち、心おきなくいつでも飲食に使えるような場所を仲間うちで作ろうという機運が出てきたことにあるらしい(吉田2012:279)とする説もある。

その他、バスクの家「カセリオ」を中心とした隣人たちとの共同作業の伝統が、この「美食倶楽部」に継承されている、との解釈もある(渡部2004:201-202)。

なお、この「美食倶楽部」の隆盛はバスクの政治情勢と密接な関係があるとの見解もある。「70年代まで続いたフランコ將軍圧政時代までは、いろいろなクラブを作るのが難しかった歴史的背景」(高城2012:145)を踏まえ、「実は目的は別でも名目上『美食倶楽部』にしてカモフラージュに使っていたそう」(ibid.)である、とのことである。

いずれにしても、今日において、ソシエダ会員の男性たちは、「常日頃、美味しいといわれる店に行っては研究に余念がない。こうした食に対する感度の高さは異常なほどで、星の数ほどある飲食業界を支えているといっても過言ではない」(山口2013:41)とのことで、バスク地方全体で数百あると推定される美食倶楽部の存在が、バスクにおける独自の食文化に対する独自の食文化を育んだ土壌となっていることは間違いないであろう。

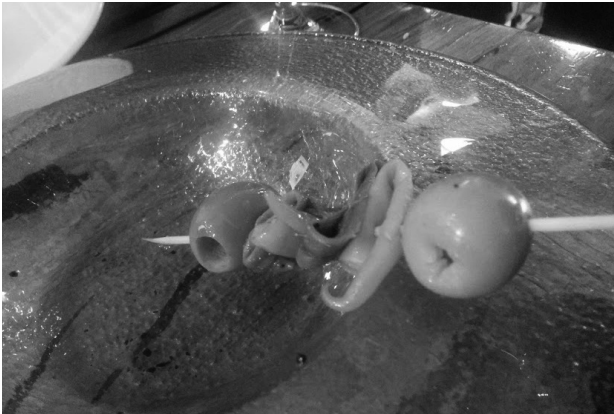
③バスク・ナショナリズムを増幅させた「ポテオ」と「ピンチョス」

バスクのバルで提供される最もポピュラーな食べ物「ピンチョス」である。「ピンチョス(スペイン語:Pincho、バスク語:Pintxo)」とは、もともとは「串」という単語であり、そこから転じて、複数の食材を串刺しにしたおつまみのことを今日では意味している。

このピンチョスが誕生したのは、「19世紀後半にアルフォンソ12世が『バルでお酒を提供する時は何かを食べさせる』という法律を作った。これを契機に飲む際に、(当時は無料の)おつまみ程度の食べ物がついてくる風土が、スペイン全土に広がっていった」(高橋2017:43)という説がある。

代表的なピンチョスは「ヒルダ(Gilda)」であり、アンチョビ、オリーブの実、青唐辛子の酢漬けを楊枝に串刺ししたものである。もっとも、この「ヒルダ」が誕生したのは比較的最近のことであり、1970年代の終わり頃とのことである(山口2013:43)。ちなみに、これは奇しくもフランコの軍事独裁政権が終わり、バスクの民主化が開始されたのと同じ時期である。「ヒルダ」という名称は、米国の女優リタ・ヘイワース(Rita Hayworth)が主演する代表

図表8 代表的なピンチョス：ヒルダ



出所：筆者撮影

作『ギルダ (Gilda)』(1946年)に由来する。この映画のヒロインであるギルダ(スペイン語の発音で「ヒルダ」)のキャラクターは、「愉快で、色っぽく、ちょっと刺激的 (salada, verde y un poco picante)」¹²であるとされる。実はそれぞれの単語には別の意味があり、salada = 塩辛い、verde = 緑色の、poco picante = ちょっぴり辛い、となる。そこで、「塩辛い」アンチョビと「緑色の」オリーブの実、そして「ちょっぴり辛い」青唐辛子の酢漬けを串刺しにしたピンチョス「ヒルダ」が創作されたとのことである。

その後、21世紀になろうかという頃に、「小皿系のピンチョス」が登場する。そして、「レストランで出すような手の込んだ料理を小さなポーションで提供するこのスタイルは、出てきた当初から爆発的な人気を博した」(山口2013:43)とのことである。

このようなミニチュアの料理がつくられた背景は、「とある一店が座って食べるレストラン免許を取得できなかった際に、苦肉の策として考案したバルで出すあたらしいおつまみのアイデアがはじまり」(高城2012:122-123)とのことである。

このようなバルにおけるピンチョスの進化は、レストランのメニューにも影響を与えていった。今日、ビルバオのレストランの多くは、メニューを「デギュスタシオン (Degustation)」で提供しているのである。「デギュスタシオン」とは、英語で言えば“tasting menu”であり、一皿の量が少なめで皿数が多いという、シェフのおまかせコースのことである。

さらに、「ピンチョス」という独特の食文化は、「ポテオ」または「チキテオ」と呼ばれる「はしご酒」の文化とも密接不可分な関係にある。

図表9 バルに並べられているさまざまなピンチョス



出所：筆者撮影

そもそもバスクには、“cuadrilla” と呼ばれる、独特な社会的慣習がある。“cuadrilla” とは、「休日や週末、一日の終わりの自由時間等に、ある集団がときどき会うこと」(Pérez-Agote 2006 : 93) である。そして、“cuadrilla” のうち、最も典型的なものが、「ポテオ (poteo) 」または「チキテオ (chiquiteo, txikiteo) 」と呼ばれるもので、これらは「夕方から夜半にかけてタベルナやバルを梯子しながらつまんで歩く」(萩尾&吉田2012 : 208-209) という食文化なのである。

ポテオの語源は不詳であるが、チキテオの語源は、「Txikito (チキート) 」にあるようで、「チキート」とはバスク地方でよく使われる寸胴グラス(一番小さいサイズのもので、高さ約6センチメートル程度)のことである。このように小さなグラスが普及したのは、数軒のはしご酒をするために、一軒で飲む量は控えめにするということが理由のようである。

そして、この「ポテオ」という独特な食文化は、単に個人的な趣味の活動であるだけでなく、バスクのアイデンティティと密接に関連した、政治的な活動でもあったのである。周知の通り、フランコの独裁政権の時代におい

ては、「バスク語やバスク文化の完全な禁止は、バスクらしさの表明が違法行為と必ず関係したことを意味した。バスクらしさを公共の場で表現することは禁止された。禁止されたシンボルの発信、コミュニケーションおよび参加は、友達のグループ (cuadrilla)、ダンスやハイキングのクラブ、poteoのような日常の活動などの狭い交友関係、そして家族内の関係だけになった」(Pérez-Agote 2006 : 93-94) のである。そして、「じつは、飲食街の喧騒の中で繰り広げられるポテオこそが、様々な情報交換の場であった。(中略)『バスクなるもの』の継承維持の活動は、信頼できる仲間に伝えられ、各家庭に持ち帰られた。こうして、バスク語・文化の抑圧された状況に対する共通認識が確認され、抑圧に抗う共通意識の下地が緩やかに築かれていったのである」(萩尾&吉田2012 : 209)。つまり、ポテオの存在が、その後の民主化および独自の食文化の発展を支えるインフラストラクチャーとなったとも解される。

フランコの時代の間、「poteoは、異なる cuadrilla (友人のグループ) 同士の接点を提供し、これがのちに異なる組織間の関係づくりにつながっていった」(Pérez-Agote

図表10 ポテオする人々 (ビルバオの旧市街)



出所：筆者撮影

2006 : 165)が、これらのネットワークは、「バスクのナショナリストの意識を総合的に増幅および先鋭化することに関して、持続的に重要な役割を得た」(ibid.)のである。そして、「それらの活動の政治的役割は非常に大きかった」(ibid.)と評価されているのである。

なお、リピーターが後を絶たない人気のバルBAR BERGARAのオーナーであるパチ氏は、「80年代までにはろくなピンチョスがなかった」(山口2013 : 41)と発言しているが、逆に言うと、フランコの独裁政権時代には、「ろくなピンチョスがなかった」にもかかわらず、人々は熱心にポテオを繰り返していたことになる。このことも、ポテオが単なる食文化における慣習だけでは説明がつかない傍証となるのではないだろうか。

④反権威主義としての「ヌエバ・コッシーナ・バスカ (Nueva Cocina Vasca)」

ビルバオの料理、そして単にビルバオだけではなく、バスク全域の料理において、重要な転換点は、1970年代後半に誕生した新しいバスク料理「ヌエバ・コッシーナ・バスカ (Nueva Cocina Vasca)」にある。これは、日本語では「新しいバスク料理」という意味であり、いわゆるフランス料理における「ヌーベル・キュイジーヌ (nouvelle cuisine)」にあたるスペイン語で、その名の通り、「ヌーベル・キュイジーヌ」から大きな影響を受けて誕生したものである。

「ヌーベル・キュイジーヌ」とは、1960年代以降のフランスにおける、ポール・ボキューズ (Paul Bocuse) やトロワグロ (Troisgros)、ミシェル・ゲラルド (Michel Guerard) といったすぐれたシェフたちによって創作された新しい傾向の料理術のことである。そして、これらの新しいスタイル創作料理に対して、料理評論家のアンリ・ゴー (Henri Gault) とクリスティアン・ミヨ (Christian Millau) の2人は、傾向があることを発見し、この2人によって「ヌーベル・キュイジーヌ」と名付けられたのである (小笠原 1998 : 205-207)。

「ヌーベル・キュイジーヌ」の命名者であるゴーとミヨの知名度は、日本ではあまり高くはないようである。そ

して、レストランのガイドブックというと、ミシュラン社の発行する「Red Guide」が日本では特に有名であるが、フランスで最も強い影響力を持つレストランガイドのひとつとして、「ゴー・ミヨ (Gault et Millau)」をあげることができる。「ゴー・ミヨ」は、その名の通り、上述のゴーとミヨの2人により執筆・編集されたレストラン・ガイドブックなのである。

さて、ゴーとミヨによる、「ヌーベル・キュイジーヌ」の特徴を表現する公式とは、以下の10カ条である (Gault & Millau 1978 : 16-17)。

- ①無用の複雑さを排する。
- ②調理時間の縮小。蒸すという古代からの調理法が再発見されたことによって、食材には繊細な味が残され、また、消化もずっとよくなった。
- ③市場の料理の尊重。シェフは、その朝選んで購入したものだけを使って料理を作る。
- ④メニュー品目の縮小。料理はずっとすみやかになされ、創造性に富み、より新鮮で、情性に流れないものとなる。
- ⑤長時間マリネ、野禽獣肉の長期熟成の禁止。
- ⑥あまりにも濃すぎるソースの拒否。
- ⑦地方料理への回帰。ヌーベル・キュイジーヌは家庭料理にこそ、現在の料理に不可欠な単純さがあるとして、これを再評価する。
- ⑧現代の技術革新への興味。
- ⑨食事療法用料理の研究。ただし、味への無関心とは全く別のものである。
- ⑩たえざる創造。新たに創造できるものは幾千とあり、そのうち少なくとも数百種類は注目に値するものである。

「ヌーベル・キュイジーヌ」は単なる料理方法の革新であるかのように言及されることが多いが、実際にはルールの革新を通じた反権威主義の運動であり、アイデンティティの再構築のための運動でもあったとする説があ

る。すなわち、「1968年5月10日に勃発した学生や労働者の民主化運動を契機として反権威主義の機運が高まると、芸術や料理業界の若手リーダーたちは、これをアイデンティティの再構築と関連づけ、シェフの自律性と創造性を求める運動へと発展させていった。彼らが追求したヌーベル・キュイジーヌのロジックとは、旧来の調理方法を用いながら新たな食材に挑むなどの調理のルール(違法)を奨励し、レストラン運営の中心にシェフの役割を位置づけるというものであった」(涌田2015:232)と考察されているのである。

このように「ヌーベル・キュイジーヌ」の思想的背景を考察すると、フランコ独裁政権が崩壊した直後に、どうしてこの料理方法をバスクのシェフたちが熱意をもって取り入れていったのかがよく理解できる。

さて、実際にバスクにおける新しい料理は、どのように開発されたのであろうか。この「新しいバスク料理」誕生のきっかけとしては、「1976年11月29日から12月2日にかけてマドリッドで行われた、雑誌『グルメクラブ』の『ラウンド・テーブル』というイベントであった」と言う。そこに、ヌーベル・キュイジーヌの創始者ポール・ボキューズが招かれていた」(石井2012:3)のである。

そして、翌1977年には、「ガストロノミーに関するラウンド・テーブルのシンポジウムのテーマとして『地方の料理(las cocinas regionales)』が取り上げられ、シェフが地方の料理に変化とダイナミズムをもたらすことが推奨された」(小林2015:100)のである。

ちなみに、これらの食文化に関するイベントの開催は、スペイン統一を掲げた独裁者フランコ将軍が長い闘病生活の末に1975年11月20日に没した直後の出来事である。地域の言語の使用および文化の振興を禁じたフランコの死の直後に、バスク地方において新しい食文化の波が誕生するとは、歴史の巡り合わせは実に興味深い。

また、同じ1977年にもうひとつ重要な出来事が始まった。「ヌエバ・コッシーナ運動のメンバーのレストランが持ち回りで月次の夕食会を開催するようになった」(ibid.)のである。バスクの創造的な料理の「新作発表の

場は、持ち回りでそれぞれのレストランにて開催する食事会」(山口2015:93)であった。そして、「そこにそれぞれの最良の客を連れて行き、催す店の負担にならないよう会計はシェフたちが払った。招待した上客に感想をもらい、創意工夫をもって客に受け入れられる料理をつくっていった」(ibid.)とのことである。

これらのシェフたちは、「自分が力を入れているレストラン(=旗艦レストラン)の経営で儲けようは考えておらず、お客に自分が納得できる質の高い料理を提供するところに価値を見いだしているようである」(小林2015:119)と評価されており、この評価に基づくと、シェフたちは職人であると同時に“アーティスト”であるとも言えよう。

⑤レシピのオープンソース化と「分子ガストロノミー」

上述した「ヌエバ・コッシーナ」をきっかけとして、バスクの「料理人たちは店に集まって勉強会を開き、技術と知識を教え合った。これはやがて『最高美食会議(ロ・メホール・デ・ラ・ガストロノミア)』という国際的な料理学会につながった」(土田2015:75)とのことである。そして、1998年にサン・セバスチャンで開催されたこの「料理学会」は「世界中から料理人や食品研究者、学者たちが自分たちの料理法や考え方などを発表し、共有する場」(ibid.)となったのである。

そして、レストランのシェフたちがお互いに教え合いながら、さらにレシピを共有するという「料理のオープンソース化」(高城2012:4)を実践したことにより、レストランの料理のレベルが急速に向上していったのである。さらに、そのようにレベルが向上したレストランが複数登場したことによって、一軒のレストランだけでは集められない規模の観光客を都市全体として集客できるようになっていったのである。

一方で、フリーかつオープンソースなソフトウェアの共同開発として最も傑出した例のひとつであると評価される“Linux”が最初にリリースされたのは1991年のことであった。そして、そのマニフェストでもある『伽藍とバザール オープンソース・ソフトLinuxマニフェスト』

をエリック・スティーブン・レイモンド (Eric Steven Raymond) が出版したのが1999年のことであった。すなわち、1990年代は「オープンソースの10年」であったと言える。興味深いことに、そのような動向と並行して、バスクにおいても料理のレシピのオープンソース化が進展していったのである。

実際、筆者がビルバオ市の招へいで10日ほど同市に滞在した際にも、異なるレストランのオーナー・シェフたちが互いのキッチンに入り込み、料理等について議論をしている場面を何度も目撃した。また、リアルなつながりだけでなく、バーチャルな面でもシェフたちはネットワークを緊密に保持している。たとえば、ビルバオの一部のシェフたちは、「地獄のシェフ・ネットワーク (Inferno chef's network)」(!) と名付けられたSNSで常時連絡をとりあっているのである。

このような「オープンなネットワーク」の背景としては、バスク人の「お互いに助け合う精神」があるのではないかと指摘がある。たとえば、農民においては、「アウソラン」と呼ばれる「家の建て替えなどの大作業時には近所同士で助けあう共同作業システム」が存在する。同様に、漁師においても、「アランツアレ」と呼ばれる、同業者組合による集団作業が存在する (高橋2015: 51)。こうしたバスク社会に伝統的な「お互いに助け合う精神」が基盤となって、シェフたちによる「オープンなネットワー

ク」が構築されているものと推測される。

さて、バスクのシェフたちは、実際にどのようなレシピをシェアしていったのであろうか。その代表的なカテゴリーのひとつが「分子ガストロノミー」と呼ばれる料理である。

「分子ガストロノミー (Molecular Gastronomy)」という分野は、1988年3月に、2人の科学者、すなわちオックスフォード大学の物理学教授であったNicholas Kurti氏 (1908年～1998年) とフランス国立農学研究所 (INRA: Institut National de la Recherche Agronomique) の物理学者Herve This氏によって開始されたものである (This 2009: 24)。

その後2000年に、This氏によってINRAに分子ガストロノミー研究室 (Team of Molecular Gastronomy) が創設された (川端2006: 92)。

This氏によると、すべての料理は計算式で表現することができるとのことである。たとえば、カスタードは、ミルクから油(O)を数滴たらし、最初に砂糖と卵黄をホイップする間に空気(G)が入り、そして(加熱の過程における卵の凝結による) 小さく固い粒子(S)ができ、それらを液体(W)に分散させるため、 $(G + O + S) / W$ という式で表現されることになる (This 2009: 26)。

この「分子ガストロノミー」に、ミシュラン3つ星に輝く、フランスを代表するシェフであるピエール・ガニョー

図表11 複合分散系 (CDS; complex disperse system) の公式論

	記号	意味
対象 (Objects)	G	ガス
	O	油
	W	水
	その他	たとえば、Eはエチルアルコール
演算 (Operators)	/	分散
	+	混合
	@	包含
	σ	重層
	その他	—

出所: This2009 (26) をもとに筆者作成

ル (Pierre Gagnaire) 氏が共同研究で参加し、この考え方が、世界のトップシェフたちに強い影響を与えていった (川端2006 : 92)。

そして、「分子ガストロノミー」は、前述した「ヌエバ・コッシーナ・バスカ」の運動にも影響を与えていくことになる。もともと、「ヌーベル・キュージーヌ」の特徴を表現する10カ条のうち、8番目は「現代の技術革新への興味」であった。

具体的には、「エスプーマ」と呼ばれる空気ポンプで泡を作ってソースにする、アルギン酸や塩化カルシウムを使ったキャビアもどき、ゼリーのようなスパゲッティ等、「分子ガストロノミー」の考え方のもとで、シェフたちはこれまでになかった料理を次々と作り出していったのである (土田2015 : 74-75)。そして、これらの新しい料理は、『『食べられる彫刻』でもあり、まさに芸術作品』 (高城2012 : 89) と高い評価を得ていくことになるのである。

⑥まとめ：ビルバオからの示唆

以上、ビルバオの食文化が高い評価を獲得した背景として、5つの重要な要素を分析した。すなわち、

- (1) ビスバオを代表する名物郷土料理 (バカラオ) が存在していたこと
- (2) 美食倶楽部の存在がバスク人に潜む高い食文化DNAを象徴していること
- (3) ポテオがピンチョス等の独自の郷土料理発展のインフラストラクチャとなったこと
- (4) ヌエバ・コッシーナ・バスカが食文化を育む誇り高い地域の独自性を確立したこと
- (5) レシピのオープンソース化が個々の店舗でなく地域全体の水準を上げたこと

を表層的な要因としてあげられる。

ただし、これらの5つの要素のさらに前提として、バスクに特有の、家族を中心とした隣人たちとの共同作業「カセリオ」や、農村における「アウソラン」または漁村における「アランツアレ」のような近所同士で助けあう共同作業システムの存在を指摘することができる。

そして、これらの諸要素が互いに結び絡み合い、バス

クアイデンティティを再構築することを通じて、ビスバオの食文化が世界を代表する水準にまで引き上げられたと理解することができる。

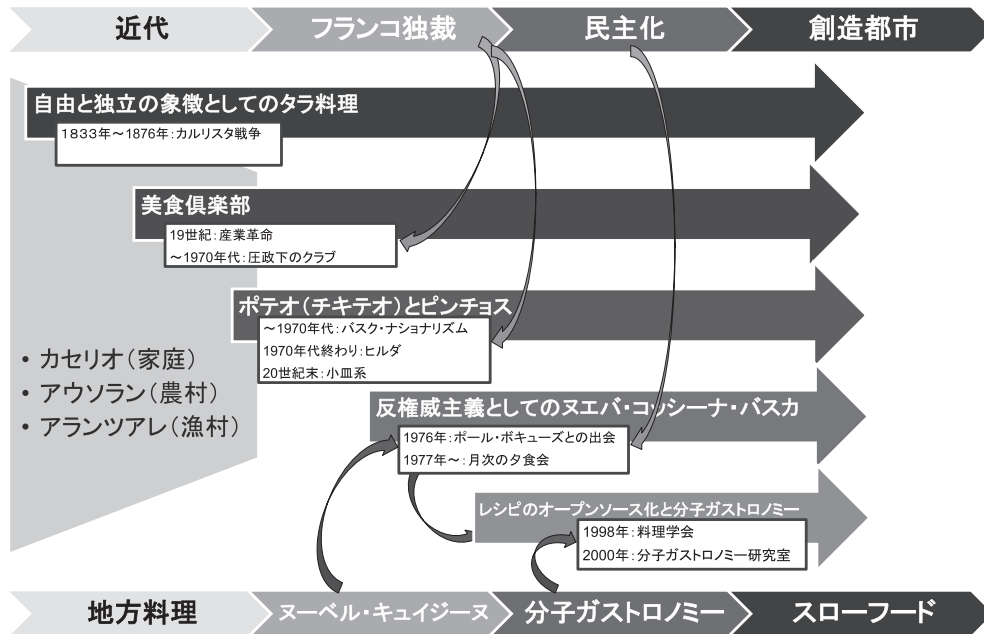
換言すると、タラ等の海の幸を中心とする美味しい食材が豊富にあったこと、ミシュランの星を得るほどの高い技量をもつシェフたちが集積していること、観光客が多数来街していることは、ビルバオの食文化が高い評価を得た理由において実は決定的な要因ではないのである。

自由と独立の象徴としてのバカラオ料理、フランコ圧政下においてカモフラージュとしても機能した美食倶楽部、バスク・ナショナリズムを増幅させた「ポテオ」と「ピンチョス」、反権威主義としての「ヌエバ・コッシーナ・バスカ」、そしてバスクの共同作業の伝統を踏まえたレシピのオープンソース化など、ビルバオそしてバスクの伝統 (および独特の歴史) と密接に結びついた、地域のアイデンティティを表象する食をめぐる“文化”の存在こそが、ビルバオの創造的な料理人たちの活動の基盤となっているのである。こうしたビルバオの食文化に関する歴史的構造を整理すると、図表12のような図となる。

6 | おわりに

国連世界観光機関 (World Tourism Organization、略称：UNWTO) は、同機関としては初めて「フード・ツーリズム」をテーマとした報告書“Global Report on Food Tourism”を2012年に発行している。同報告書において、「フード・ツーリズム」は「ガストロノミー・ツーリズム (美食観光)」だけではなく、地域文化を巡る観光をも含む幅広い概念として位置づけられている (UNWTO2012 : 5)。そして、「世界はますますグローバルに開いている。一方で、観光客は、地域のアイデンティティと文化に基づいた経験を求めている」 (UNWTO2012 : 10) ことを背景として、「近年、地域に根付いた文化とライフスタイルを学ぶために、食文化は不可欠に要素となっている」 (ibid.) と分析しており、「観光の訪問先における料理は、休暇におけ

図表12 ビルバオの食文化に関する歴史的構造



出所：筆者作成

る体験のクオリティに関わる、最も重要な側面である」(UNWTO2012:6)と高く評価している。

日本においても、食をテーマとした観光振興が国および各地域で議論されており、今後のインバウンド観光においても、「フード・ツーリズム」は巨大な可能性を秘めていると推測される。ただし、バスクおよびビルバオの事例研究から浮き彫りとなった通り、単においしい食材や料理が存在するというだけでは、食を通じた地域の活性化には十分ではない。食に携わる地域の人々の営み、すなわち「食文化」が地域のアイデンティティと密接に関連する形で存在し、それが観光客に対して分かりやすく説明・提示されていくことが必須であろう。さらに、料理のレシピをオープンソースとしてシェアしていったこ

とにより、レストラン単体としての評価を高めるのではなく、街全体としての食文化の水準を向上させるという戦略は、オープン・イノベーション戦略の観点からも興味深い成功事例である。

このような成功を達成するためには、一見すると遠回りであるかのように思われるかもしれないが、地域の文化資源の再評価を地道に実践していくことが実は王道であると筆者は考えている。そして、それら地域の文化資源と食文化がどのように関連しているのかについて、分かりやすいストーリーを構築して、観光客に情報提供していくことが望まれる。このように、地域アイデンティティと結びついた食文化の振興が、持続可能な地域活性化の大きな鍵となるのではないかと。

【注】

¹ JETRO Webサイト <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/80488bdef608b6df/MADBCNstyle1-outline.pdf>

² スペイン大使館Webサイト <http://www.spainbusiness.jp/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,4928839_35729252_35711268_0,00.html>

³ 財団法人自治体国際化協会「スペインの地方自治制度」 <http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/articles/sp_jimu/126_3/INDEX.HTM>

⁴ 1€=120円で換算すると、約156億円。

⁵ ビスカヤ県Web Site <http://www.bizkaia.eus/home2/Temas/DetalleTema.asp?Tem_Codigo=4318&idioma=EU&dpto_biz=2&codpath_biz=2%7C201%7C206%7C4318>

⁶ BILBAO BIZKAIA DESIGN COUNCIL <http://www.bidc.eus/projects_cat/city-citizens/>

⁷ グッゲンハイム・ビルバオ <<https://www.guggenheim-bilbao.eus/en/activities/creativity-in-gastronomy/>>

- ⁸ Bilbaointernational<<http://www.bilbaointernational.com/en/what-is-slow-food/>>
- ⁹ スローフード協会スペイン支部<<https://slowfood.es/restaurantes-km0/>>
- ¹⁰ 神戸市Web Site<<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2017/03/20170303143102.html>>
- ¹¹ 鶴岡市からビルバオ市に派遣されたのは、「庄内ざっこ」の齋藤亮一氏、湯田川温泉「つかさや旅館」の庄司丈彦氏、「ボムドテール」の有坂公寿氏の3人。
- ¹² Wikipedia “Gilda (pincho)” <[https://es.wikipedia.org/wiki/Gilda_\(pincho\)](https://es.wikipedia.org/wiki/Gilda_(pincho))>

【参考文献】

- ・ ART NEWSPAPER (2017). *VISITOR FIGURES 2016*. THE ART NEWSPAPER REVIEW Number 289, April 2017.
入手先<<https://www.museus.gov.br/wp-content/uploads/2017/04/20170406-CPAI-Ranking2016Pub-Comp-.pdf>>
- ・ Bilbao City (2015). “An Englishman came to Bilbao and other tales”.
入手先<<http://www.bilbao.es/TalesBilbaoIngles/archivos/assets/basic-html/page1.html>>
- ・ Gault,H & Millau,C (1978). “RECETTES DE LA CUISINE LEGERE”. Selection du Reader’s Digest S.A. (=万木義次訳、アンリ・ゴー&クリスティアン・ミヨ 『軽いフランス料理—ヨーロッパ50人のシェフによる創作』、1980、三洋出版貿易)
- ・ Guggenheim Museum Bilbao (2012). “Impact of the activities of the Guggenheim Museum Bilbao on the Basque regional Economy in 2010”.
入手先<https://prensa.guggenheim-bilbao.es/src/uploads/2012/12/Econ_Impact_ENG_2010.pdf>
- ・ Kurlansky, M. (2000). *The Basque history of the world*. Random House.
- ・ Pérez-Agote, A. (2006). *The social roots of Basque nationalism*. University of Nevada Press.
- ・ This, H. (2009). “Twenty Years of Molecular Gastronomy”. 日本調理科学会誌、42(2)、79-85.
- ・ UNWTO (2012). *Global Report on Food Tourism*.
入手先<<http://cf.cdn.unwto.org/sites/all/files/docpdf/amreports4-foodtourism.pdf>>
- ・ 石井久生 (2003). 「バスク自治州におけるバスク語人口の地域的動態とその諸要因」。地学雑誌、112、2003、73-94。
- ・ 石井至 (2012). 『バル、タパス、アルサック 日本人のあまり行かない世界のセレブ・リゾート3』。石井兄弟社。
- ・ 尾家建生 (2017). 「都市とガストロノミー (1) —ユネスコ創造都市ネットワークに見る美食都市の形成—」。
入手先<<http://library.tourism.ac.jp/No17oietateo.pdf>>
- ・ 経済産業省 (2004). 『通商白書2004』。
入手先<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/2004_2shoh2setu.pdf>
- ・ 経済産業省・国内外の食及び食文化等の発信拠点に関する調査 検討委員会 (2017). 『国内外の食及び食文化等の発信拠点に関する調査報告書』。2017年3月。
入手先<http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000246.pdf>
- ・ 小林啓孝 (2015). 「スペイン高級レストランにおける顧客吸引力の創造とディレンマ」。早稲田商学同攻会。
入手先<<http://www.geog.or.jp/journal/back/pdf112-1/p073-094.pdf>>
- ・ 全国知事会 (2004). 『地方自治の保障のグランドデザイン—自治制度研究会報告書—』。
入手先<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/7_honpen_2_1.pdf>
- ・ 高橋広行 (2017). 「美食を通じた地域ブランディングの事例研究 —スペイン バスク地方の「美食の都」：サン・セバスティアンの成功要因の解明—」。『同志社商学』同志社大学、第68巻第5・6号 (2017年3月)。
- ・ 竹谷和之 (2006). 「近代スポーツとバスクアイデンティティ」。神戸外大論叢、57、p445-459。
- ・ 土田美登世 (2015). 「観光資源としての食の力」。日本調理科学会誌、48(1)、73-76。
- ・ 菅原千代志 (2013). 「バンプローナ的美食倶楽部へようこそ」。『スペイン 美・食の旅 バスク&ナバーラ』。平凡社。
- ・ 堀越千秋 (2011). 「世界一的美食の町は、スペイン・バスクにあった」。『翼の王国』(2011年5月)。ANA。
- ・ 山口純子 (2013). 「サン・セバスティアンが食の王国とよばれる理由」。『スペイン 美・食の旅 バスク&ナバーラ』。平凡社。
- ・ 山口純子 (2015). 「サン・セバスティアンが『世界一美味しい街』と言われる理由」。『CREA Traveller：特集『遊びのスペイン』 Spring, No.41、文藝春秋、92-93。
- ・ 吉田浩美 (2012). 「アスペイティアのソシエダデ」。『現代バスクを知るための50章』。明石書店。
- ・ 浦田幸宏 (2015). 「新制度派組織論の意義と課題」。三田商学研究、58(2)、227-237。
- ・ 渡部哲郎 (2004). 『バスクとバスク人』。平凡社新書。
- ・ 渡部哲郎 (2017). 「スペイン、そしてバスク「ネーション」事情考」。甲南法学、57(3・4)、519-542。

レポート・コラム

三菱UFJリサーチ&コンサルティングはシンクタンク・コンサルティングファームとして、マクロ経済の定点観測や分析を行っているエコノミスト、官公庁の受託調査や政策研究に取り組んでいる研究員、国内外の企業経営の課題解決をお手伝いしているコンサルタントによるレポート・コラムを公開しています。

多様な専門性を生かし、経済・社会の「今と未来」を鋭い視点で切り開くレポート・コラムをぜひご覧ください。

(<http://www.murc.jp/thinktank>)

Quarterly Journal of Public Policy & Management

季刊 政策・経営研究

2017 vol.3 (2017年3号) 通巻第43号

発行責任者：村林 聡 (代締取締役社長)
編集長：加藤 義人 (執行役員 政策研究事業本部)
編集委員：名藤 大樹 (コンサルティング事業本部)
山田 心治 (政策研究事業本部)
岩田 雄三 (政策研究事業本部)
沼田 壮人 (政策研究事業本部)
加藤 三貴式 (会員・人材開発事業本部)
中塚 伸幸 (調査本部)

編集・発行
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
東京 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL：03-6733-1000 FAX：03-6733-1009
名古屋 〒461-8516 名古屋市東区葵1-19-30 マザックアートプラザ
TEL：052-307-1110 FAX：052-307-1126
大阪 〒530-8213 大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA
TEL：06-7637-1500 FAX：06-7637-1501
E-mail：info@murc.jp http：//www.murc.jp

本誌に関するお問い合わせは
三菱UFJリサーチ&コンサルティング コーポレート・コミュニケーション室までご連絡ください。
連絡先：TEL03-6733-1005



三菱UFJリサーチ&コンサルティング